

実施庁に係る実績評価に関する
調査結果報告書

平成16年7月

総務省行政評価局

前 書 き

実施庁は、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）等に基づき導入された主として政策の実施機能を担う組織として、平成 13 年 1 月の省庁再編時に、7 省庁に 9 実施庁が設置された。その後、平成 15 年 4 月の日本郵政公社の設立に伴い郵政事業庁が廃止されたため、16 年 3 月末現在、6 省庁に 8 実施庁が設置されている。

実施庁については、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるため、中央省庁等改革基本法において、府省の長は、実施庁の所掌する事務に係る権限を当該実施庁の長に委任し、当該権限委任事務の実施基準等を定め公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

実施庁に係る実績評価については、現在、各省庁において、個々の実施庁の業務の特性に応じた方法によって行われている状況にあるが、これを一層的確かつ効果的に実施するため、各省庁においては、現行の評価方法等を不断に見直し、評価内容を一層充実したものにしていくことが求められている。

この調査は、実施庁の業務の効率化とその自律性の向上を推進する観点から、実施庁に係る実績評価の実施及び評価結果の活用の状況等を調査し、当該評価の的確かつ効果的な実施に資するため行ったものである。

今回の調査結果報告書の取りまとめに当たっては、実施庁に係る実績評価の実施状況を明らかにするとともに、実施庁に関する中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、各省庁が講じている評価方法等についての各種の工夫例を取り上げることとした。今後、関係省庁において、本調査結果が十分活用されることを期待するものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 実施庁に係る実績評価の枠組み	2
2 実施庁に係る実績評価の現状と課題	3
(1) 事務の実施基準等の制定・公表	3
(2) 目標の設定及び実績の評価	4
ア 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備	4
イ 目標の設定及び実績の評価の的確かつ効果的な実施	6
① 目標の設定状況	6
② 実績の評価の実施状況	7
③ 有識者等第三者の知見の活用状況	9
(3) 公表等の推進	10
(4) 評価結果等の活用	12

目 次

1	実施庁に係る実績評価の枠組み	
図 1	実施庁の導入経緯	14
表 1	行政改革会議最終報告（平成9年12月3日。抜粋）	15
表 2	国家行政組織法及び内閣府設置法（抜粋）	17
表 3	実施庁の所掌事務に関する政策の企画立案に関する事務の担当部局	18
表 4	中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号。抜粋）	19
図 2	実施庁制度の概要	20
表 5	実施庁の長への権限委任状況	21
表 6	中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定。抜粋）	22
表 7	基本法第16条第6項第2号に規定する措置に係る今後の取り組みについて（平成12年3月13日中央省庁等改革推進本部事務局。抜粋）	22
2	実施庁に係る実績評価の現状と課題	
(1)	事務の実施基準等の制定・公表	
表 8	実施庁の長に委任された事務の実施基準等の制定状況	23
(2)	目標の設定及び実績の評価	
ア	目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備	
表 9	目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備状況	24
表 10	実施庁に係る目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の策定理由	25
表 11	実績評価書の作成及び公表時期の設定状況	26
表 12	実績評価書の作成及び公表時期の設定理由	27
イ	目標の設定及び実績の評価の的確かつ効果的な実施	
①	目標の設定状況	
表 13	実施庁が達成すべき目標の設定に関する事務の流れ（概要）	28
表 14	実施庁が達成すべき目標の設定の考え方・方針等	29
表 15	実施庁が達成すべき目標（平成15年度）に関する達成すべき水準の数値化の状況	30
表 16	定量的な目標の設定が可能とみられる例	31
表 17	実施庁が達成すべき目標の設定状況（平成13年度～15年度）	32
②	実績の評価の実施状況	
表 18	実施庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務の流れ（概要）	33
表 19	目標の達成度合いの評価方法	34
③	有識者等第三者の知見の活用状況	
表 20	有識者等第三者の知見の活用状況	37
(3)	公表等の推進	
表 21	行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定。抜粋）	38
表 22	事務の実施基準等、目標及び実績評価書の作成並びに公表の時期	38
表 23	実績評価結果の公表までに要した期間	39
表 24	実施庁が達成すべき目標、実績評価書等の公表状況	40
表 25	実施庁が達成すべき目標、実績評価書等に対する国民の意見・要望の受付方法	41
(4)	評価結果等の活用	
表 26	実施庁に係る実績評価結果等（平成14年度）の政策の企画立案、予算要求等への反映・活用の有無	42
表 27	実施庁に係る実績評価結果の政策の企画立案、予算要求等への反映事例	43
表 28	実施庁に係る実績評価結果等の政策評価への活用事例	45

資料		
資料 1	実施庁に係る目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類	47
資料 2	実施庁が達成すべき目標の設定に関する事務の流れ(詳細) ……………	55
資料 3	平成15年度の実施庁が達成すべき目標に関する達成しようとする水準の数 値化の状況……………	58
資料 4	実施庁が達成すべき目標に関する定量的な指標の設定状況……………	63
資料 5	実施庁が達成すべき目標(中・長期的目標)の設定状況……………	83
資料 6	実施庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務の流れ(詳細)	87
(参考)		
	実施庁による自主的な評価の実施状況……………	90
参考資料 1	実施庁が自主的に行っている評価の概要……………	91
参考資料 2	気象庁に関する国土交通大臣が定めた目標と気象庁が自主的に定めた目標 との対比(平成14年度)……………	92
参考資料 3	海上保安庁に関する国土交通大臣が定めた目標と海上保安庁が自主的に定 めた目標との対比(平成14年度)……………	95

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、実施庁の業務の効率化とその自律性の向上を推進する観点から、実施庁に係る実績評価の実施及び評価結果の活用の状況等を調査し、実施庁に係る実績評価の的確かつ効果的な実施に資するため行ったものである。

2 調査対象機関

防衛庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

[実施庁]

防衛施設庁、郵政事業庁（注）、公安調査庁、国税庁、社会保険庁、特許庁、気象庁、海上保安庁、海難審判庁

（注）郵政事業庁については、平成15年4月の日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

3 担当部局

行政評価局

4 実施時期

平成15年12月～16年7月

第2 調査結果

通 知 事 項	図表番号
<p>1 実施庁に係る実績評価の枠組み</p> <p>実施庁は、中央省庁等改革の一環として、政策の企画立案機能と実施機能を組織的に分離してそれぞれの機能の高度化を図るため、政策の企画立案機能は主として本省に、実施機能については可能な限り外局、独立行政法人等の組織に分離するとの考え方（行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）。以下「最終報告」という。）に基づき導入されたものである。</p> <p>平成13年1月、7省庁に9実施庁（注）が設置され、15年4月の日本郵政公社の設立に伴い郵政事業庁が廃止されたことにより、16年3月末現在、6省庁に8実施庁が設置されている。</p> <p>（注）1 7省庁9実施庁の内訳 ・防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、厚生労働省（社会保険庁）、経済産業省（特許庁）、国土交通省（気象庁、海上保安庁及び海難審判庁）</p> <p>2 個々の実施庁が担っている機能は様々である。実施庁の所掌事務に関する政策の企画立案に関する事務について、これを実施庁が担当しているものが5実施庁（公安調査庁、特許庁、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁）、省の内部部局が担当しているものが3実施庁（郵政事業庁、国税庁及び社会保険庁）及び庁の内部部局（官房）と実施庁で分担しているものが1実施庁（防衛施設庁）となっている。</p> <p>実施庁については、最終報告において、業務実施の効率化を図り、自律性を高めるため、その制度設計に当たって、i) 実施庁の長に対する業務実施権限の法律による明確な付与、ii) 目標の設定、評価による管理手法の導入等の措置を講ずることが必要とされている。また、実施部門に係る目標の設定と達成度評価といった仕組みの導入は、評価機能の充実方策の一環と位置付けられている。</p> <p>これを受けて制定された中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項の規定においては、i) 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るものを当該実施庁の長に委任すること、ii) 府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則（以下「事務の実施基準等」という。）を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。</p> <p>さらに、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等</p>	<p>図1 表1</p> <p>表2</p> <p>表3</p> <p>表1</p> <p>表4 図2 表5</p> <p>表6 表7</p>

通 知 事 項	図表番号
<p>適当でなく、各省庁において検討することとなった。このため、実施庁に係る実績評価については、各省庁が個々の実施庁の実施業務の内容に応じて個別に実施している状況にある。</p> <p>なお、政策の企画立案機能から分離して実施機能を果たすものとして設立された独立行政法人については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）において、i) 主務大臣は、独立行政法人が達成すべき中期目標を設定・公表すること、ii) 独立行政法人は、中期目標に基づき中期計画及び年度計画を作成・公表すること、また、業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けることなどが定められている。</p> <p>また、行政機関が行う政策については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）において、行政機関の長は、i) 政策評価の実施方針、政策効果の把握、学識経験者の知見の活用、政策評価結果の政策への反映等に関する事項を定めた政策評価に関する基本計画及び1年ごとの事後評価の実施計画を策定・公表した上で、事後評価を行うこと、ii) 評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表することなどが定められている。</p> <p>このように、独立行政法人の業務の実績に関する評価及び行政機関が行う政策評価については、それぞれ、全省庁共通の枠組みの下に行われている。</p> <p>2 実施庁に係る実績評価の現状と課題</p> <p>(1) 事務の実施基準等の制定・公表</p> <p>事務の実施基準等は、上記1のとおり、省庁の長に対しその制定・公表が義務付けられている。また、中央省庁等改革方針において、事務の実施基準等の制定及び公表については、可能な限り具体的かつ客観的な基準とすることを基本としている。</p> <p>今回調査した7省庁9実施庁について、事務の実施基準等の制定・公表状況をみると、次のとおりとなっている。</p> <p>なお、調査対象とした郵政事業庁は平成15年4月の日本郵政公社の設立に伴い廃止されたことから、他の6省庁8実施庁について主に記述することとし、郵政事業庁については、13年度及び14年度にその実績評価に関して総務省が行った工夫を参考として記述する（以下同じ）。</p> <p>事務の実施基準等は、6省庁のすべてにおいて、平成13年1月から3月までの間に個々の実施庁ごとに訓令又は大臣決定として制定・公表されている。</p> <p>事務の実施基準等の内容としては、すべての実施庁において、所掌事務の実施に当たり基本となる事項や留意すべき事項などが規定されている。</p> <p>事務の実施基準等については、6省庁中防衛庁、法務省、厚生労働省及び経済産業省において、本省庁の実施庁に係る実績評価の担当部局（政策評価担当部局）が制定しているが、財務省及び国土交通省においては、実施庁に係る実績評価の担当部局と異なる部局（財務省は大臣官房文書課企画調整室、国土交通省は大臣官房総務課）が制定している。</p>	<p>表8</p>

通 知 事 項	図表番号
<p>(2) 目標の設定及び実績の評価</p> <p>ア 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備</p> <p>実施庁が達成すべき目標（以下「目標」という。）の設定及び目標に対する実績の評価について、これらを体系的かつ継続的に実施し、透明性及び客観性の確保を図るため、目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類を整備し、これに則し実施することが重要である。</p> <p>調査対象6省庁8実施庁について、目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備状況をみると、次のとおりとなっている。</p> <p>① 目標の設定及び実績の評価について、各省庁は、基本的に、i) 目標の設定・公表、ii) 目標期間終了後における目標の達成状況（実績）の取りまとめ、iii) 目標の達成状況（実績）の評価・公表という方法、手順で行っている（詳細は、後述の2(2)イ参照。）。</p> <p>i) 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順の一連の手続について規程類を定めているものは、2省庁である。</p> <p>a 防衛庁は、「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」（平成13年2月14日防官文第1062号）において政策評価及び実施庁の実績評価に関し必要な事項をそれぞれ定めている。実施庁の実績評価に関しては、その目的、担当課等、実施手続（目標の設定手順及び実績評価書の作成手順）、業務への反映、評価結果の公表方法、国民の意見・要望の受付窓口の整備について、具体的に定められている。</p> <p>b 財務省は、「政策評価に関する基本計画」（平成14年3月29日大臣決定）の項目の一つとして、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」を設けている。同項目においては、財務省の政策評価における実績評価と国税庁の実施庁としての実績の評価とは、評価手法の観点からは実質的に異なるところはないため、国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、実施庁の実績の評価としての性格を踏まえつつ、この基本計画の定めるところに準じて実施するとされ、実施スケジュールが定められている。また、実績評価の実施の項目において、評価基準及び評価マニュアルとともに、実施計画（目標の設定を含む。）及び実績評価書の内容や作成のための具体的な作業手順等が定められている。</p> <p>また、財務省は、同基本計画に基づき、事務年度（7月から翌年6月まで）の目標と指標、実施スケジュール、実施要領等を内容とする「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」を毎事務年度策定し公表している。</p> <p>さらに、国税庁は、本庁並びに国税局及び税務署における当該実績の評価に関する実施体制、事務処理手順等について、毎事務年度、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務の実施について」（平成13事務年度から15事務年度までの国税庁長官指示）を各国税局長等に発出している。</p>	<p>表9、10 資料1</p>

通 知 事 項	図表番号
<p>ii) 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順のうち、その一部について規程類を定めているものは、2省である。</p> <p>a 厚生労働省は、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」(平成14年4月1日大臣決定)において、社会保険庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしている。また、同基本計画に基づき毎年度策定する「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」において、社会保険庁の事務の実施状況についての本省への報告時期及び評価結果の公表時期を定めているが、目標の設定のための実施手順、実績の評価の担当部局等については定めていない。</p> <p>b 法務省は、「法務省政策評価基本計画」(平成14年3月28日大臣決定)において、公安調査庁について、政策評価のほか、「法務省政策評価基本計画」に定める実績評価方式に準じて、中央省庁等改革基本法第16条第6項の規定に基づく評価を実施することとしている。しかし、「法務省政策評価基本計画」においては、実績評価方式の基本的性格、評価対象のとらえ方(施策等を一個の単位として評価)、評価の時点(目標期間終了後に達成度を評価)及び実績評価方式を使用する政策について定められているのみで、実施庁に係る実績評価の具体的な実施手順、実績評価の担当部局等は定められていない。</p> <p>(参考) 総務省は、「総務省政策評価基本計画」(平成14年3月27日訓令第41号)において、郵政事業庁の評価に関する事項を設け、目標の設定及び実績の評価担当部局、実績の評価の実施方法、手順、実施庁への評価結果の通知時期、公表の時期・方法等の基本に係る事項(目標の設定のための実施手順を除く。)を定めていた(注)。</p> <p>(注) 総務省政策評価基本計画の該当部分の規定は、日本郵政公社の設立に伴う郵政事業庁の廃止に併せて、削除されている。</p> <p>iii) 経済産業省及び国土交通省は、目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する明文の規程類を整備していない。</p>	<p>表9 資料1</p>
<p>② 上記①の規程類を定めている4省庁のうち、実績評価書の作成及び公表の時期について定めているのは3省庁(防衛庁、財務省及び厚生労働省)で、1省(法務省)は定めていない。また、目標期間の終了から実績評価書の作成又は公表までの期間については、2省庁(防衛庁及び財務省)は3か月、1省(厚生労働省)は約5か月と定めている。</p> <p>i) 防衛庁は、評価結果の取りまとめを迅速かつ計画的に行うため、評価対象年度終了後3か月を超えない時期までに防衛庁長官の承認を得て速やかに公表するとしている。</p> <p>ii) 財務省は、政策評価における実績評価の実施スケジュールに準じて実施するとの理由から、3か月の取りまとめ期間を設け9月末日途に実績評価書を策定し速やかに公表するとしている。</p>	<p>表11、12 資料1</p>

通 知 事 項	図表番号
<p>iii) 厚生労働省は、6月末までに社会保険庁から実施状況報告を受け、評価結果を8月末目途に公表するとしている。</p> <p>(参考) 総務省は、実績評価書を8月中旬までに郵政事業庁に通知し、総務省の政策評価結果を公表する際に併せて公表するとしていた。</p> <p>したがって、関係省庁は、実施庁に係る実績評価の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、各省庁の実施状況を参考に、目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備や充実を図る必要がある。</p>	
<p>イ 目標の設定及び実績の評価の的確かつ効果的な実施</p> <p>実施庁に係る実績評価は、実施庁の業務実施の効率化を図り、その自律性を高めるため、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していくものである。</p> <p>中央省庁等改革方針において、目標はより客観的な評価が可能となるよう設定することが基本とされており、目標の設定に当たっては、達成状況を可能な限り客観的に測定できる指標を用い、具体的な目標とすることが重要である。</p> <p>また、目標の達成度合いについての判定は、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき実施されるとともに、具体的に分かりやすく公表されることが望ましい。</p> <p>さらに、実績評価の客観性を確保するとともにその質の向上を図るため、実施庁の業務の内容に応じて有識者等第三者の知見の活用を図ることが有益である。</p> <p>調査対象6省庁8実施庁について、平成13年度から15年度までの目標の設定状況並びに13年度及び14年度の目標に対する実績の評価の実施状況(有識者等第三者の知見の活用状況を含む。)をみると、次のとおりとなっている。</p>	表 6
<p>① 目標の設定状況</p> <p>i) 各省庁は目標の設定について、できるだけ定量的な指標(数値目標)を設定することが望ましく、今後、継続して、定量的な指標の設定について検討していきたいとしている。</p>	表 13、14 資料 2
<p>各省庁が実施庁の業務に関し設定した目標については、個々の実施庁の業務内容が異なることを考慮する必要がある。</p> <p>平成15年度の場合、次のとおり、掲げられた目標のすべてについて定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されているもの(3実施庁)のほか、目標の一部について定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されているもの等(5実施庁)がみられる。</p> <p>a すべての目標について達成すべき水準が数値化されているもの</p> <p>特許庁については6目標が設定され、その内容は、例えば、「出願件数が増加している中、早期の権利保護を図るため、オンライン出願書類の方式審査の通常処理期間を受付日から1週間以内とするよう努めるこ</p>	表 15 資料 3、4

通 知 事 項	図表番号
<p>と」となっているなど、掲げられた目標のすべてについて定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されている。同様に、気象庁の4目標及び海難審判庁の3目標のすべてについて、いずれも定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されている。</p> <p>b 目標の一部について達成すべき水準が数値化されているもの</p> <p>海上保安庁については4目標中2目標、国税庁については10目標中4目標、防衛施設庁については38目標中10目標、社会保険庁については21目標中5目標に関し、それぞれ定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されている。なお、公安調査庁については、公共の安全確保を図るなどの業務特性もあり、2目標のいずれも定量的な指標が設定されていない。</p> <p>しかし、定量的な指標の設定にかかわらず達成すべき水準が数値化されていない目標の中には、例えば、自衛隊施設に供される行政財産の所管換、用途廃止等に係る事務手続の処理期間（防衛庁）、国税に関する異議申立案件の3か月以内の処理件数割合や審査請求案件の1年以内の処理件数割合（財務省）、政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用率（厚生労働省）、地震活動の監視観測地点数（国土交通省）など、定量的な目標を設定することが可能とみられるものがある。</p>	<p>表 16</p>
<p>ii) 目標は、すべての実施庁について、1年間を基本として設定され（注）毎年改定されているが、中には、特許庁のように中・長期的な目標及び当該目標を踏まえた1年間の目標を示しているものや、国税庁、気象庁及び海上保安庁のように、目標の一部について2年から3年後の中期的な目標を示した上で当面の1年間の目標を示しているものがある。</p> <p>（注）国税庁は、7月から翌年6月までの事務年度に合わせた目標期間となっている。その他の実施庁はすべて4月から翌年3月までの会計年度に合わせた目標期間となっている。</p>	<p>表 17 資料 5</p>
<p>② 実績の評価の実施状況</p> <p>各省庁の実績の評価の実施状況は、次のとおりである。</p> <p>i) 財務省は、評価基準及び評価マニュアルを定めて実績を評価している。具体的には、評価を行うに当たり、①指標等に照らした目標の達成度、②目標達成のための事務運営プロセスの適切性・有効性・効率性、③結果分析の的確性、④当該政策自体の改善等についての有効かつ積極的な提言の有無等の4つの観点を実評価基準として定めている。また、各目標について実績の評価を実施する際、その判断の根拠として、評価基準をより具体化した18の評価事項（例えば、指標等に照らした目標等の達成度についての評価事項は、①達成度、②達成度を把握できるような指標の設定の適切性、③目標の必要性）と評価事項を判断するに当たっての30のチェック・ポイントを内容とする評価マニュアルを定め、それによって評価している。評価結果については、評価基準ごとに「達成した」、「ほぼ達成した」などのパターン化</p>	<p>表 18 資料 6 表 19</p>

通 知 事 項	図表番号
<p>した文言（注）を用いて整理している。また、平成14事務年度の国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に当たり、評価基準の明確化・厳格化を図るため、「平成14事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」における評価に当たっての基本的な考え方を整理し、目標全体の中の指標の位置付けや施策に係る客観的な実績（成果）を基本として、実績の評価の審査結果欄の記載の充実を図っている。</p> <p>（注）例えば、指標等に照らした目標の達成度については、平成14事務年度の目標に対する実績の評価では、「達成した」、「達成に向けて非常に大きな進展があった」、「達成に向けて相当の進展があった」、「達成に向けて一部進展があった」、「進展しなかった」の5つのパターンで整理しており、評価基準ごとにパターン化した文言を定めている。</p> <p>ii) 国土交通省は、前述2-(2)-ア-①-iii)のとおり、目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する明文の規程類は整備していないが、評価結果を所管する3実施庁共通の方式として、「目標どおり達成したと認められる」、「目標達成に向けて概ね順調に推移していると認められる」、「目標には達していないが相当の実績が上がっていることが認められる」、「目標は達成されておらず一層の努力が必要である」のほぼ4つのパターン化した文言を用いて評価結果を整理（注）し、併せて、所見を記述している。ただし、パターン化した文言については、どのような場合にどの文言を使うのかという判定基準は明確にされていない。</p> <p>（注）国土交通省は、これを「評定」と称している。</p> <p>iii) 防衛庁は、評価の実施段階で、掲げられた目標のすべてについて、達成度合いを評価するための確認項目と測定方法を定めている。評価結果については、目標のすべてについて達成度（パーセント）を記述するとともに、基本的には、チェックシートの確認項目の達成度合いが100%であれば「目標は達成された」、80%以上であれば「目標はおおむね達成された」、80%未満であれば「目標は達成されたとはできなかった」との3つのパターン化した文言を用いて評価結果を整理しているが、明文の規定はない。</p> <p>また、達成度が100%に至らなかった目標については、その原因を分析し、達成度向上のために何が必要かを今後の処理方針として実績評価書の中に記述している。</p> <p>iv) 厚生労働省は、定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されている目標（平成14年度の目標数は4）については、目標と実績を定量的に比較することにより目標の達成度合いを明らかにしている。</p> <p>一方、定量的な指標が設定されているが達成すべき水準が数値化されていない目標（平成14年度の目標数は17）については、ほとんどの場合、「全体的な取組としては適正に実施されている」又は「概ね適正に実施されている」との評価が行われている。例えば、「年金受給権者に対し、適正な届</p>	

通 知 事 項	図表番号
<p>出の周知等を確実にすること」という目標について、「平成14年度における庁の取組状況は、パンフレット配布数、説明会の開催数、その参加者数ともに前年度を上回る規模で各種届出励行の周知活動を実施しており、全体的な取組としては適正に実施されていると言える」と評価している。このように、掲げた目標に対する実施庁の取組状況については評価しているが、目標の達成度合いについては判定していない。</p> <p>v) 経済産業省は、前述 2-(2)-ア-①-iii) のとおり、目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する明文の規程類は整備していないが、すべての単年度目標に定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されており、この目標に対する実績を定量的に比較することにより目標の達成度合いを明らかにしている。具体的には、「特許・実用新案に関する早期審査・早期審理の申出から1年以内に一次審査結果の発送又は審決を行う」という目標（平成14年度目標）に対し、「一次審査結果を発送した4,024件のうち1年以内の処理件数は4,018件であり、99.9%が目標を達成した」と記述している。</p> <p>vi) 法務省は、公安調査庁の業務特性を勘案し、目標（平成14年度の目標数は2）については定量的な指標が設定されておらず達成すべき水準を数値化していないが、目標ごとの達成度合いの測定方法等を定めている。例えば、「観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする」という目標について、教団の組織、活動の実態、危険性の解明度合い（基礎的な指標として、立入検査の実施状況（実施施設数、公安調査官の動員数、検査時間）を把握）に基づき評価することとしている。これにより、評価結果として、「立入検査などの実施により教団の活動実態を相当程度解明した」としている。</p> <p>（参考）総務省においては、「目標は達成されている」、「目標は達成されなかった」の2つのパターン化した文言を用いて評価結果を整理していた。</p> <p>③ 有識者等第三者の知見の活用状況</p> <p>目標の設定や実績の評価について、客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者等第三者の意見等を聴く機会を設けているものは、2省（法務省及び財務省）である。両省は、次のとおり、いずれも、評価法第3条第2項第2号に基づき開催した各界有識者からなる政策評価に関する懇談会を活用しているが、その他の4省庁では、第三者の意見を聴取する機会を設けていない。</p> <p>i) 法務省は、その政策及び政策評価の実施計画、評価方法等について、民間の有識者等の意見等を聴取するために開催している「政策評価懇談会」に、公安調査庁が達成すべき目標の内容及び実績評価結果を付議し、意見等を聴取している。</p>	<p>表 20</p>

通 知 事 項	図表番号
<p>ii) 財務省は、どのように政策評価を行い、活用していくか等について、各界の有識者の意見等を幅広く聴取するため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」を開催している。また、財務省は、国税庁に係る実績評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、国税庁が達成すべき目標及び実績評価結果を同懇談会に付議し、意見等を聴取している。そこで出された意見は、国税庁の実績評価書に「講評」として記載され、指標の見直し等に反映されている。具体的には、平成13事務年度の実績評価結果に関して、同懇談会は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」という目標の達成状況について、「納税者に対するサービス提供に関する評価は、その方式また実績においてもおおむね良好であると考えるが、適正かつ公平な賦課・徴収については、指標を工夫する余地があるのではないか」、「滞納税額と併せて滞納割合の情報を指標とすべきではないか」との意見を付している。この意見を踏まえ、財務省は、平成15事務年度の「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」の策定に当たり、国税庁が重点的に取り組むこととしている滞納の圧縮に関する施策において、新たな指標として「国税の滞納発生割合」を設定するとともに、「滞納整理中の税額」に係る既存指標についても、新規発生滞納額と整理済額を新たに加える等の指標の充実を行っている。</p> <p>したがって、関係省庁は、実施庁に係る実績評価の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、所管する個々の実施庁の業務内容を勘案しつつ、各省庁の実施状況を参考に、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 目標に関し達成する水準が明確にされていないものがある省庁においては、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定に努めること。 ② 目標の達成度合いの判定に当たっては、その基準を設定するなどにより、判定方法の明確化に努めること。 ③ 目標の設定や実績の評価を行う際に、有識者等第三者の知見の活用を努めること。 <p>(3) 公表等の推進</p> <p>実施庁に係る実績評価の実施により、国民に対する説明責任を徹底し、行政の透明性を確保するためには、各省庁が行った評価結果等を積極的に公表することが重要である。「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)では、各府省において、実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を毎年評価して公表するとされている。</p> <p>実施庁に係る実績評価に関する情報を公表するに当たっては、国民に対する分かりやすさを確保するなど、国民の理解を得るよう努力することが重要である。このため、評価結果等の要旨を作成するなどにより、簡潔で分かりやすい形で公表することが望ましい。また、国民が情報を迅速かつ容易に入手できるようインターネッ</p>	<p style="text-align: right;">表 21</p>

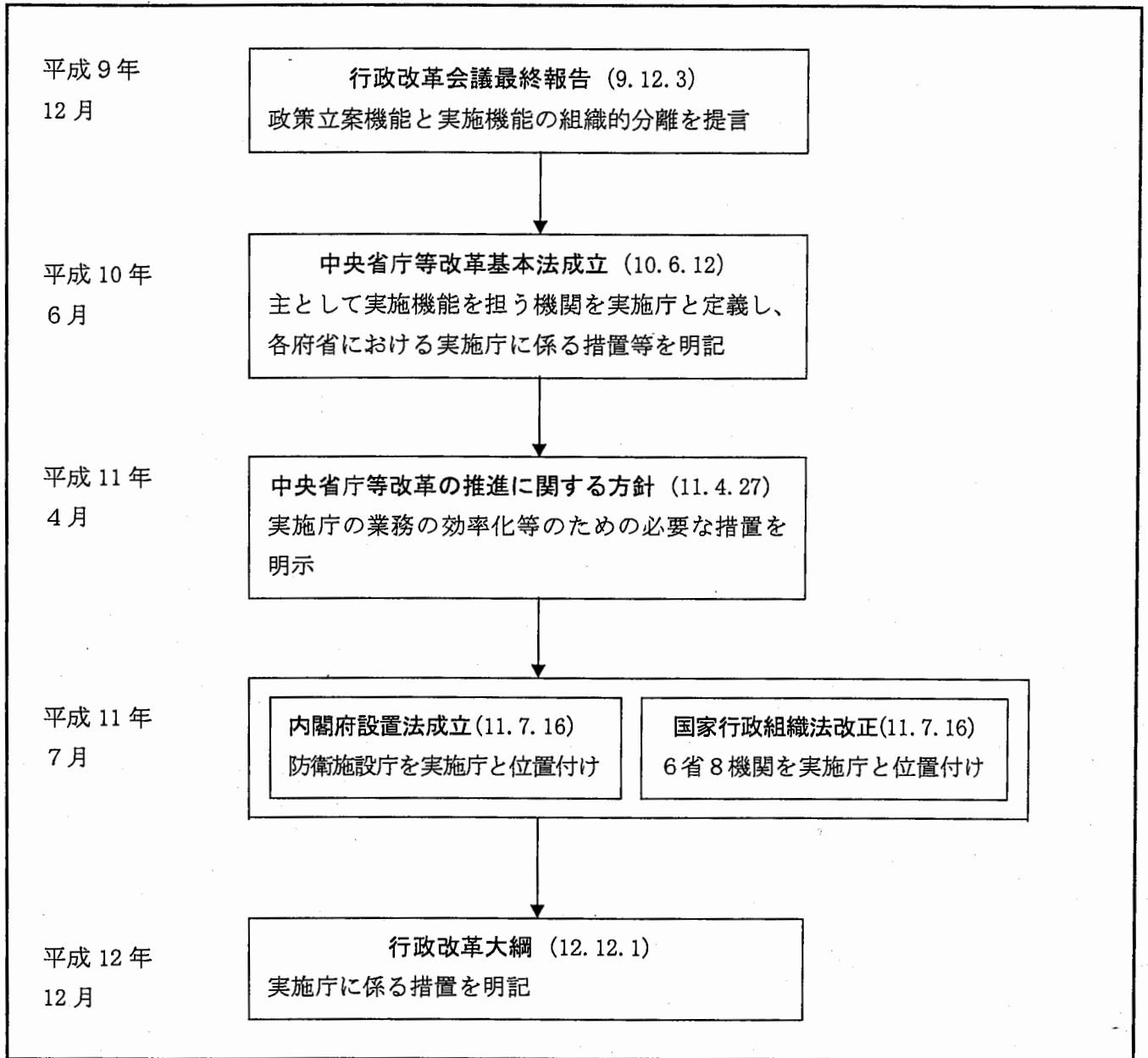
通 知 事 項	図表番号
<p>トの活用による公表を推進するとともに、評価の実効性や客観性を高めるため、評価結果等に対する国民からの意見・要望を受け付ける仕組みを整備することも重要である。</p>	
<p>調査対象6省庁8実施庁について、事務の実施基準等、平成13年度から15年度の目標並びに13年度及び14年度の目標に対する実績評価書の公表状況等をみると、次のとおりとなっている。</p>	
<p>① 事務の実施基準等は、目標の設定及び目標期間の開始時期までに制定し速やかに公表することが重要である。6省庁すべてが、平成13年度の目標設定及び目標期間の開始時期までに制定し公表している。</p>	表 22
<p>② 同様に、目標は、目標期間の開始時期までに設定し速やかに公表することが肝要である。6省庁すべてが、毎年度の目標期間の開始時期までに設定し、速やかに公表している。</p>	表 22
<p>③ 実績評価書は、目標期間終了後速やかに作成し、公表することが重要である。平成14年度の目標期間が終了してから実績評価書の公表までに要した期間をみると、最も短いものが1.5か月（国土交通省）、次いで3か月（防衛庁及び財務省）、約4か月（法務省）、約7か月（厚生労働省）で、最も長いものは約8か月（経済産業省）となっている。このうち、実績評価書の作成又は公表時期を定めている防衛庁、財務省及び厚生労働省については、防衛庁及び財務省が期限を遵守しているのに対し、厚生労働省は約5か月の期限を2年連続（平成13年度及び14年度）で約2か月超過している。</p> <p>また、実績評価書の要旨を作成し公表している省庁はみられない。</p>	表 23
<p>（参考）総務省は、国民に対する分かりやすさを確保するため、実績評価書本文のほかにその概要（要旨）を作成し、公表していた。</p>	
<p>④ 目標及び実績評価書の公表は、6省庁すべてが、インターネット・ホームページ（以下「HP」という。）への掲載により行っている。この他、記者発表及び来庁者への配付を行っているのは1省（財務省）、情報公開室への備置きを行っているのは1庁（防衛庁）である。</p>	表 24
<p>（参考）総務省は、HP及び記者配布により公表していた。</p> <p>i) HPへの掲載に関しては、少なくとも目標の設定や実績の評価の実施主体である本省庁のHPへの掲載が基本であると考えられるが、経済産業省では、特許庁のHPにのみ掲載している（注）。</p> <p>（注）平成16年度から、本省HPに掲載している。</p>	

通 知 事 項	図表番号
<p>ii) 国民が容易に情報を入手できるようにするため、実施庁自らのHPから本省庁のHPの該当箇所へのアクセスを可能としているのは、3実施庁（防衛施設庁、国税庁及び気象庁）のみである。また、同様の理由で、4省庁（防衛庁、法務省、財務省及び厚生労働省）では、政策評価と同一の箇所に掲載している（注）。</p> <p>（注）経済産業省においては、平成16年度から、本省HPの政策評価と同一の箇所に掲載し、特許庁HPからもアクセスが可能となっている。</p> <p>iii) 国民の実績評価結果に対する理解を促進するため、目標や評価書は複数年度分をHPに掲載し経年比較できるようにすることが重要である。目標について、複数年度分を掲載しているのは4省庁（防衛庁、財務省、厚生労働省及び国土交通省）であり、他の2省（法務省及び経済産業省）では、HPの容量の制約や、評価書において目標に対応する形で評価結果が掲載されていること等を理由に、最新の1年間の目標のみを掲載している。また、評価書について、複数年度分を掲載しているのは5省庁（防衛庁、法務省、財務省、厚生労働省及び経済産業省）であり、他の1省（国土交通省）では、HPの容量の制約を理由に、最新の1年間の評価書のみを掲載している。</p> <p>⑤ 評価結果等に対する国民からの意見・要望の受付は、6省庁すべてが行っており、自らのHP上でその方法を明らかにしている。具体的には、電子メールによる受付は5省庁（防衛庁、法務省、財務省、厚生労働省及び経済産業省）が採用しており、他に電話が2省（経済産業省及び国土交通省）、郵便が2省庁（防衛庁及び経済産業省）、ファックスが3省（財務省、経済産業省及び国土交通省）となっている。</p> <p>なお、これまで、実施庁に係る実績評価に関する国民からの意見・要望の受付実績はない。</p> <p>したがって、関係省庁は、目標、評価結果等を公表するに当たっては、国民が分かりやすい情報を迅速かつ容易に入手できるようにするため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実績評価書の作成・公表の早期化を図ること。 ② 実績評価書の要旨の作成・公表に努めること。 ③ 目標、実績評価書等のHPへの掲載に当たっては、複数年度分の掲載に努めること。 ④ その他、各省庁における目標、評価結果等の公表に関する工夫例を参考に、一層積極的な公表に努めること。 <p>(4) 評価結果等の活用</p> <p>最終報告において、「政策立案過程への実施段階の情報の提供や問題点の反映が不可欠であり、一方、実施部門においては、政策の企画立案過程における意図と目的が十分に伝えられ、的確な行政の実施が図られなければならないこと。実施段階</p>	<p>表 25</p> <p>表 1</p>

通 知 事 項	図表番号
<p>での実情や問題点の把握は、政策評価の一部と考えられ、これらの情報が政策立案部門に適切に提供される必要があること。」とされている。また、中央省庁等改革基本法第4条（中央省庁等改革の基本方針）において、政策の企画立案部門と実施部門の緊密な連携の確保を図ることとされている。このように、評価結果については、次年度の目標の設定に反映するとともに、政策の企画立案作業等における重要な情報として活用することが求められている。</p> <p>調査対象6省庁8実施庁について、平成13年度から15年度までの実施庁に係る実績評価結果等の活用状況等をみると、次のとおりとなっている。</p> <p>財務省では、「政策評価に関する基本計画」において、評価結果を政策の企画立案作業、目標の設定等に反映させるとの実績評価結果の活用に関する方針が明らかにされている。防衛庁では、「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」において、実績評価書の内容を踏まえ、防衛施設庁の業務の効率化を図ることとする方針が示されているものの、政策の企画立案作業等に反映させることについては示されていない。その他の4省（法務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省）ではこのような方針は明らかにされていない。ただし、実績評価結果や目標の達成見通し等については、6省庁すべてにおいて、次年度の目標の設定に際しての重要な情報として活用しているとしている。</p> <p>また、本省が平成14年度の各省庁の実施庁に係る実績評価結果等の活用状況を調査した結果によれば、実績評価結果を、政策の企画立案、翌年度の予算要求や機構・定員要求に反映している例は4省（法務省、財務省、厚生労働省及び国土交通省）で6事例、政策評価に活用している例は2省庁（防衛庁及び国土交通省）で3事例となっている。</p> <p>（参考）総務省においても政策評価に活用している例がみられた。</p> <p>したがって、関係省庁は、実施庁に係る実績評価結果等の活用を一層推進するため、その方針等を明らかにした上で政策の企画立案部門及び実施部門への周知を図るよう努める必要がある。</p>	<p>資料1 表26</p> <p>表26～28</p>

図1

実施庁の導入経緯



Ⅲ 新たな中央省庁の在り方

1 基本的な考え方

(2) 政策の企画立案機能と実施機能の分離

① 新たな中央省庁には、政策の企画立案機能の高度化と、公正・中立・透明な行政の確保、国民のニーズに即した効率的な行政サービスの提供が求められる。政策立案機能と実施の機能とは、一面において密接な関係をもつものであるが、両者にはそれぞれ異なる機能的な特性があり、両者が渾然一体として行われていることは、かえって本来それらが発揮すべき特性を失わせ、機能不全と結果としての行政の肥大化を招いている。新しい行政組織の編成に当たっては、政策立案機能と実施機能の分離を基本とし、それぞれの機能の高度化を図ることとすべきである。

② 具体的には、政策立案機能と実施機能の組織的分離によって、次のような改革を進める必要がある。

ア 異なる機能特性に応じた組織の編成、管理

それぞれの機能特性に応じ、最適な組織編成を行う。

イ 政策立案部門と実施部門の責任分担の明確化

渾然一体となっている政策立案機能と実施機能を組織的に分離し、それぞれの部門の役割と責任の分担関係を明確化する。

ウ 高い視点と広い視野からの政策立案機能の確立

○ 政策立案部門の実施上の責任の負担を軽減し、政策立案に専念できるようにする。

○ 政策立案部門が実施部門との距離を保ち、実施部門の利害にとらわれない高い視点と広い視野からの企画立案ができるようにする。

エ 公正、中立、透明な行政執行と効率的で国民のニーズへの即応を重視した行政サービスの提供を確保できる実施機能の確立

○ 実施に関する明確な権限付与により、責任の明確化を図る。

○ ルール、政策実施基準等の明確化を図る。

○ 実施事務の性格に応じた行政サービスの質の向上を目指す。

③ 以上の考え方の下に、新しい中央省庁にあっては、政策の企画立案機能は主として本省に、実施機能については可能な限り外局、独立行政法人等の組織に分離することとする。

(3) 政策立案部門と実施部門の連携と政策評価

① 政策の企画立案部門と実施部門は、もとより緊密な連携関係の下におかれなければならない。政策立案過程への実施段階の情報の提供や問題点の反映が不可欠であり、一方、実施部門においては、政策の企画立案過程における意図と目的が十分に伝えられ、的確な行政の実施が図られなければならない。

このため、両者の責任関係の明確化の上に立って、両部門間の十分な意思疎通を確保するとともに、必要な人事交流が図られるべきである。

② 同時に、政策は、その効果が常に点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要である。実施過程における効果の検証も欠かせない。政策の評価体制を確立し、合理的で的確な評価を進め、その結果を迅速かつ適切に反映させていく仕組みと体制が重要である。もとより、これに当たって、情報の公開が不可欠であることは言うまでもない。

2 省の編成（略）

3 内部部局及び外局

(2) 外局

① 類型と制度設計

ア 類型

外局については、政策立案機能と実施機能の分離という基本的な考え方に立って、次のように組織類型を区分することとする。

a 準省（仮称）（略）

b 実施庁（仮称）・行政委員会

府・省の傘下に置かれ、政策立案機能と実施機能の分離の観点から、実施機能を主として担う。

ア) 実施庁

主に実施事務を行うものであって、一定の事務量のまとまりのある組織

イ) 行政委員会

事務の性質上、公正中立性や専門技術性等を必要とされるものの実施に当たる組織

c 政策庁（仮称）

ア) 省の傘下に置かれる庁は、実施庁とすることを原則とするが、政策立案機能を担う現行の外局のうち、次の諸条件をすべて満たすものについては、例外的に主に政策立案を行う外局（政策庁）として存置する。

a) 担当する事務・事業が、内容・性質面において当該省の他の事務・事業とは明確に区分され、一定のまとまりをもつこと。

b) 政策立案を内局で行わず、当該外局に担わせることについて、他の事務・事業とは異な

る特段の必要性があること。

c) 担当する事務・事業の独立行政法人化又は業務の大幅な縮小が行われるものではないこと。(略)

イ 類型に基づく活用

a 以上の区分による類型化を踏まえ、既存の外局を見直すとともに、実施機能の分離の観点から、実施庁の活用を図ることとし、必要に応じ、新たな実施庁及び行政委員会を設けることとする。(略)

ウ 実施庁における自律性・効率性の確保

実施庁における業務実施の効率化を図り、自律性を高めるため、その制度設計に当たっては、以下の措置を講ずることが必要である。

a 実施庁の長に対する業務実施権限の法律による明確な付与

日常的業務に関する実施権限については、法律により実施庁の長に委任する。この場合、主務大臣は、業務の実施基準その他業務の実施に必要なルールについて明確に定めるとともに、これを公表する。また、主務大臣の監督は、このルール及び b の実績評価の範囲に限定することを基本とする。

b 目標の設定、評価による管理手法の導入

主務大臣は、実施庁が達成すべき目標を定めるとともに、達成目標に照らして、実績を評価し、その結果を公表する。

c 人事の独立性の確立

組織的に分離する趣旨に照らして、外局の長の人事権の独立性を確立する。

d 内部組織の弾力的な編成

現在でも内部の組織編成権(省令レベル未満のもの)は外局の長にあるが、業務の独立性の強化に照らして、その内部組織の編成に当たり、弾力性を高める。

エ 実施庁の総合性の確保

実施庁を編成するに当たっては、省庁の枠にとらわれず、効率性、国民の利便性等を考慮の上、業務・対象の類似・同質性等に着目し、編成することを基本とする。また、担当する業務によっては、複数の大臣から指揮監督を受けることがあり得ることとする。

オ 独立行政法人との関係

外局は、国家行政組織の一部を成すものであり、この点において、独立行政法人とは明確に区別されるものである。(略)

② 省別の外局

以上の考え方を踏まえ、今回の省庁編成において置くこととされた準省(仮称)、実施庁(仮称)及び政策庁(仮称)を、府・省別に整理すると、次のとおりである。

なお、実施庁及び政策庁にあっては、今後とも、業務のアウトソーシング、政策の企画立案機能と実施機能の分離の観点から、その在り方について、必要に応じ見直していく必要がある。

<準省> 内閣府に置かれる防衛庁、国家公安委員会

<実施庁> 【内閣府】 金融監督庁(名称、任務等については、今後検討)

防衛施設庁(防衛庁の外局)

【総務省】 郵政事業庁(5年後に新たな郵政公社に移行)

【法務省】 公安調査庁

【財務省】 国税庁

【経済産業省】 特許庁

【国土交通省】 海上保安庁、海難審判庁、気象庁

【労働福祉省】 社会保険庁

<政策庁> 【総務省】 消防庁

【経済産業省】 中小企業庁、資源エネルギー庁

【農林水産省】 食糧庁、林野庁、水産庁

【教育科学技術省】 文化庁

4 新たな省間調整システム(略)

5 評価機能の充実強化

(1) 評価機能の充実の必要性

③ また、評価機能の充実は、政策立案部門と実施部門の意思疎通と意見交換を促進するとともに、その過程において政策立案部門、実施部門の双方の政策についての評価や各種情報が開示され、行政の公正・透明化を促す効果があることも忘れてはならない。

(2) 各省における評価機能の強化

④ なお、実施部門については、目標の設定と達成度評価といった仕組みを導入するが、これは評価機能の充実方策の一環と位置付けることができる。また、実施段階での実情や問題点の把握は、政策評価の一部と考えられ、これらの情報が政策立案部門に適切に提供される必要がある。

(注) 下線は当省が付した。

（内部部局）

第7条

- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第2に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第20条

- 2 各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 4 実施庁には、特に必要がある場合においては、政令の定める数の範囲内において、第2項の職をつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。

（内部部局の職）

第21条

- 5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

（別表第2）公安調査庁、国税庁、社会保険庁、特許庁、気象庁、海上保安庁、海難審判庁（注1）

内閣府設置法（平成11年7月16日法律第89号。抜粋）

（庁の内部部局）

第53条

- 6 庁、第1項から第3項までの官房、第2項及び第3項の局並びに第1項及び第4項の部（第2項及び第3項の庁以外の庁のうちその所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第1に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる第1項の官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。
- 7 実施庁並びにこれに置かれる第1項の官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、内閣府令で定める。

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第62条

- 2 第53条第1項の規定により官房又は部を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。
- 4 実施庁には、特に必要がある場合においては、政令の定める数の範囲内において、第2項の職をつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、内閣府令で定める。

（内部部局の職）

第63条

- 5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、内閣府令で定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

（別表第1）防衛施設庁

（注）1 郵政事業庁は、平成11年7月16日の法改正により実施庁とされたが、14年7月31日の法改正により廃止された。

2 下線は当省が付した。

表3 実施庁の所掌事務に関する政策の企画立案に関する事務の担当部局

省庁	実施庁	実施庁の所掌事務に関する政策の企画立案に関する事務の担当部局	
		本省庁	実施庁
防衛庁	防衛施設庁	長官官房（政策評価監査官（自衛隊施設に係る漁業補償について）、施設課（自衛隊施設の整備、自衛隊施設の借り上げ・買収及び自衛隊施設に供される国有財産の管理について））	防衛施設庁施設部（施設管理課、施設取得課、施設対策課、防音対策課）、建設部（全課）、業務部（業務課、労務管理課）
法務省	公安調査庁	—	公安調査庁総務部総務課、調査第一部第一課、調査第二部第一課
財務省	国税庁	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、国際租税課）	—
厚生労働省	社会保険庁	保険局（主として保険課）、年金局（主として年金課）、老健局（介護保険料について）、雇用均等・児童家庭局（児童手当法の規定による拠出金について）	—
経済産業省	特許庁	—	特許庁総務部
国土交通省	気象庁	—	気象庁総務部（総務課、企画課）、予報部業務課、観測部管理課、地震火山部管理課、気候・海洋気象部海務課
	海上保安庁	—	海上保安庁総務部政務課、装備技術部管理課、警備救難部管理課、海洋情報部（企画課、技術・国際課）、交通部（企画課、安全課）等
	海難審判庁	—	高等海難審判庁総務課
総務省	郵政事業庁	郵政企画管理局（当時）	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」印は、該当がないことを示す。

3 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表 4

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月 12 日法律第 103 号。抜粋）

(内部部局及び外局)

- 第 16 条 内閣府及び新たな省（第 4 項第 1 号の委員会及び庁を含む。以下「府省」という。）の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとする。
- 2 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、その任務及び機能に即して、総合的かつ機能的な行政運営が可能となるようにするとともに、状況に応じて所掌事務を分掌して機動的に遂行する職の活用を図るものとする。
- 3 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、一の府省の内部部局として置かれる局の数を基本として十以下とすることを目標とするものとする。
- 4 外局として置かれる委員会及び庁は、次に掲げるものを除き、主として政策の実施に関する機能を担うものとする。
- 一 内閣府の外局として置かれる委員会及び庁であって、法律で、国務大臣をもってその長に充てることとされるもの
- 二 特段の必要があり、主として政策の企画立案に関する機能を担うため、内閣府又は新たな省の外局として置かれる庁
- 5 新たな省に、その外局として置かれる委員会及び庁は、別表第 3 のとおりとする。
- 6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。
- 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。
- 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。
- 三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること。
- 四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができる仕組みとすること。
- 7 政府は、第 4 項第 2 号の庁が政策の実施に関する事務を行う場合には、実施庁に準じて、その運営の効率化を図るものとする。

別表第 3（第 16 条関係）

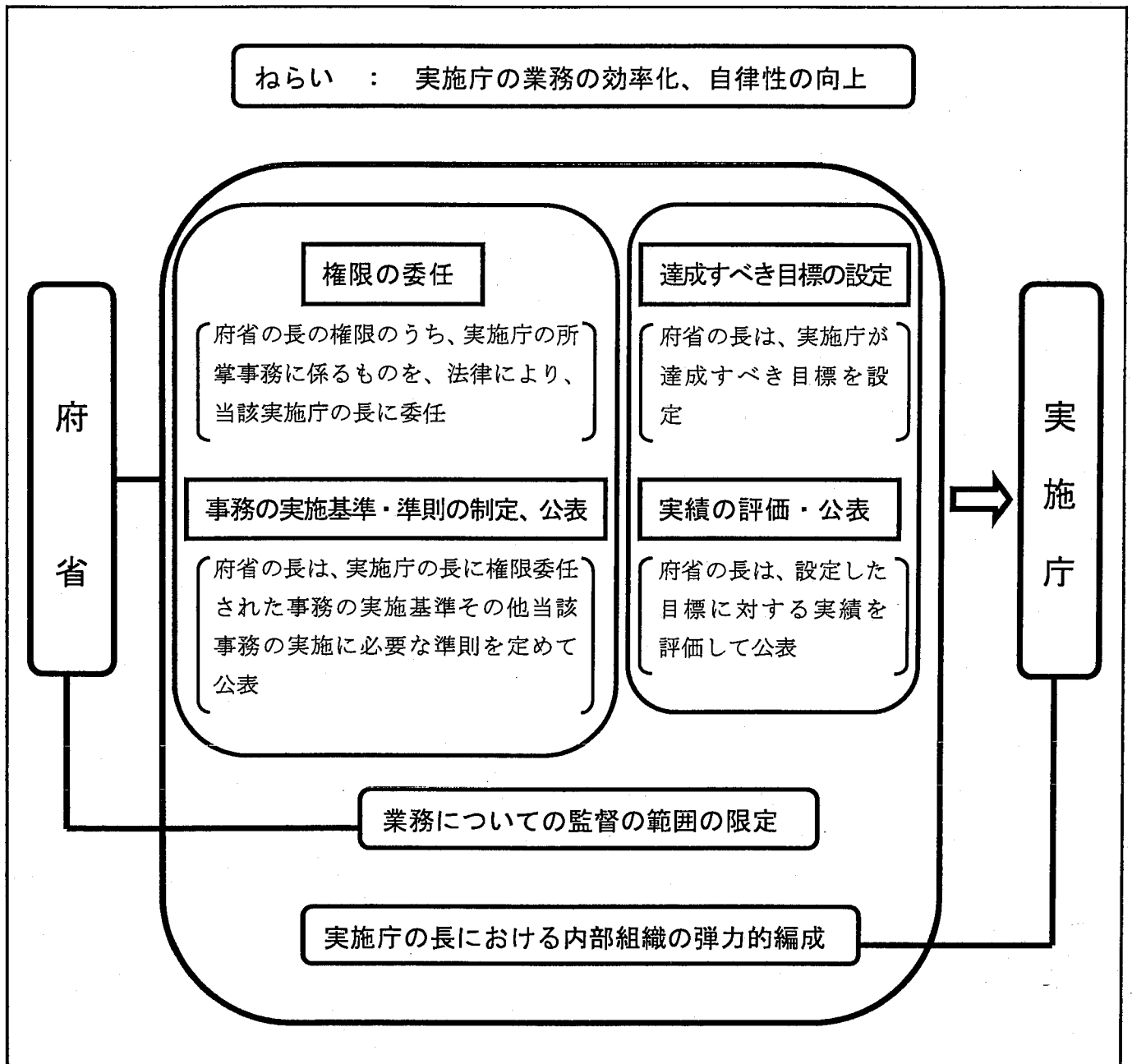
委員会及び庁の置かれる新たな省	委員会及び庁	
	主として政策の実施に関する機能を担う委員会及び庁	第 16 条第 4 項第 2 号の庁
総務省	公正取引委員会 公害等調整委員会 郵政事業庁	消防庁
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	
財務省	国税庁	
経済産業省	特許庁	資源エネルギー庁 中小企業庁
国土交通省	船員労働委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	
農林水産省		食糧庁 林野庁 水産庁
労働福祉省	中央労働委員会 社会保険庁	
教育科学技術省		文化庁

(注) 1 下線は当省が付した。

2 郵政事業庁は、平成 15 年 4 月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

図2

実施庁制度の概要



(注) 中央省庁等改革基本法に基づき当省が作成した。

表5

実施庁の長への権限委任状況

省 庁	実施 庁	実施庁の長に委任されている権限	実施庁の所掌事務に関し、省の長が保有している権限 (主なもの)	備 考
省庁に実施庁の所掌事務に関する政策の企画立案に関する事務を担当する部局 (官房を除く。) があるもの				
財 務 省	国 税 庁	財務省設置法 (平成11年法律第95号) 第20条に規定された国税庁の所掌事務に係る権限	(主税局が所掌) ・ 租税、税理士及び酒税の保全に関する制度の企画及び立案 ・ 租税の収入の見積もり及び決算の調査に関する事 等	実施庁となった時点 (平成13年1月) での新たな権限付与はない。
厚 生 労 働 省	社 会 保 険 庁	厚生労働省設置法 (平成11年法律第97号) 第28条に規定された社会保険庁の所掌事務に係る権限	(保険局、年金局及び雇用均等・児童家庭局等が所掌) ・ 健康保険事業及び政府が管掌する船員保険事業に関する事 (社会保険庁が所掌する実施事務を除く。) ・ 政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関する事 (社会保険庁が所掌する実施事務を除く。) ・ 児童手当に関する事 (社会保険庁が所掌する拠出金の徴収事務を除く。) 等	同 上
総 務 省	郵 政 事 業 庁	郵政事業庁設置法 (平成11年法律第92号) 第4条に規定された郵政事業庁の所掌事務に係る権限	(郵政企画管理局が所掌) ・ 郵政事業に関する制度の企画及び立案に関する事 ・ 郵政事業の経営に関する事 ・ 郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計の経理に関する事 等	郵政事業庁は、平成13年1月に新たに実施庁として設立された組織で、左欄のとおり、内部部局との所掌事務の切り分けが行われた。

省 庁	実施 庁	実施庁の長に委任されている権限	実施庁の所掌事務に関し、省庁の長が保有している権限 (主なもの)	備 考
省庁の内部部局に、実施庁の所掌事務に関する政策の企画立案に関する事務を担当する部局 (官房を除く。) がないもの (実施庁がその所掌事務に関する企画立案に関する事務を併せて担当)				
防 衛 庁	防 衛 施 設 庁	防衛庁設置法 (昭和29年法律第164号) 第42条に規定された防衛施設庁の所掌事務に係る権限	(内部部局が所掌) ・ 自衛隊施設の取得及び管理の基本に関する事 ・ 自衛隊訓練水域に係る漁船の操業の制限及び禁止並びに損失の補償の基本に関する事	実施庁となった時点 (平成13年1月) での新たな権限付与はない。
法 務 省	公 安 調 査 庁	公安調査庁設置法 (昭和27年法律第241号) 第4条に規定された公安調査庁の所掌事務に係る権限	特になし	同 上
経 済 産 業 省	特 許 庁	経済産業省設置法 (平成11年法律第99号) 第25条に規定された特許庁の所掌事務に係る権限	特になし	同 上
国 土 交 通 省	気 象 庁	国土交通省設置法 (平成11年法律第100号) 第47条に規定された気象庁の所掌事務に係る権限	特になし	同 上
	海 上 保 安 庁	海上保安庁法 (昭和23年法律第28号) 第5条に規定された海上保安庁の所掌事務に係る権限	特になし	同 上
	海 難 審 判 庁	海難審判法 (昭和22年法律第135号) 第8条の3に規定された海難審判庁の所掌事務に係る権限	特になし	同 上

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表 6

中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日
中央省庁等改革推進本部決定。抜粋）

<p>VI 国家行政組織法改正法案関連</p> <p>国家行政組織法改正法案等に関連して、次の措置を講ずる。</p> <p>1. 副大臣及び政務官の職務の在り方 (略)</p> <p>2. 実施庁の業務の効率化等のための必要な措置</p> <p>(1) 実施庁の長に対する権限の委任等</p> <p>中央省庁等改革に関連する作用法の改正作業の一環として、実施庁の所掌事務に係る府省の長の権限のうち、法律により実施庁の長に委任されるべきものの選定作業を進め、それに基づき実施庁の長に権限を委任するために必要な措置を講ずることとする。</p> <p>併せて、委任される権限に関する事務の実施基準等の制定及び公表、実施庁が達成すべき目標の設定、目標に対する評価及びその公表の在り方並びに権限が委任された場合の府省の長の監督の範囲について必要な措置を講ずることとする。その具体化にあたっては、これら措置が実施庁の業務の効率性を図るとともに自律性を高めることを目的としていることを踏まえ、以下のとおりとする。</p> <p>① 実施基準等の制定及び公表については、実施庁の自律性を高める観点から、可能な限り具体的・客観的な基準とすることを基本とし、具体的内容は、個々の実施庁の担当する業務に応じて、今後さらに検討する。</p> <p>② 目標の設定と目標に対する実績の評価・公表については、その目標は、より客観的な評価が可能となるよう設定することを基本とし、具体的内容は、個々の実施庁の担当する業務に応じて、今後さらに検討する。</p>

表 7

基本法第 16 条第 6 項第 2 号に規定する措置に係る今後の取り組みについて
(平成 12 年 3 月 13 日中央省庁等改革推進本部事務局。抜粋)

<p>2 準則の策定、目標の設定及び実績評価の具体化について</p> <p>(1) 「中央省庁等改革の推進に関する方針」</p> <p>「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日、中央省庁等改革推進本部決定）の 47 頁において、次のとおり記述されているところである。</p> <p>① 実施基準等の制定及び公表については、実施庁の自律性を高める観点から、可能な限り具体的・客観的な基準とすることを基本とし、具体的内容は、個々の実施庁の担当する業務に応じて、今後さらに検討する。</p> <p>② 目標の設定と目標に対する実績の評価・公表については、その目標は、より客観的な評価が可能となるよう設定することを基本とし、具体的内容は、個々の実施庁の担当する業務に応じて、今後さらに検討する。</p> <p>(2) 今後の進め方</p> <p>上記 (1) のとおり、個々の実施庁における、準則、目標、実績評価のあり方は、それぞれの実施庁の担当する業務内容にしたがって個別に検討すべきものである。したがって、本部事務局において統一的なひな形を示すことは適当でなく、それぞれの実施庁の担当業務に応じた、適切な準則、目標、実績評価のあり方については、各省において検討するものとする。</p>

表 8

実施庁の長に委任された事務の実施基準等の制定状況

省 庁 (実施庁)	名 称	区 分	制定年月日	担当部局
防衛庁 (防衛施設庁)	防衛施設庁の所掌事務の実施に必要な 準則 (注) 防衛庁政策評価及び実績評価実施要領 の中で規定	大臣決定	平成 13. 2. 14	長官官房政策評価監 査官<実施庁に係る実績 評価担当部局>
法務省 (公安調査庁)	公安調査庁の所掌に係る事務の実施 基準及び準則に関する訓令	訓令	13. 3. 27	大臣官房秘書課政策 評価企画室<実施庁に 係る実績評価担当部局>
財務省 (国税庁)	国税庁の事務の実施基準及び準則に関 する訓令	訓令	13. 1. 6	大臣官房文書課企画 調整室
厚生労働省 (社会保険庁)	社会保険庁の事務の実施基準及び準則	大臣決定	13. 3. 30	政策統括官付政策評 価官室<実施庁に係る実 績評価担当部局>
経済産業省 (特許庁)	特許庁の事務の実施基準及び準則に関 する訓令	訓令	13. 3. 28 <改正> 15. 3. 31	大臣官房政策評価広 報課<実施庁に係る実績 評価担当部局>
国土交通省 (気象庁) (海上保安庁) (海難審判庁)	気象庁に係る事務の実施基準その他当 該事務の実施に必要な準則に関する訓 令	訓令	13. 3. 21	大臣官房総務課 (行政改革担当)
	海上保安庁に係る事務の実施基準その 他当該事務の実施に必要な準則に関す る訓令	訓令	同上	同上
	海難審判庁に係る事務の実施基準その 他当該事務の実施に必要な準則に関す る訓令	訓令	同上	同上
総務省 (郵政事業庁)	郵政事業庁の事務の実施基準及び準則 に関する訓令	訓令	13. 2. 16 <改正> 13. 9. 12 13. 11. 30 14. 12. 17	郵政企画管理局総合 企画課(当時)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 郵政事業庁は、平成 15 年 4 月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表9 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備状況

省	庁	規程類の名称 (策定年月日等)	目標の設定				実績の評価				説明	
			担当部局	関係部局	設定時期	公表時期	担当部局	関係部局	評価時期	公表時期		
防衛庁	防衛施設庁	防衛庁政策評価及び実績評価実施要領(平成13年2月14日策定。最終改正は16年3月30日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 左の実施要領において、防衛施設庁に係る実績評価の実施方法、手順を詳細に規定 ② 目標の公表時期は、目標の対象とする年度の前年度末までに防衛庁長官の承認を得て、「承認後速やかに公表」と規定 ③ 実績評価結果の公表時期は、実績評価書について、防衛庁長官の承認(目標の対象とする年度の終了後3か月を超えない時期)後「速やかに公表」と規定 ・ 評価対象期間、評価対象分野及び目標に係る事務所掌課が作成する実績評価書の提出期限を定め ており、防衛施設庁(総務部行政評価官)において毎年度策定 ・ 基本計画において、「実施庁である公安調査庁は、政策評価のほか、本基本計画に定める政策評価の実績評価方式に準じて、実施庁に係る実績評価を実施するもの」と規定。しかし、基本計画においては、実績評価方式の基本的性格、評価対象のとらえ方(施策等)を一個の単位として評価)、評価の時点(目標期間終了後に達成度を評価)及び実績評価方式を使用する政策について定められているのみで、実施庁に係る実績評価の具体的な実施手順は未規定 ・ 基本計画において、左記基本計画に定める実績評価方式に準じて実施庁に係る実績評価を実施することと規定するとともに、実施庁に係る実績評価の実施方法、手順を詳細に規定 ① 国税庁の事務年度(7月から翌年6月まで)ごとに財務省において策定 ② 国税庁が達成すべき目標と対応する指標を示すとともに、実施庁に係る実績評価の実施スケジュール及び実施要領等を示したもの ① 国税庁の事務年度ごとに国税庁において策定し、地方支分部局等に通知 ② 目標の設定及び実績の評価に当たって国税庁が実施する業務について、その事務の実施体制及び事務処理手順を詳細に規定 ・ 基本計画において、実施庁に係る実績評価を行う旨のみを規定 ・ 評価法第7条に基づき定めた事後評価の実施に関する計画において、①社会保険庁からの事務の実施状況の報告時期及び②その報告を基に評価すること並びに③評価結果の公表時期を規定 ・ 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類を策定していない。 ・ 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類を策定していない。
法務省	公安調査庁	実績評価実施計画(毎年度策定)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法務省	公安調査庁	法務省政策評価に関する基本計画(平成14年4月1日策定)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
財務省	国税庁	政策評価に関する基本計画(平成14年3月29日策定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
財務省	国税庁	国税庁が達成すべき目標に関する実績の評価に関する実施計画(毎年度策定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
厚生労働省	社会保険庁	厚生労働省における政策評価に関する基本計画(平成14年4月1日策定)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
厚生労働省	社会保険庁	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成14年4月15日策定)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
経済産業省	特許庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国土交通省	気象庁 海上保安庁 海難審判庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総務省	郵政事業庁	総務省政策評価基本計画(平成14年3月27日策定)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第6条に基づき定めた政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の中で、実施庁に係る実績評価の実施方法を規定 ② 実績評価は、「必要に応じて郵政事業庁からのヒアリングを行った上で」行う旨を規定 ③ 実績評価の結果の公表時期は、総務省の公表時期を公表する際に併せて公表する旨を規定

(注)1 当省の調査結果による(規定内容の詳細は資料1参照)。
2 「○」は当該事項を規定していることを、「—」は当該事項を規定していないことを示す。
3 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表10

実施庁に係る目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の策定理由

省 庁	実施庁	規程類の策定理由
防衛庁	防衛施設庁	<p>防衛庁は、「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」（平成13年2月14日防官文第1,062号。要領制定後4回の改正が行われており、最終改正は16年3月30日防官政第3,174号）において、防衛施設庁が達成すべき目標に対する実績の評価について、①実績評価の目的、②実績評価の担当課等、③実績評価の実施手続（目標の設定のための実施手順及び実績評価書の作成のための実施手順）、④実績評価の業務への反映・公表等（評価結果の反映、評価結果の公表方法、国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備）を定めている。</p> <p>また、達成すべき目標の設定に当たって、別途、毎年度策定する「実績評価実施計画」において、評価対象期間、評価対象分野（達成すべき目標を設定する分野を示したもの）に加え、達成すべき目標に係る防衛施設庁の事務所掌課において作成する「実績評価書」の提出期限を定めている。</p> <p>上記の実施要領及び計画を策定している理由として、防衛庁（長官官房政策評価監査官。防衛庁における評価担当部局）は、「防衛施設庁の長に委任した事務については、その企画立案の担当部局が防衛庁本庁にある場合と、防衛施設庁にある場合がある。実施庁が達成すべき目標の設定や、その目標に対する実績の評価に当たっては、防衛庁本庁の企画立案事務所掌課及び評価担当部局並びに防衛施設庁の実施事務所掌課、企画立案事務所掌課及び評価担当部局など多数の部局がかかわっており、実施庁が達成すべき目標の設定手順、評価の実施手順、達成すべき目標・実績の評価結果の公表方法・時期等について、これらを円滑かつ組織的、計画的に行うために、実施要領・計画を定めているものである。」としている。</p>
財務省	国 税 庁	<p>財務省は、「政策評価に関する基本計画」（平成14年3月29日大臣決定）において、「財務省の政策評価における実績評価と、国税庁の実施庁としての実績の評価とは、評価手法の観点からは「あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、達成度合いについての情報を提供する」ものであるという点で実質的に異なることはない。このため、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」については、実施庁の実績の評価としての性格を踏まえつつ、この基本計画の定めるところに準じて実施するものとする」としている。このように「政策評価に関する基本計画」には、実施庁に係る実績評価の実施に係る基本的な考え方のほか、実施スケジュール等が規定されている。</p> <p>さらに、財務省は、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」を国税庁の事務年度（7月から翌年の6月まで）ごとに策定し公表している。当該計画において、国税庁の主要な行政運営に関する目標である「実績目標」、その細目である「業績目標」が体系的に整理されるとともに、実績評価の実施スケジュールが示されている。</p> <p>また、国税庁は、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）、税務署、税務大学校等を含む国税庁の事務の実施体制・役割分担、実績評価の実施計画案、実績評価書案の作成等の事務処理手順について、別途、詳細に定め、各国税局、税務大学校等に通知している。</p> <p>このように、政策評価に関する基本計画、実績評価の実施計画等を定め、国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価の実施手順等を詳細に定めている理由として、財務省（大臣官房文書課政策評価室）は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）において、各府省の政策評価の実施に当たっては「計画的に行うものとし、中長期的な計画に基づき実施するなど、効果的・効率的に実施していくこととする」とされているところであり、財務省では、政策評価はもとより、政策評価に関する基本計画の定めるところに準じて実施する国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価についても、同様に、計画的、効果的、効率的に実施していくこととしている。また、国税庁においては、国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価の実施事務について、本庁、各国税局、税務署等が一体となって組織的に取り組むこととしており、これらを円滑かつ計画的に実施していくために、実績評価の実施計画や国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価の実施手順等を定めているものである。」としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表11

実績評価書の作成及び公表時期の設定状況

省 庁 / 実施庁		区 分	実績評価書の作成時期	実績評価書の公表時期	実績評価書の作成時期及び公表時期の設定理由又は設定していない理由
防衛庁	防衛施設庁		評価対象年度の終了後3月を超えない時期	— 〔作成後、速やかに公表〕	評価結果の取りまとめを迅速かつ計画的に行うため。
法務省	公安調査庁		—	—	実施庁に係る実績評価の具体的な実施手順等は未規定であるため。
財務省	国税庁		9月末日途	— 〔作成後、速やかに公表〕	政策評価における実績評価の実施スケジュールに準じて実施しており、3か月の取りまとめ期間を設けている。
厚生労働省	社会保険庁		—	8月末日途	社会保険庁からの実績の報告(6月末)や評価結果の取りまとめに要する期間を勘案し設定している。
経済産業省	特許庁		—	—	平成14年度目標から、単年度目標に加え、中・長期的目標を設定するなどの見直しを行ったため、取りまとめ及び公表の時期が明確にできなかった。
国土交通省	気象庁		—	—	目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順の一連の手續に関する規程類を整備することについての法令上の根拠がなく、当該規程類を整備していないため。
	海上保安庁				
	海難審判庁				
総務省	郵政事業庁		毎年8月中旬まで	— 〔政策評価結果を公表する際に併せて公表〕	—

(注) 1 各省庁の実施庁に係る実績評価の実施方法、手順に関する規程類の作成状況に基づき当省が作成した(資料1参照)。

2 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表12

実績評価書の作成及び公表時期の設定理由

省 庁	実施庁	理 由 等
防衛庁	防衛施設庁	<p>防衛庁は、「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」において、防衛施設庁が達成すべき目標に対する実績の評価結果について、「実績評価実施計画が対象とする年度の終了後3月を超えない時期において、防衛庁長官の承認を得るものとし、承認後速やかに公表するものとする」としている。</p> <p>平成13年度に防衛施設庁が達成すべき目標（対象期間は13年4月1日から14年3月31日）に対する実績の評価結果は14年6月27日に、14年度に防衛施設庁が達成すべき目標（同14年4月1日から15年3月31日）に対する実績の評価結果は15年6月30日に防衛庁長官の承認を得ており、それぞれ、14年7月5日、15年7月4日に防衛庁及び防衛施設庁のホームページへの掲載等により公表されている。</p> <p>実績評価書の作成や公表の予定時期等実績の評価の実施スケジュールを、実施要領・計画等に明定して評価を実施している理由として、防衛庁（長官官房政策評価監査官）は、「防衛庁では、実施庁に係る実績評価を円滑かつ組織的、計画的に行うために、「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」を定めている。実績評価書については、実績評価実施計画が対象とする年度の終了後3か月を超えない時期に防衛庁長官の承認を得ることとしているが、評価結果の取りまとめ事務を迅速かつ計画的に行うため、目標に対する実績の取りまとめや実績評価書の作成、長官の承認等の事務をこなしていく上で、最低限必要な期間として3か月という期間を設定したものである。」としている。</p>
財務省	国 税 庁	<p>財務省は、「政策評価に関する基本計画」、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」等において、国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価結果について、「9月末を目途に前事務年度の「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する評価書」の策定（その後速やかに公表）」等と定めている。</p> <p>平成13事務年度に国税庁が達成すべき目標（対象期間は13年7月1日から14年6月30日）に対する実績評価書は、14年10月10日に、14事務年度に国税庁が達成すべき目標（同14年7月1日から15年6月30日）に対する実績評価書は15年10月9日に作成（財務大臣決裁）され、それぞれ同日に財務省及び国税庁のホームページへの掲載等により公表されている。</p> <p>財務省（大臣官房文書課政策評価室）では、実績評価書の作成や公表の予定時期等実績の評価の実施スケジュールを実施要領・計画等に明定して評価を実施している理由について、「財務省では、政策評価に関する基本計画に基づき、評価法に基づく政策評価のうち実績評価方式を用いて実施する事後評価については、国税庁に係るものを除き、毎年6月末を目途として実績評価書を作成・公表することとしている。事後評価の計画期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとしており、実績評価書の作成・公表は、計画期間終了の3か月後を目途として行うこととなる。財務省では、国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、政策評価に関する基本計画に準じて実施することとしており、その実績評価書についても、迅速かつ計画的に取りまとめを行うため、計画期間終了の3か月後である9月末を目途に、その作成・公表を行うこととしているものである。」としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表14

実施庁が達成すべき目標の設定の考え方・方針等

省庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定の考え方・方針等
防衛庁	防衛施設庁	<p>実施基準等に掲げられたすべての事項についてそれぞれ対応する目標を設定することとしており、実施基準等ごとに、評価対象分野及び目標を設定することにより、分かりやすい目標とすることに努めている。</p> <p>それぞれの目標には、できるだけ定量的な指標を設定することが望ましいと考えているが、日米間の条約に基づく事務等については、定量的な指標の設定が困難なものもある。</p> <p>申請事務等については、今後も引き続き、定量的な指標の設定の可能性について検討していきたい。</p>
法務省	公安調査庁	<p>実施庁が達成すべき目標には、できるだけ定量的な指標を設定することが望ましいと考えている。しかしながら、公安調査庁については、業務の性質上、具体的な数値等を外部に公表することができないものもあり、公安調査庁が達成すべき目標に定量的な指標を設定することが困難な面がある。このため、現状においては、平成15年度において2事項を設定している公安調査庁が達成すべき目標については、いずれも、定性的な目標となっている。</p>
財務省	国税庁	<p>実施庁が達成すべき目標には、できるだけ定量的な指標を設定することが望ましいと考えている。財務省では、国税庁が達成すべき目標について、実施基準等に掲げられたすべての事項にそれぞれ対応する目標を設定することとし、目標には可能な限り定量的な指標を設けることとしているが、中には、定量的な指標が設けにくい目標もある。</p> <p>今後も引き続き、定量的な指標の設定の可能性について検討していきたい。</p>
厚生労働省	社会保険庁	<p>実施庁が達成すべき目標には、できるだけ定量的な指標を設定することが望ましいと考えている。厚生労働省では、社会保険庁が達成すべき目標については、一部を除き、原則として、実施基準等に掲げられた事項を網羅するとともに、できるだけ定量的な指標を設定するよう努めているところであり、平成13年度の目標以降、徐々に、定量的な指標を増加させているところである。</p> <p>今後も引き続き、定量的な指標の設定について検討していきたい。</p>
経済産業省	特許庁	<p>実施庁が達成すべき目標には、できるだけ定量的な指標を設定することが望ましいと考えている。経済産業省では、特許庁が達成すべき目標については、一部を除き、原則として、実施基準等に掲げられた事項を網羅することとしている。</p> <p>今後も引き続き、当該年度に達成すべき目標については定量的な指標を設定する方針である。</p>
国土交通省	気象庁 海上保安庁 海難審判庁	<p>実施庁に係る実績評価は、実施庁の業務が効率的に行われているかどうかを具体的な指標を設定して、その達成度を判定するものであると考えており、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目標には、それぞれ、定量的な指標を設定している。</p>
総務省	郵政事業庁	<p>郵政事業庁が達成すべき目標については、一部を除き、原則として、実施基準等に掲げられた事項を網羅するとともに、できるだけ定量的な指標を設定するよう努めてきた。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表15

実施庁が達成すべき目標（平成15年度）に関する達成すべき水準の数値化の状況

(単位：件、%)

省 庁	実施庁	目標数 (a)	aのうち	
			達成すべき水準が数値化されている目標数 (b)	達成すべき水準が数値化されていない目標数 (c)
防 衛 庁	防衛施設庁	38 (100)	10 (26.3)	28 (73.7)
法 務 省	公安調査庁	2 (100)	0 (-)	2 (100)
財 務 省	国 税 庁	10 (100)	4 (40.0)	6 (60.0)
厚生労働省	社会保険庁	21 (100)	5 (23.8)	16 (76.2)
経済産業省	特 許 庁	6 (100)	6 (100)	0 (-)
国土交通省	気 象 庁	4 (100)	4 (100)	0 (-)
	海上保安庁	4 (100)	2 (50.0)	2 (50.0)
	海難審判庁	3 (100)	3 (100)	0 (-)
総 務 省	郵政事業庁	10 (100)	9 (90.0)	1 (10.0)
計		98 (100)	43 (43.9)	55 (56.1)

(注)1 実施庁が達成すべき目標の具体化の状況に基づき当省が作成した(資料4参照)。ただし、郵政事業庁については、平成15年4月の郵政公社の設立に伴い廃止されたため、14年度において郵政事業庁が達成すべき目標について計上した。

2 「達成すべき水準が数値化されている目標数」には、達成すべき目標が数値で示されているもののほか、例えば、自衛隊施設の整備について「工期内に工事を完成させること」、国民年金事業について「前年度を上回る保険料納付率となること」等、達成すべき水準が明確になっている場合も含めている。

3 ()内は構成比である。

表 16

定量的な目標の設定が可能とみられる例

省庁 (実施庁)	定量的な目標の設定が可能とみられる例	左の理由
防衛庁 (防衛施設庁)	<p>自衛隊施設に供される行政財産の所管換、用途廃止等に 係る事務手続については、国有財産法や内閣府所管国有財 産取扱規則等に基づき、迅速かつ適正に処理すること。</p>	<p>防衛庁の他の目標において、処理期間を設定してい る例 (行政財産の使用又は収益に係る許可手続に要す る期間) があり、左記の目標についても処理期間を設 定することが可能 また、左記の目標の評価に当たっては、一定の処理 期間を設定した上で評価している。</p>
財務省 (国税庁)	<p>納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て 等に適正・迅速に対応します。</p>	<p>財務省は、左記の目標について、参考・モニタリン グ指標として、「異議申立て」の3か月以内の処理件 数割合及び「審査請求」の1年以内の処理件数割合」 の年度ごとの過去の実績を掲げるに止まり、目標対 象年度の目標値を設定していない。 しかし、財務省の他の目標において、目標対象年度 の目標値を設定している例 (「更正の請求」の3か月以 内の処理件数割合) があり、左記の目標についても目 標値を設定することが可能</p>
厚生労働省 (社会保険庁)	<p>政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事 業の適用対象事業所 (船舶所有者を含む。) の適正な把握 に努め、適用を促進すること。</p>	<p>社会保険庁では、都道府県あるいは社会保険事務所 ごとに未適用事業所数を把握していることから、把握 した未適用事業所数及びその後適用となった事業所数 を把握し、その適用率を指標とすることが可能</p>
国土交通省 (海上保安庁)	<p>海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的 に整備する。 [具体的な目標] ○ 地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供 するため、 ② 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法」が制定された東南海地震の震源 域について、地震活動の監視観測地点の増強を図る こと。</p>	<p>気象庁が達成すべき目標については、予算措置と連 動するものとみられる定量的な指標 (例えば、空港気 象観測システムを15年度は3空港に整備すること。) が設定されており、海上保安庁が達成すべき目標にお いても、「地震活動の監視観測地点数」等、同様の指標 の設定を行うことは可能</p>

(注) 1 当省の調査結果による。
2 本表は、平成15年度の目標 (中・長期的な目標を除く。) について記載した。
3 下線は当省が付した。

表17

実施庁が達成すべき目標の設定状況（平成13年度～15年度）

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況		備 考
		単年度目標	中・長期的目標	
防衛庁	防衛施設庁	○	—	—
法務省	公安調査庁	○	—	—
財務省	国税庁	○	△	ほとんどが単年度目標であるが、平成15事務年度の「内国税の適正かつ公正な賦課及び徴収」に係る目標においては、単年度目標に加え、中・長期的な目標が設定されている。当該中・長期的目標については、「平成12年6月以降に発遣された法令解釈通達は、（中略）平成16事務年度末までに、現存する法令解釈通達はすべて掲載するよう努めます」と、具体的目標が設定されている。
厚生労働省	社会保険庁	○	—	—
経済産業省	特許庁	○	○	平成14年度及び15年度目標においては、単年度目標に加え、中・長期的目標を設定している。中・長期的目標は、「知的財産戦略大綱」に基づき設定されたものであるが、具体的な数値目標等は設定されていない。
国土交通省	気象庁	○	△	平成13年度から15年度目標においては、単年度目標のほか、「的確な観測・監視及び気象情報の充実等について」など、一部に中・長期的な目標がみられる。当該中・長期的目標については、「81空港で空港気象観測システムを運用することを目指し、15年度は3空港に整備」等と、具体的な数値目標が設定されている。
	海上保安庁	○	△	平成13年度から15年度目標においては、単年度目標のほか、「海難の救助について」など、一部に中・長期的な目標がみられる。当該中・長期的目標については、「2時間以内に海難情報を入手する割合が平成17年までに80%以上となることを目指す」等と、具体的な数値目標が設定されている。
	海難審判庁	○	—	—
総務省	郵政事業庁	○	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は設定、「△」は一部設定、「—」は未設定を示す。

3 厚生労働省では、平成16年度に社会保険庁が達成すべき目標として、「平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、前年度を上回る保険料納付率とすること。」という中期的な目標が一部設定されている。

4 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表18 実施庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務の流れ（概要）

省庁 (実施庁)	1 評価結果書(案)の作成		2 学識経験を有する者の知見の活用	3 決裁	4 実施庁に通知	備考
	手順	担当部局等				
防衛庁 (防衛施設庁)	①実績評価書案の作成	実施庁	本省庁	—	長官から実施 庁の長に通知	
	②実績評価書案の取りまとめ・調整	事務の所掌課 行政評価官				
	③防衛施設庁長官の承認	行政評価官				
	④実績評価書案の審査	—				
法務省 (公安調査庁)	①実績評価報告書原案の作成	総務課企画調整室	—	「政策評価懇 談会」を開催 し、意見聴取	大臣から実施 庁の長に通知	
	②実績評価報告書案の作成	—	実績評価担当部局 (政策評価企画室)			
財務省 (国税庁)	①評価書原案の作成	事務の所掌課	—	「財務省の政 策評価の在り 方に関する懇 談会」を開催 し、意見聴取	—	
	②評価意見総括表案の作成	総務課及び同監督 評価室	—			
	③評価書案及び評価意見総括表 案の審議・調整	幹部による「庁実績の 評価に関する連絡会」	—			
	④評価書案及び評価意見総括表 案の審査	—	大臣官房政策評価官及び 文書課政策評価室			
	⑤評価書案及び評価意見総括表 案の審議・調整	—	幹部による「政策評価委員会」			
厚生労働省 (社会保険庁)	①実績報告書の作成	事務の所掌課	—	政策統括官 専決	大臣から実施 庁の長に通知	
	②評価書案の作成	—	実績評価担当部局(政策評価官) (保険局、年金局等政策の企画立案部局とも 協議・調整)			
経済産業省 (特許庁)	①評価結果原案の作成	総務課	—	大臣決裁	大臣から実施 庁の長に通知	
	②評価結果案の作成	—	実績評価担当部局(政策評価広報課) (大臣官房各課及び特許庁とも協議・調整)			
国土交通省 (気象庁) (海上保安庁) (海難審判庁)	①実績等の取りまとめ	気象庁(業務評価室) 海上保安庁(政策評価 広報室) 海難審判庁(総務課)	—	大臣決裁	大臣から実施 庁の長に通知	
	②評価結果案の作成	—	実績評価担当部局(政策評価官) (官房総務課及び各実施庁とも協議・調整)			
総務省 (郵政事業庁)	①実績等の取りまとめ	総務部業務評価広報課	—	郵政企画管 理局長専決	大臣から実施 庁の長に通知	
	②評価書案の作成	—	実施事務に係る政策の企画立案部局 (郵政企画管理局総合企画課等)			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 厚生労働省では、平成14年度(13年度)に社会保険庁が達成すべき目標に対する実績の評価)まで大臣決裁を行っていたが、15年度(14年度)に社会保険庁が達成すべき目標に対する実績の評価)から、政策統括官の専決事項としている。

3 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表19

目標の達成度合いの評価方法

省 庁	実施庁	目標の達成度合いの評価方法
防衛庁	防衛施設庁	<p>評価結果の記述内容・方法等に関する規定等は特に定められていないが、平成13年度及び14年度の目標に対する評価結果の記述項目（目標ごとに、①実績（測定方法・指標等、確認項目の達成度等）、②実績の評価、③今後の対応、④参考資料）は統一されている。</p> <p>評価の実施段階で、掲げられた目標のすべてについて、達成度合いを評価するための確認項目とそれらの測定方法等を定め、評価対象案件ごとに、確認項目を適切に実施している場合は「○」、実施していない場合は「×」、該当しない場合は「-」とするチェックシートを作成し、これらを、○、×等別に集計する等の方法により得た結果に基づいて、目標の達成度合いについての整理を行っている。評価結果については、目標のすべてについて達成度（%（パーセント））を記述するとともに、基本的には、チェックシートの確認項目の達成度合いが100%であれば「目標は達成された」、80%以上であれば「目標はおおむね達成された」、80%未満であれば「目標は達成されたと評価することはできなかった」との3つのパターン化した文言を用いて評価結果を整理しているが、明文の規定はない。また、達成度が100%に至らなかった目標については、その原因を分析し、達成度向上のために何が必要かを今後の処理方針として実績評価書の中に記述している。</p>
法務省	公安調査庁	<p>評価結果の記述内容・方法等に関する規定等は特に定められていないが、目標に対する評価結果の記述項目（目標ごとに、①基本的考え方、②目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因、③測定方法等、④評価の内容（当該年度に講じた施策及び評価結果）、⑤見直しの有無及び⑥備考）は統一されている。</p> <p>法務省は、公安調査庁の業務特性を勘案し、目標（平成14年度の目標数は2）については定量的な指標が設定されておらず、達成すべき水準を数値化していないが、目標ごとの達成度合いの測定方法等を定めている。例えば、「観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする」という目標について、教団の組織、活動の実態、危険性の解明度合い（基礎的な指標として、立入検査の実施状況（実施施設数、公安調査官の動員数、検査時間）を把握）に基づき評価することとしている。これにより、評価結果として、「立入検査などの実施により教団の活動実態を相当程度解明した」としている。</p>
財務省	国 税 庁	<p>財務省では、目標に対する実績の評価について、実施庁の実績の評価としての性格を踏まえつつ、財務省における「政策評価に関する基本計画」（平成14年3月29日策定）の定めるところに準じて実施することとしており、同基本計画に基づき設定された実績評価の評価基準、評価マニュアルに基づき、目標に対する実績を評価している。</p> <p>評価マニュアルには、4つの観点からの評価基準（注1）をより具体化した18の評価事項（注2）と、評価事項を判断するに当たっての30のチェックポイントがリストアップされており、目標ごとに、4つの観点からの評価基準について、それぞれ5つのパターン化した文言（注3）により評価結果を整理している。</p> <p>また、平成14事務年度の国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に当たり、評価基準の明確化・厳格化を図るため、「平成14事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」における評価に当たっての基本的な考え方（注4）を整理した。これにより、設定した指標が目標を達成したことのみで実績を評価するのではなく、目標全体に占める指標の位置付けや目標達成に向けて取り組んだ重要な施策についての実績（成果）を勘案した総合的な評価を行うこととし、評価の充実を図っている。</p> <p>（注）1 財務省における「政策評価に関する基本計画」では、「実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とする」（評価基準）こととしている。</p> <p>① 指標等に照らした目標の達成度 ② 目標を達成するために事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、有効かつ効率的であったか。 ③ 結果の分析（特に目標未達成の場合の反省点の把握）が的確に行われているか。 ④ 当該政策自体の改善や、政策評価システムの改善について有効かつ積極的な提言がなされているか。</p> <p>2 上記1の評価基準のうち、①の「指標等に照らした目標の達成度」についての評価事項は、達成度、達成度を把握できるような指標の設定の適切性及び目標の必要性である。</p> <p>3 上記の評価基準ごとに、それぞれパターン化した文言の例が示されており、例えば、指標等に照らした目標等の達成度では、次の5つの文言が示されている。</p> <p>① 達成した。 ② 達成に向けて非常に大きな進展があった。 ③ 達成に向けて相当の進展があった。</p>

省 庁	実施庁	目 標 の 達 成 度 合 い の 評 価 方 法
		<p>④ 達成に向けて一部進展があった。 ⑤ 進展しなかった。</p> <p>4 「平成14事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」における評価に当たっての基本的考え方（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成15年6月開催の在り方懇談会において、評価基準の明確化・厳格化についてご意見をいただいていることを踏まえ、今般、「平成14事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」における各実績目標等の審査に当たっては、次の基本的考え方により評価することにしました。</p> <p>1 業績指標が設定されていない実績（業績）目標 目標達成に向けて重要な意味を持つ施策について、参考・モニタリング指標などに照らし、客観的な実績（成果）を勘案するとともに、その手段や進め方といったプロセスについても加味することとしました。</p> <p>2 業績指標が設定されている実績（業績）目標 単に、業績指標が目標値を達成したことのみで評価するのではなく、目標全体の中の指標の位置付けを十分踏まえるとともに、指標のみでは評価できない重要な施策について1と同様に的確に評価を行い、両者を合わせた総合的な評価を行うこととしました。 したがって、例えば業績指標の全てが目標値を上回っていても、目標全体としては「達成に向けて一部進展があった」と評価するにとどまるものがある一方、業績指標は設定されていないが、有効な施策を展開し、顕著な実績が認められたものについては、「達成に向けて相当進展があった」と評価する場合も生じることになります。</p> </div>
厚生労働省	社会保険庁	<p>目標に対する実績の評価結果の記述内容・方法等に関する規定等は特に定められていないが、評価結果の記述項目（目標ごとに、①指標名（参考指標を含む。）、②社会保険庁からの実績の報告（指標の推移及び目標達成に向けての取組状況）、③実績に対する評価（評価及び所見）、④備考）は統一されている。</p> <p>目標に対する実績の評価に当たっては、定量的な指標が設定され達成すべき水準が数値化されている目標（平成14年度の目標数は4）については、目標と実績を定量的に比較することにより目標の達成度合いを明らかにしている。</p> <p>一方、定量的な指標が設定されているが、達成すべき水準が数値化されていない目標（平成14年度の目標数は17）については、ほとんどの場合、「全体的な取組としては適正に実施されている」又は「概ね適正に実施されている」との評価が行われている。例えば、「年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実にすること」という目標について、「平成14年度における庁の取組状況は、パンフレット配布数、説明会の開催数、その参加者数ともに前年度を上回る規模で各種届出励行の周知活動を実施しており、全体的な取組としては適正に実施されていると言える」と評価している。このように、掲げた目標に対する実施庁の取組状況については評価しているが、目標の達成度合いについては判定していない。</p>
経済産業省	特許庁	<p>目標に対する実績の評価結果の記述内容・方法等に関する規定等は特に定められていないが、評価結果の記述項目（単年度目標については、設定項目ごとに、①当該年度の目標、②実績及び評価を、中長期的目標については、設定項目ごとに、①目標、②実績）は統一されている。</p> <p>このうち、すべての単年度目標に定量的な指標が設定され、達成すべき水準が数値化されており、この目標に対する実績を定量的に比較することにより目標の達成度合いを明らかにしている。具体的には、「特許・実用新案に関する早期審査・早期審理の申出から1年以内に一次審査結果の発送又は審決を行う」という目標（平成14年度目標）に対し、「一次審査結果を発送した4,024件のうち1年以内の処理件数は4,018件であり、99.9%が目標を達成した」と記述している。</p>
国土交通省	気象庁 海上保安庁 海難審判庁	<p>評価結果の記述内容・方法等に関する規定等は特に定められていないが、目標に対する評価結果の記述項目（設定された目標の具体的な目標（数値目標）ごとに、評定及び所見）は所管する3実施庁共通の方式として統一されている。</p> <p>達成すべき目標に対する実績の評価は、「具体的な目標」ごとに行っており、定量的な指標を設定した具体的な目標については、「評定」欄に、「目標どおり達成したと認められる」、「目標達成に向けて概ね順調に推移していると認められる」、「目標には達していないが相当の実績が上がっていることが認められる」、「目標は達成されておらず一層の努力が必要である」のほぼ4つのパターン化した文言により、評価結果を整理するとともに、「所見」欄に、指標の実績や今後の課題・留意点等を記述している。一方、定量的な指標が設定されていない具体的な目標（例えば、「情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するために必要な組織等の整備を行うこと」（平成14年度に海上保安庁が達成すべき目標））については、「概ね順調に推移していると認められる」等と評価している。ただし、パターン化した文言については、どのような場合にどの文言を使うのかという判定基準は明確にされていない。</p>

省 庁	実施庁	目 標 の 達 成 度 合 い の 評 価 方 法
総務省	郵政事業庁	<p>目標に対する実績の評価に当たっては、年度ごとに「郵政事業庁が達成すべき目標の評価要領」を定め、評価方法、評価手順等を定めている。評価に当たっては、目標ごとに「実績評価調書」を作成することとしており、記述する項目（目標ごとに、①年度当初における状況と課題認識、②実施状況、③目標の達成状況の分析及び④実績評価の結果及び評価に使用した資料等）は統一されている。また、目標の達成状況については、①指標等に照らした目標の達成度、②目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が効率的又は適正であったか、の観点から分析することとしている。</p> <p>目標の達成状況の評価・判定基準は特に定められていないが、総務省（郵政行政局）では、「実績評価調書は、記載内容について、評価の整合性をとるとともに、客観性が保たれているか、国民に分かりやすい内容になっているかに重点を置いて作成しており、評価結果については、端的に表現するよう努めている」としており、評価結果の記述は、設定された指標が達成されている場合は「目標は達成されている」、指標が達成されていない場合は「目標を達成できなかった」の2つのパターンで記述されており、併せて今後の課題についても記述されている。</p> <p>また、定量的な指標が設定されていない目標についても、実績評価調書において参考指標を掲げ、参考指標を基に目標の達成状況を判定している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表20

有識者等第三者の知見の活用状況

法務省		
各界有識者からなる政策評価に関する懇談会の名称 (開催目的等)	実施庁が達成すべき目標、目標に対する実績評価結果等に関する主な意見	対応状況等
<p>政策評価懇談会</p> <p>法務省の政策及び法務省が行う政策評価の実施計画、評価手法等について、民間の有識者等の意見等を徴する。</p>	<p>特になし</p> <p>法務省では、実施庁に係る実績評価について、政策評価基本計画に定める実績評価方法に準じて実施することとしている。</p> <p>公安調査庁が達成すべき目標は、評価法第7条に基づき作成する事後評価実施計画の「実績評価方式を使用する政策」の基本目標として組み込まれており、事後評価実施計画及び事後評価実施結果の作成に当たって、政策評価懇談会を開催し、学識経験を有する者の意見等を徴している。</p> <p>政策評価懇談会は、第1回目の開催(平成14年11月11日)以降15年12月末までに5回開催されているが、公安調査庁が達成すべき目標及びその実績評価に関する意見等はみられない。</p>	—
財務省		
各界有識者からなる政策評価に関する懇談会の名称 (開催目的等)	実施庁が達成すべき目標、目標に対する実績評価結果等に関する主な意見	対応状況等
<p>財務省の政策評価の在り方に関する懇談会</p> <p>財務省として、どのような使命、目標の下に行政運営を行っていくか、また、どのように政策評価を行い、活用していくか等について、省内のみの議論ではなく、各界の有識者の意見等を幅広く聴取し、客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者からなる懇談会を開催</p>	<p>《平成13事務年度目標「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」に対する実績評価結果について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納税者に対するサービス提供に関する評価は、その方式また実績においてもおおむね良好であると考えるが、適正かつ公平な賦課・徴収については、指標を工夫する余地があるのではないかと。 	<p>社会経済情勢の的確な把握、分析及び事務運営の参考とし、モニタリングするために設定される指標である参考・モニタリング指標の「滞納整理中の税額」について、新たに「新規発生滞納額」と「整理済額」を加えた「租税滞納の状況」とし、指標を充実(平成15事務年度目標)</p> <p>参考・モニタリング指標として「国税の滞納発生割合」を追加(平成15事務年度目標)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滞納税額と併せて滞納割合の情報を指標とすべきではないかと。 	
	<p>《実績評価方式全般について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数値目標を掲げていない目標の達成度は、何を以て「達成」や「ほぼ達成」なのか基準が不明 ○ 数値目標を掲げることが重要。数値目標でないものは何らかの具体的な判断基準が必要 ○ 達成度の評価については、単に達成度を示すだけでなく、具体的に何を達成したのか、あるいは何を達成できなかったのかを明確に記述すべきではないかと。 ○ 評価方法の「達成した」～「達成しなかった」の区分についてはもう少し色分けが必要であり、今ひとつの工夫を考えるべき 	<p>平成14年度目標に対する実績評価において、次の基本的考え方により評価を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業績指標が設定されていない目標について、参考・モニタリング指標などに照らし、客観的な実績(成果)を勘案するとともに、その手段や進め方といったプロセスについても加味 2 業績指標が設定されている目標について、単に、業績指標が目標値を達成したことのみで評価するのではなく、目標全体の中の指標の位置付けを十分踏まえるとともに、指標のみでは評価できない重要な施策について1と同様に的確な評価を行い、両者を合わせた総合的な評価を実施 3 達成度については、従来4段階の評価としていたが、5段階(「達成した」、「達成に向けて非常に大きな進展があった」、「達成に向けて相当の進展があった」、「達成に向けて一部進展があった」、「進展しなかった」)の評価に変更

(注) 当省の調査結果による。

表 21

行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定。抜粋）

V 中央省庁等改革の的確な実施
1 省庁再編のメリット発揮等
(4) 実施庁に係る措置
各府省において、実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を毎年評価して公表する。

(注) 下線は当省が付した。

表 22

事務の実施基準等、目標及び実績評価書の作成並びに公表の時期

省庁 (実施庁)	調査事項区分	事務の実 施基準等	目標			実績評価書	
			平成 13 年度	14 年度	15 年度	平成 13 年度	14 年度
防衛庁 (防衛施設庁)	作成等年月日(a)	平成13.2.14	平成13.3.29	平成14.3.29	平成15.3.31	平成14.6.27	平成15.6.30
	公表年月日(b)	13.2.14	13.3.30	14.4.5	15.4.4	14.7.5	15.7.4
	所要日数(a-b)	0	1	7	4	8	4
法務省 (公安調査庁)	作成等年月日(a)	13.3.27	13.3.27	15.3.28	15.3.28	14.10.23	15.7.31
	公表年月日(b)	13.3.27	13.3.27	15.3.28	15.3.28	14.10.23	15.7.31
	所要日数(a-b)	0	0	0	0	0	0
財務省 (国税庁)	作成等年月日(a)	13.1.6	13.6.29	14.6.28	15.6.30	14.10.10	15.10.9
	公表年月日(b)	13.1.6	13.6.29	14.6.28	15.6.30	14.10.10	15.10.9
	所要日数(a-b)	0	0	0	0	0	0
厚生労働省 (社会保険庁)	作成等年月日(a)	13.3.30	13.3.30	14.2.4	15.1.31	14.11.8	15.10.30
	公表年月日(b)	13.3.30	13.3.30	14.2.4	15.1.31	14.11.8	15.10.30
	所要日数(a-b)	0	0	0	0	0	0
経済産業省 (特許庁)	作成等年月日(a)	13.3.28	13.3.28	14.3.29	15.3.31	14.7.26	15.11.20
	公表年月日(b)	13.4.1	13.3.30	14.4.1	15.4.1	14.7.29	15.11.21
	所要日数(a-b)	4	2	3	1	3	1
国土交通省 (気象庁) (海上保安庁) (海難審判庁)	作成等年月日(a)	13.3.21	13.3.30	14.3.29	15.3.26	14.5.14	15.5.20
	公表年月日(b)	13.4.1	13.4.1	14.4.1	15.4.1	14.5.14	15.5.20
	所要日数(a-b)	11	2	3	6	0	0
総務省 (郵政事業庁)	作成等年月日(a)	13.2.16	13.2.16	14.1.31		14.8.21	15.8.19
	公表年月日(b)	13.2.19	13.2.19	14.2.1		14.8.22	15.8.20
	所要日数(a-b)	3	3	1		1	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「作成等年月日」は、事務の実施基準等の制定年月日、実施庁が達成すべき目標の設定年月日及び実績評価書の作成年月日である。

3 「所要日数(a-b)」は、作成等から公表までに要した日数である。

4 国税庁の目標の設定期間は、その事務年度と同じ7月から翌年の6月までである。

5 郵政事業庁は、平成 15 年 4 月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

表23

実績評価結果の公表までに要した期間

年度	区分	省庁	防衛庁	法務省	財務省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省			総務省
		実務庁	防衛施設庁	公安調査庁	国税庁	社会保険庁	特許庁	気象庁	海上保安庁	海難審判庁	郵政事業庁
13	目標の設定期間	始期	平成13. 4. 1	平成13. 4. 1	平成13. 7. 1	平成13. 4. 1	平成13. 4. 1	平成13. 4. 1	平成13. 4. 1	平成13. 4. 1	平成13. 4. 1
		終期 (a)	14. 3. 31	14. 3. 31	14. 6. 30	14. 3. 31	14. 3. 31	14. 3. 31	14. 3. 31	14. 3. 31	14. 3. 31
	上記の目標に対する実績の評価結果の公表時期 (b)	14. 7. 5	14. 10. 23	14. 10. 10	14. 11. 8	14. 7. 29	14. 5. 14	14. 5. 14	14. 5. 14	14. 8. 22	
	評価結果の公表までに要した期間 (b-a)	95日間 (約3か月)	<u>205日間</u> (約7か月)	101日間 (約3か月)	<u>221日間</u> (約7か月)	119日間 (約4か月)	<u>43日間</u> (約1.5か月)	<u>43日間</u> (約1.5か月)	<u>43日間</u> (約1.5か月)	143日間 (約5か月)	
14	目標の設定期間	始期	14. 4. 1	14. 4. 1	14. 7. 1	14. 4. 1	14. 4. 1	14. 4. 1	14. 4. 1	14. 4. 1	14. 4. 1
		終期 (a)	15. 3. 31	15. 3. 31	15. 6. 30	15. 3. 31	15. 3. 31	15. 3. 31	15. 3. 31	15. 3. 31	15. 3. 31
	上記の目標に対する実績の評価結果の公表時期 (b)	15. 7. 4	15. 7. 31	15. 10. 9	15. 10. 30	15. 11. 21	15. 5. 20	15. 5. 20	15. 5. 20	15. 8. 20	
	評価結果の公表までに要した期間 (b-a)	94日間 (約3か月)	121日間 (約4か月)	100日間 (約3か月)	<u>212日間</u> (約7か月)	<u>234日間</u> (約8か月)	<u>49日間</u> (約1.5か月)	<u>49日間</u> (約1.5か月)	<u>49日間</u> (約1.5か月)	141日間 (約5か月)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「評価結果の公表までに要した期間」は、「目標の設定期間」の「終期」の翌日から「上記の目標に対する実績の評価結果の公表時期」の前日までの日数を計上した。

3 下線(二重線)を付したものは、評価結果の公表までに半年(6か月)以上を要したものを示し、下線(一重線)を付したものは、評価結果の公表までの期間が2か月未満であることを示す。

公表までに半年(6か月)以上を要した理由は次のとおりである。

- ① 法務省では、「平成14年度に達成すべき目標については、部外有識者等の意見を踏まえ、年度当初に設定した目標を変更した。14年度中は、目標の変更の検討に時間を要したため、13年度目標に対する評価の着手が遅れたこと」等を挙げている。
- ② 厚生労働省では、「社会保険庁からの実績の報告や評価結果の取りまとめに時間を要したこと」を挙げている。
- ③ 経済産業省では、「平成14年度目標から、単年度目標に加え中・長期的目標を設定したが、中・長期的目標の評価に時間を要したこと等を挙げている。

表 24

実施庁が達成すべき目標、実績評価書等の公表状況

省庁 (実施庁)	公表の方法				HPへの掲載状況 (平成16年1月末現在)						HPへの掲載に関する 考え方等
	本省 HP	実施 庁 HP	記者 配布	その 他	実施 庁に 委任 された 事務の 実施基 準等	実施庁が達成 すべき目標			実績評価 書		
						平成 13 年度	14	15	平成 13 年度	14	
防衛庁 (防衛施設庁)	○	○	—	○ (注5)	○	○	○	○	○	○	少なくとも前年度分との比較が必要であろうとの理由から、過年度分をHPに掲載
法務省 (公安調査庁)	○	—	—	—	○	—	—	○	○	○	HPの容量の問題等から、過年度分の情報は削除
財務省 (国税庁)	○	○	○	○ (注6)	○	○	○	○	○	○	「財務省における行政情報の電子的提供に関する実施方針」(平成13年10月24日財務省行政情報推進委員会了承)の別紙1において、評価等に関する情報の掲載期間は3年と規定
厚生労働省 (社会保険庁)	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	過年度分との比較ができるよう、過年度分をHPに掲載
経済産業省 (特許庁)	—	○	—	—	○	—	—	○	○	○	実施庁が達成すべき目標は、基本的に内容変更をしておらず、また、当該目標に対比する形で実績評価書を取りまとめているため、過年度分の情報は削除
国土交通省 (気象庁) (海上保安庁) (海難審判庁)	○	気 象 庁 ○	—	—	○	—	○	○	—	○	HPの容量の問題等から、過年度分の情報は削除
総務省 (郵政事業庁)	○	—	○	—	/						国民に対して簡単に分かりやすく周知するため、実績評価書の他にその概要を作成しHPに掲載

(注) 1 当省の調査結果による。

2 HPとは、インターネット・ホームページのことである。

3 表中の「○」は有、「—」は無を示す。

4 「本省HP」欄が「○」の府省については、国土交通省を除き、国民が実績評価書等を見つけやすいようにするため、政策評価に準じて実施しているため等の理由から、その掲載箇所が政策評価と同一箇所となっている。

また、「実施庁HP」欄が「○」の実施庁については、国民が情報を見つけやすくするためには情報への入口はできるだけ多い方が良い、国民に対する説明責任を果たすため等の理由から、実施庁のHPから実績評価書等にアクセスができるようにしている。

なお、経済産業省では、平成16年度から、本省HPの政策評価と同一の箇所に掲載し、特許庁HPからもアクセスが可能となっている。

5 防衛庁の「その他」の方法は、実績評価書の防衛施設庁情報公開室への備置きである。

6 財務省の「その他」の方法は、来庁者への配布である。

7 気象庁、海上保安庁及び海難審判庁の事務の実施基準等へのアクセスは、国土交通省のHPのトップページにある「国土交通省のご案内」をクリックしたのち、該当する実施庁名をクリックすれば到達できる。

8 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。このため、上表の「HPへの掲載状況(平成16年1月末現在)」欄は記述を省略した。

表 25

実施庁が達成すべき目標、実績評価書等に対する国民の意見・要望の受付方法

(平成 16 年 3 月末現在)

省庁 (実施庁)	HPに明記した受付方法				受付方法等に関するHPでの掲載内容等
	電子 メール	電話	郵便	ファ ック ス	
防衛庁 (防衛施設庁)	○	—	○	—	① 実施庁の実績評価への意見等の募集欄を設定 (政策評価への意見募集欄と一体的に設定) ② 上記①欄に、意見等の受付方法は電子メール又は郵送と明示。 ③ 受付窓口の名称(防衛施設庁総務部行政評価官室)、住所及びメールアドレスを掲載。
法務省 (公安調査庁)	○	—	—	—	① 実施庁の実績評価への意見等の募集欄を設定。 (政策評価への意見募集ページと一体的に設定) ② 上記①欄に、意見等の受付窓口の名称(法務省大臣官房秘書課政策評価企画室)とメールアドレスを掲載。
財務省 (国税庁)	○	—	○	○	① 実施庁の実績評価への意見等の募集欄を設定。 (政策評価への意見募集ページと一体的に設定) ② 上記①欄に、意見等の受付は電子メール、郵便、ファックスと明示。 ③ 受付窓口の名称(財務省大臣官房文書課政策評価室)、住所、メールアドレス及びファックス番号を掲載。
厚生労働省 (社会保険庁)	○	—	—	—	① 実施庁の実績評価への意見等の募集欄を設定。 (政策評価への意見募集ページと一体的に設定) ② 上記①欄に、意見等の受付窓口の名称(厚生労働省政策統括官付政策評価官室)とメールアドレスを掲載。
経済産業省 (特許庁)	○	○	—	○	実施庁の実績評価に関する問い合わせ先(経済産業省大臣官房政策評価広報課及び特許庁総務部総務課総括班)、電話番号、ファックス番号及びメールアドレスを掲載。 なお、メールアドレス及び平成 15 年度の特許庁が達成すべき目標の問い合わせ先は、特許庁総務部総務課総括班のみとなっている。
国土交通省 (気象庁) (海上保安庁) (海難審判庁)	—	○	—	○	① 実施庁の実績評価に関する連絡先(注)、電話番号及びファックス番号を掲載。 (注) 実施庁に委任された事務の実施基準等及び実施庁が達成すべき目標は国土交通省大臣官房総務課、実績評価結果は国土交通省政策統括官付政策評価官室 ② 上記の他、国土交通省のHPへの意見・感想は、電子メールでも受け付けている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は有、「—」は無を示す。

3 郵政事業庁は、平成 15 年 4 月、日本郵政公社の設立に伴い廃止されたため、上表の対象外とした。

表 26

実施庁に係る実績評価結果等（平成 14 年度）の政策の企画立案、予算要求等への反映・活用の有無

反映・活用 省庁区分 (実施庁)	政策の企画立案、平成16年度予算要求や 機構・定員要求に反映	政策評価に活用
防衛庁 (防衛施設庁)	—	○
法務省 (公安調査庁)	○	—
財務省 (国税庁)	○	—
厚生労働省 (社会保険庁)	○	—
経済産業省 (特許庁)	—	—
国土交通省 (気象庁) (海上保安庁) (海難審判庁)	○ (気象庁及び海上保安庁)	○ (海上保安庁)
総務省 (郵政事業庁)	—	○
備考	平成 13 年度及び 14 年度の実績評価結果や目標の達成見通し等は、6 省庁すべてにおいて、次年度の目標の設定に際しての、重要な情報として活用しているとしている。なお、総務省においても同様の活用を行っていたとしている。	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「○」は有、「—」は無を表す。
 3 「政策の企画立案」、「予算要求」、「機構・定員要求」への反映内容については、表 27 参照。
 4 「政策評価」への活用については、表 28 参照。
 5 郵政事業庁は、平成 15 年 4 月に日本郵政公社の設立に伴い、廃止された。

実施庁に係る実績評価結果の政策の企画立案、予算要求等への反映事例

省庁 (実施庁)	目 標 (平成14年度)	実績評価結果の概要 (平成14年度)	実績評価結果の政策の企画立案、予算要求等への反映内容
法務省 (公安調査庁)	<p><事例 1> 観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。</p>	<p>立入検査などの実施により、オウム真理教(以下「教団」という。)が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにした。この結果、教団の活動状況を継続して明らかにするために、引き続き、<u>教団を公安調査庁長官の観察に付す必要があると判断した。</u></p>	<p>【政策の企画立案への反映】 公安調査庁は、評価結果に基づき、公安審査委員会にオウム真理教の観察処分の期間更新を請求し、平成15年1月23日、観察処分の期間更新(3年間)の決定を得た。 【平成16年度予算要求への反映】 平成16年度予算にオウム真理教調査強化経費として、63,273千円(対前年度比0.6%増)を計上。</p>
財務省 (国税庁)	<p><事例 2> 内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保に関わる情報の政府機関への適切な提供に努める。</p>	<p>北朝鮮及び国際テロの脅威が急速に高まっている情勢の下で、政府・関係機関の施策遂行に適切に貢献するためには、調査力を質・量共により一層充実させる必要がある。</p>	<p>【平成16年度予算要求への反映】 朝鮮総聯・北朝鮮関連情報収集及び国際テロ関係調査の強化経費として148,047千円(対前年度比155.7%増)を計上。 【平成16年度機構・定員要求への反映】 朝鮮総聯・北朝鮮調査の充実強化のため72人の調査官が必要であるところ、内部管理業務の合理化を行う等、職員の重点的な配置を行い、21人を増員。</p>
財務省 (国税庁)	<p><事例 3> 適正・公平な課税を実現するため、期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収します。</p>	<p>滞納整理については重点施策として取り組みんだ結果、滞納整理中の税額は消費税を含め前年度を下回るなど評価できる。(中略)少額滞納事案については、集中電話催告システム<small>(注)</small>を活用し効率的な整理に努めた。 しかし、滞納整理中の税額は2兆円超と依然として高水準にあり、引き続き滞納整理の促進に取り組みが必要がある。 <small>(注) 集中電話催告システムとは、各税務署で新規に発生した滞納事案のうち一定の金額に該当するものについて、同システムにより自動的に電話をかけ、その電話に应答した場合には、その者の滞納税額等の情報が端末機画面に表示され、担当者がその画面を見ながら納付の催告を実施するシステム。</small></p>	<p>【平成16年度予算要求への反映】 滞納整理の強化のため、集中電話催告センターの全局拡大(3か所→12か所)に係る経費を計上。 <small>(注) 集中電話催告センターに係る経費は、ADP経費(税務行政の電子化に必要な経費59,569百万円)に一括して計上されている。</small> 【平成16年度機構・定員要求への反映】 滞納整理の強化のため、集中電話催告センター室を増設(3か所→12か所(全国税局))。</p>

省庁 (実施庁)	目 標 (平成14年度)	実績評価結果の概要 (平成14年度)	実績評価結果の政策の企画立案、予算要求等への反映内容
厚生労働省 (社会保険庁)	<p><事 例 4 ></p> <p>国民年金事業において、保険料の確実な収納を図ること。(前年度と同じ又は上回る保険料収納実績となること。)</p>	<p>平成14年度における社会保険庁の取組状況は、14年度から保険料収納事務が市町村から国に移管された中、保険料免除制度の改正による影響、事務移管に係る事務の対応の遅れ、厳しい経済情勢の影響などにより62.8%まで納付率が低下し、目標を達成できなかつた。</p> <p>今後は、国民年金制度の意義・役割に対する理解を得るため周知を徹底し、併せて強制徴収の実施を背景としたより強力な納付指導を実施するなどの収納対策の強化を図ることが必要である。</p>	<p>【政策の企画立案への反映】</p> <p>第159回通常国会に、所得水準に応じた多段階免除制度の導入等、国民年金保険料の徴収対策を含む「国民年金法等の一部を改正する法律案」を提出。</p> <p>【平成16年度予算要求への反映】</p> <p>収納対策関係経費を増額計上。</p> <p>(例) ・ 国民年金推進員の増員 (1,948人→2,566人 (618人増) のための経費 (71.8億円))</p> <p>・ コンビニエンスストアでの保険料収納の本格実施のための経費 (18.4億円)</p> <p>・ 未納者に対する納付状況の通知の実施のための経費 (1.9億円 (新規))</p> <p>【平成16年度機構・定員要求への反映】</p> <p>国民年金保険料の収納対策の強化のため、保険料特別徴収専門官を47人 (全社会保険事務局)、国民年金徴収指導官を29人 (納付率が低い社会保険事務所) 増員。</p>
国土交通省 (気 象 庁)	<p><事 例 5 ></p> <p>○ 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について (具体的な目標)</p> <p>天気予報、週間天気予報等の基礎となる全地球を対象とした数値予報モデルを改善し、17年には、5日先の予測精度を12年実績の4日先の予測精度まで向上させ、予報の改善に反映させる。</p>	<p>気象の予測については、今後、各種衛星データ等新しい観測データの利用を計画しているほか、観測データの利用技術の高度化等を進めることにより予測精度の向上に取り組みでいくこととしており、目標の達成に向けた努力を継続する必要がある。</p>	<p>【平成16年度予算要求への反映】</p> <p>静止気象衛星 (運輸多目的衛星新2号) の整備費用として、3,721百万円を計上。(15年度予算額2,306百万円)</p>
(海上保安庁)	<p><事 例 6 ></p> <p>○ 海上における治安の確保について (具体的な目標)</p> <p>薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に關し、情報の収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するとともに監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、</p> <p>① 情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するために必要な組織等の整備を行うこと。(②～④は略)</p>	<p>海上における治安の確保のためには、引き続き、情報収集・分析能力の向上、機動的な広域捜査の推進、監視・捕捉・執行能力の強化のための体制を整備することにより、薬物・銃器の密輸事犯、密航事犯等の国際犯罪に適切に対処することが期待される。</p>	<p>【平成16年度機構・定員要求への反映】</p> <p>・ 第二、四、六管区海上保安本部警備救難部に「国際刑事課」を設置。</p> <p>・ 外国船舶の効果的な監視・取締りの実施等、密輸事犯、密航事犯の水際対策の強化のため、国際取締官等46人を増員。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は当省が付した。

表 28

実施庁に係る実績評価結果等の政策評価への活用事例

【例 1】			
省 庁	実施庁	実施庁に係る実績評価結果	政策評価結果
国土交通省	海上保安庁	<p><平成 14 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価> (抜粋)</p> <p>(目標)</p> <p>1 海上における治安の確保について 具体的な目標</p> <p>① 重要海域を特定するための <u>60 海域</u>の調査 (概査) を実施すること。</p> <p>② 「科学的・技術的ガイドライン」に従う重要海域の精密調査 (精査) を平成 21 年度を期限として段階的に実施すること。</p> <p>評価 (評定)</p> <p>①については、目標どおり達成したと認められるが、②については、目標達成には一層の努力が必要である。</p> <p>(所見)</p> <p>平成 11 年に国連が策定した「科学的・技術的ガイドライン」に従う重要海域の精査については、その結果を 21 年までに国連に提出することとされており、海上保安庁としては平成 14 年度は紀南海底崖について精査を実施したところであるが、調査計画全体については、現在、政府として再検討しているところである。精査場所が特定され次第、関係省庁とも連携し、期限に間に合うように精査を進めることが必要である。</p>	<p><平成 15 年度政策アセスメント (事前評価) > (抜粋)</p> <p>(施策等名)</p> <p><u>大陸棚の限界画定に向けた海域精査及び関係省庁の連携体制の構築</u></p> <p>(施策等の概要)</p> <p>○ 国連海洋法条約及び国連の科学的・技術的ガイドラインに基づき、大陸棚の限界を画定するための調査を政府一体として実施。</p> <p>○ 大陸棚の境界の係争に備えた調査の実施</p> <p>(施策等の必要性)</p> <p>○ 具体的には、<u>調査能力を有する関係省庁との連携及び必要な人員・資機材等を早急に整備することにより、調査体制の充実・強化を図り、平成 21 年までに科学的な精度の高い証拠資料を国連に提出することとする。</u></p>
【例 2】			
省 庁	実施庁	実施庁に係る実績評価結果	政策評価結果
国土交通省	海上保安庁	<p><平成 14 年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価> (抜粋)</p> <p>2 海難の救助について 具体的な目標</p> <p><u>距岸 20 海里未満で発生した海難について、118 番の定着、GMDSS の適正使用の指導、啓発等を行うことにより発生から 2 時間以内に海難情報を入手する割合が平成 17 年までに 80% 以上となることを目指すこと。</u></p> <p>(評定)</p> <p>目標達成には一層の努力が必要である。</p> <p>(所見)</p> <p>(前略) <u>自己救命策確保キャンペーンを主体とした活動を官民一体となって展開する等により、一層の努力を継続することが必要である。</u></p> <p>3 海上交通の安全確保について 具体的な目標</p>	<p><平成 14 年度政策チェックアップ (業績測定) > (抜粋)</p> <p>(政策目標 19 交通安全の確保)</p> <p>陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故等の未然防止と被害軽減が図られること。</p> <p>(1)海上における死亡・行方不明者を減少させる。</p> <p>主な施策の概要</p> <p>① 事故発生の認知及び遭難者等の捜索に係る時間の短縮</p> <p><u>距岸 20 海里未満で発生した海難について発生から 2 時間以内に情報入手する割合が平成 17 年までに 80% 以上となることを目指す。</u></p> <p>② ライフジャケットの着用等自己救命策確保の推進</p>

	<p>関係機関と連携し、<u>モーターボートに係る救命胴衣着用率を平成17年までに50%以上となることを目指すこと。</u></p> <p>(評定) 目標達成には一層の努力が必要である。</p> <p>(所見) (前略) <u>海上保安庁においては、関係機関の新規施策の実施を踏まえ、引き続き自己救命策確保キャンペーンを主体とした活動を官民一体となって効果的に展開する等目標達成に向けた一層の努力が必要である。</u></p>	<p><u>モーターボートに係るライフジャケットの着用率については、平成17年までに50%以上となることを目指す。</u></p> <p>今後の取組の方向性(抜粋) ライフジャケット着用を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己救命策確保キャンペーン等の推進により、<u>海難発生から2時間以内</u>に情報を入手する割合及びモーターボート等に係るライフジャケット着用率の向上を目指す。
--	---	---

【例3】

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標	政策評価結果
防衛庁	防衛施設庁	<p><平成14年度において防衛施設庁が達成すべき目標>(抜粋)</p> <p>(業務分野) 補償及び賠償 (評価対象分野) 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する損害賠償 (目標) <u>損害賠償の処理については、被害者の早期救済を図るため、請求書類の審査等の事務処理に加え、米軍当局との協議等を含め、請求の受理後4か月以内に賠償金の支払いを了するよう努めること。</u></p>	<p><平成14年度の政策評価書(総合評価)の要旨>(抜粋)</p> <p>(制度等名) 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償手続 (評価の内容) 【制度等の効果】 (前略) <u>運用面においては、実績評価制度の活用により、賠償等事務の迅速化が図られている。</u></p> <p>【方策等の検討】 (前略) <u>運用面においては、実績評価により賠償等事務の迅速化のための目標を設定し、引き続き早期支払いが行えるよう努めて参りたい。</u></p>

【例4】

省 庁	実施庁	実施庁に係る実績評価結果	政策評価結果
総務省	郵政事業庁	<p><平成14年度の実績評価調査>(抜粋)</p> <p>1 郵政事業庁が達成すべき目標【ユニバーサルサービスの提供】</p> <p>全国の市町村に張り巡らされた郵便局ネットワークを通じて、郵便・為替貯金及び簡易生命保険の各サービスを、あまねく公平に提供すること。</p> <p>4 目標の達成状況の分析</p> <p><u>平成14年度末現在、全国3,212市町村すべてに郵便局は設置され、郵便、為替貯金及び簡易生命保険の各サービスが全国あまねく公平に提供されており、(中略)全国の利用者が郵政サービスを利用できる状態が確保されており、目標を達成している。</u></p> <p>5 実績の評価 目標は達成されている。</p>	<p><平成14年度実績評価書(事後評価)>(抜粋)</p> <p>1 政策 ユニバーサルサービスの提供</p> <p>2 達成目標等 (1)達成目標 全国の市町村に張り巡らされた郵便局ネットワークを通じて、郵便・為替貯金及び簡易生命保険の各サービスを国民利用者へあまねく公平に提供</p> <p>3 評価時点での現状と目標の達成状況の分析 (1)評価時点における状況及び目標の達成状況 ア 目標の達成状況について <u>平成14年度末現在、全国3,212市町村すべてに郵便局は設置されており、これらの郵便局とそのネットワークを通じて、郵便、為替貯金及び簡易生命保険のサービスを全国あまねく、公平に提供しているところである。(以下略)</u></p> <p>4 政策評価の結果等 (前略) 目標は達成されている。</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は当省が付した。
3 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

① 防衛庁（防衛施設庁）

防衛庁政策評価及び実績評価実施要領（抜粋）

第1 趣旨

この要領は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）及び中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号。以下「基本法」という。）の規定を実施するため、防衛庁における政策評価及び実施庁の実績評価に関し必要な事項をそれぞれ定めるものとする。

第3 実績評価

1 実績評価の目的

実績評価は、防衛施設庁の所掌する事務について、同庁が達成すべき目標に対する実績を評価することにより、その業務の効率化を図ることを目的とする。

2 防衛施設庁の所掌事務の実施に必要な準則

基本法第16条第6項第2号に規定する準則は、別紙第2のとおりとする。

3 実績評価の担当課等

実績評価は、防衛施設庁内部部局の各課（これに準ずる組織を含む。以下「事務所掌課」という。）並びに政策評価監査官及び長官官房施設課（以下「企画立案所掌課」という。）が実施し、行政評価官が政策評価監査官の協力を得て総括する。

4 実績評価の実施手続

実績評価は、次の手続及び順序に従い実施するものとする。

- (1) 防衛施設庁の所掌する事務の各分野において計画的かつ効率的に実績評価を行うため、行政評価官は、対象とする年度の評価対象分野等を定めた実績評価実施計画案をその前年度の所要の時期までに作成し、企画立案所掌課及び事務所掌課に送付する。
- (2) 企画立案所掌課及び事務所掌課は、実績評価実施計画案に定める評価対象分野に属する事務について、防衛施設庁が達成すべき目標を設定し行政評価官に通知する。ただし、企画立案所掌課が目標を設定する事務については、事務所掌課は目標を設定しないものとする。
- (3) 行政評価官は、前号の目標に対して意見を付すことができる。
- (4) 行政評価官は、実績評価実施計画案及び達成すべき目標について防衛施設庁長官の承認を得て、政策評価監査官に送付の上、これらについて対象とする年度の前年度末までに長官の承認を得るものとし、承認後速やかに公表するものとする。
- (5) 事務所掌課は、実績評価実施計画が対象とする年度の終了後遅滞なく目標に対する実績評価を行い、実績評価書を作成し行政評価官に提出する。行政評価官は実績評価書に対して意見を付すことができる。ただし、企画立案所掌課が目標を設定した事務については、以下のとおりとする。
 - ア 防衛施設庁施設部施設企画課及び建設部建設企画課（イにおいて「各部企画課」という。）は、事務所掌課が作成した実績評価書を取りまとめ、当該実績評価書及びこれを作成する際に使用した資料を当該目標を設定した企画立案所掌課に送付する。
 - イ 企画立案所掌課は、送付された実績評価書に意見を付し、当該実績評価書を取りまとめた各部企画課に送付する。各部企画課は、実績評価書及び付された意見を行政評価官に提出する。
 - ウ 行政評価官は、企画立案所掌課等の意見を踏まえ、必要に応じ、事務所掌課に対し実績評価書の修正をさせることができる。
- (6) 行政評価官は、実績評価書について防衛施設庁長官の承認を得て、政策評価監査官に送付の上、実績評価実施計画が対象とする年度の終了後3月を超えない時期において、長官の承認を得るものとし、承認後速やかに公表するものとする。

第4 政策評価及び実績評価の業務への反映、公表等

1 評価結果の反映

(2) 実績評価

ア 行政評価官は、長官の承認を得た実績評価書を事務所掌課及び企画立案所掌課に送付する。

イ 事務所掌課は、実績評価書の内容を踏まえ、業務の効率化を図るものとし、執られた改善措置の内容を行政評価官及び企画立案所掌課に通知する。

ウ 行政評価官は、イの通知を検討し、効率化が十分に図られていない場合には、その旨を事務所掌課及び企画立案所掌課に通知する。

2 評価結果等の公表方法

(2) 実績評価

行政評価官は、実績評価書の公表に当たり、防衛施設庁ホームページへの掲載等、国民が容易にその内容を知り得るよう必要な措置を執ることとする。

3 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価監査官及び行政評価官は、政策評価書等及び実績評価書等に対する国民の意見・要望を受け付ける窓口となり、寄せられた意見・要望をもとに評価手法、評価基準等の高度化を図るとともに、基本計画及び実施計画並びに実績評価実施計画の作成の資とする。

第5 委任規定

この実施要領に定めるもののほか、政策評価及び実績評価の実施に関し必要な事項については、長官官房長から通知させる。

実績評価実施計画（平成15年度の例）（抜粋）

- 1 評価対象期間
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- 2 評価対象分野
平成15年度の実績評価を行うために、下記のとおり業務分野別に定めた評価対象分野について達成すべき目標を設定するものとする。

業務分野	評価対象分野
・自衛隊施設の整備	・自衛隊施設の整備 (事業関連、環境保全施設(15年度新規発注分)及び13、14年度評価対象事案)
・防衛施設の取得及び管理	・自衛隊等が使用する防衛施設の借り上げ及び買収 (防衛施設用地の賃貸借契約の更新) (防衛施設の用地等の買収) ・国有財産の管理 (自衛隊施設に供される行政財産の管理)
(以下略)	(以下略)

- 3 実績評価書の提出期限
上記1の評価対象期間終了後45日以内（企画立案所掌課が意見を付す期間を含む。）に行政評価官に提出するものとする。

② 法務省

法務省政策評価に関する基本計画（抜粋）

- 10 政策評価の実施体制に関する事項
(3) 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項に規定する実施庁である公安調査庁は、政策評価のほか、本基本計画に定める実績評価方式に準じて、同項の規定に基づく評価を実施するものとする。

③ 財務省

政策評価に関する基本計画（平成14年3月財務省）（抜粋）

二 政策評価の実施に関する方針

第3 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価

- 1 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価
実施庁の実績の評価については、基本法第16条第6項本文により、「政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講じるものとする。」と規定され、更に、同項第2号により、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」と規定されている。

2 「政策評価に関する基本計画」の準用

財務省の政策評価における実績評価と、国税庁の実施庁としての実績の評価とは、評価手法の観点からは「あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、達成度合いについての情報を提供する」ものであるという点で実質的に異なるところはない。このため、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」については、実施庁の実績の評価としての性格を踏まえつつ、この基本計画の定めるところに準じて実施するものとする。

なお、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」に関する事務の実施に当たり、国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）及び税務署における、評価に関する詳しい情報・データの収集、対応すべき行政課題の把握のために必要となる実施体制及び事務処理手順は、別に定める。

3 実施スケジュール

- 国税庁の事務が事務年度（7月から翌年6月）に基づいて実施されていることに鑑み、次により実施する。
- (1) 6月末 次事務年度の「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」の策定・公表
 - (2) 9月末 前事務年度の「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する評価書」の策定（その後速やかに公表）

- 「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務の実施」に関する実施体制及び事務処理手順については、毎事務年度国税庁長官指示が発出（平成13事務年度については、平成13年6月29日付）されている。

第5 政策評価の実施体制

- 1 財務省においては、大臣官房政策評価官及び大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価官・政策評価室」という。）、各局及び国税庁の総務課等（以下「各局・庁評価担当組織」という。）並びに個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）が、互いに相互牽制と補完が働くよう留意しつつ、以下のような役割分担の下、政策評価を実施することとする。（別紙1参照（略））

(1) 政策所管課等が、その所管する政策について自ら実施計画・評価書の案を作成する。

(2) 実施計画・評価書の案を政策評価官・政策評価室と各局・庁評価担当組織による二段階の評価体制で審査する。

- 2 また、省内に「財務省政策評価委員会」を設け、財務省の政策評価の在り方・運営について審議し、総合的観点から調整する。

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

第2 実績評価の実施

1 基本的考え方

- (1) 実績評価においては明確な目標を設定し、客観的な評価結果を公表することにより、財務省の政策の意図とその結果の良否を国民が最終的に判断するための情報を提供していくことが重要である。
- (2) 財務省の政策は、国の財政、税制、国庫、通貨、外国為替等マクロ経済運営に関するものであり、また、財務省ではコントロールできない外部要因に大きく左右されることから、政策の定量的な目標を設定することが困難なものがある。ただし、財務省の各部局において事務運営上使用している経済統計・定量的指標は数多く存在するため、それを参考・モニタリング指標として公表することにより、国の財務の総合的な管理運営を行う立場にある財務省の活動状況を明らかにし、国民に対する説明責任に添えていくこととする。
- (3) 同一年度内においても、社会経済情勢等の変化により、政府の方針等が新たに設定・転換された場合には、目標の記述の変更や指標の修正等を行うこととする。

2 実績評価の評価基準

(1) 評価基準

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とする。

- ① 指標等に照らした目標の達成度。
- ② 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、有効かつ効率的であったか。
- ③ 結果の分析（特に目標未達成の場合の反省点の把握）が的確に行われているか。
- ④ 当該政策自体の改善や、政策評価システムの改善について有益かつ積極的な提言がなされているか。

(2) 評価マニュアル

政策の目標等各々について実際に4つの評価基準に基づき実績評価を実施する際には、その判断の根拠として、「評価基準」をより具体化した18の「評価事項」と、「評価事項」を判断するに当たっての30の「チェックポイント」をリストアップした「評価マニュアル」（別紙2参照（略））を参考とする。

3 実績評価の実施計画

(1) 実績評価の実施計画の内容

① 実績評価の実施計画の様式

「実績評価の実施計画の様式」（別紙3参照（略））には、以下の事項を記載する。

- ア 財務省の主要な行政運営に関する「総合目標」、「政策目標」（国税庁の目標は、「実績目標」とする。以下同じ。）及び「組織運営の方針」（体系的に目標を設定し、目標の間の整合性を図ることとし、成果重視のもので、客観的にかつ定量的・定性的に測定可能な目標の設定を目指すこととする。実施計画の策定時点において、実績データの集計が未了の場合には、当該データの公表が見込まれる時期と公表方法を記載）。
- イ 総合目標、政策目標及び組織運営の方針について、その細目となる目標を設定することが適切と判断される場合は、「業績目標」（客観的に測定可能な定量的・定性的な指標（「業績指標」）を用いて示すことを目指すこととする。）。
- ウ 総合目標、政策目標、組織運営の方針及び業績目標を設定した意図、理由等に関する「基本的考え方」。

② 実績評価における目標と対応する指標（総括表）

各目標に対応する指標について、「実績評価における目標と対応する指標（総括表）」に取りまとめることとし、業績指標とともに、社会経済情勢の的確な把握・分析及び事務運営の参考とし、モニタリングするための指標である「参考・モニタリング指標」を掲げることとする。

(2) 具体的な作業手順

「実績評価の実施計画」の策定のための具体的な作業手順は以下のとおり。

- ① 政策所管課等は、所管する政策に係る次年度の「実績評価の実施計画」案（上記(1)①の内容を記載）を毎年2月上旬（国税庁においては5月上旬）までに作成し、各局・庁評価担当組織に提出する。
- ② 各局・庁評価担当組織は、①により提出された案について審査（一次審査）を行い、2月末日（国税庁においては5月末日）までに政策評価官・政策評価室に提出する。
- ③ 政策評価官・政策評価室は、②により提出された案について審査（二次審査）を行う。

4 実績評価書

(1) 実績評価書の内容

① 実績評価書の様式

「実績評価書の様式」（別紙4参照（略））には、当該年度の「実績評価の実施計画の様式」に記載した事項に加えて、以下の事項を記載する。

- ア 「業績指標」を設定した場合は当該年度の実績（評価書の策定時点において、実績データの集計が未了の場合には、当該データの公表が見込まれる時期と公表方法を記載）。
- イ 「目標を巡る現状・外部要因等の動向」に関して掲げる「参考・モニタリング指標」の当該年度の実績（評価書の策定時点において、実績データの集計が未了の場合には、当該データの公表が見込まれる時期と公表方法を記載）。
- ウ 当該年度の具体的な活動内容に関する「事務運営の報告」。
- エ 当該年度の事務運営を踏まえた「今後の政策等に反映すべき事項」。

② 評価意見総括表の内容

「評価意見総括表」（別紙5参照（略））は、①の「実績評価書」に基づき、以下の事項を記載する。

業績指標を設定している場合には、業績指標、目標とした数値及び当該年度の実績（評価書の策定時点において、実績データの集計が未了の場合には、当該データの公表が見込まれる時期と公表方法を記載）。

①の「実績評価書」について、評価を実施する際の判断の根拠となる「評価マニュアル」により各局・庁評価担当組織及び政策評価官・政策評価室が二段階の評価体制で審査した上で、財務省政策評価委員会が総合的な観点から調整した「評価」。

客観性を確保し、評価の質を高めるための財務省の政策評価の在り方に関する懇談会等による全体的な講評。

(2) 具体的な作業手順

「実績評価書」の策定のための具体的な作業手順（別紙6参照（略））は以下のとおり。

- ① 前年度の「実績評価の実実施計画」において設定された目標の担当となっている政策所管課等は、「実績評価書」案（上記①の内容について記載）を作成し、毎年4月末日（国税庁においては7月末日）までに各局・庁評価担当組織に提出する。
- ② 各局・庁評価担当組織は、①により提出された案について審査を行うとともに、「評価意見総括表」案を作成し、5月中旬（一次審査）（国税庁においては8月中旬）までに政策評価官・政策評価室に提出する。
- ③ 政策評価官・政策評価室は、②により提出された「実績評価書」案及び「評価意見総括表」案について審査（二次審査）を行う。

七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 財務省の毎年度の政策の目標、「政策評価の実実施に関する計画」、「政策評価書」等の策定に当たっては、省内のみの議論ではなく、客観性を確保し、評価の質を高めるため、財務省の政策評価の在り方に関する懇談会等の意見を取り入れることとする。
- 2 また、政策評価の実実施に当たって、次のような場合にあっては、必要に応じて学識経験者、民間等の第三者からの意見の聴取等によりその活用を図ることとする。
 - (1) 高度の専門性や実践的な知見が必要な場合
 - (2) 政策評価の実実施に当たり客観性の確保、多様な意見の反映が強く求められる場合
- 3 第三者からの意見の聴取等によるその活用にあたっては、評価の対象とする政策の性質、評価の内容等に応じて、次のような方法を採用のものとする。
 - (1) 学識経験者等からの意見聴取
 - (2) 学識経験者等により構成される研究会等の開催
 - (3) 外部研究機関等の活用
 - (4) 審議会等の活用

八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

第1 政策評価の評価結果の政策への反映

- 1 政策のマネジメント・サイクルを確立するためには、評価結果を新たな政策の企画立案作業に反映させることが重要である。
- 2 実績評価の評価結果については、次に目標を設定し活動の方針等を策定する際に的確に反映させることが重要であることから、「実績評価書の様式」（別紙4参照（略））に「今後の政策等に反映すべき事項」の項目を設け、必要に応じて当該年度の事務運営を踏まえて特に留意すべき点を記載することとし、その後の政策等及び実施計画に反映することとする。
- 3 総合評価の評価結果については、政策・施策への反映を念頭において「総合評価書」を策定することとし、評価終了後の反映状況については、毎年度の「政策評価書」（二第2 2 実施スケジュール（p7）参照（略））に記載することとする（事業評価を実施した場合も同じ）。政策評価官・政策評価室は政策評価の結果が政策へ反映されることを確保する観点から、政策への反映状況を適時把握することとする。

九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

財務省の政策評価においては、政策評価の実実施に際して、行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすという観点から、その結果をわかりやすい形で国民に対して公表することとする。

1 公表資料

(2) 国税庁が実施庁として行う達成すべき目標に対する実績の評価に関しては次の資料を公表する。

- ① 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画
- ② 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する評価書

2 公表の方法

公表は、政策評価官・政策評価室が、財務省ホームページへの掲載等により行うこととする。

- 基本法第29条第3号においては、「政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること」が規定されている。
- 基本方針において、評価書の公表に当たっては、公表することにより国及び公共安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の考え方にに基づき適切に対応するものとなっている。
- 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画及び評価書については「二第3 2 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」（p8）参照（略）。

十 政策評価の実実施体制に関する事項

「二第5 政策評価の実実施体制」の下、政策所管課等、各局・庁評価担当組織及び政策評価官・政策評価室の具体的な役割分担は次のとおりとする。

1 政策所管課等の役割

- (1) 実施計画案の作成
- (2) 評価書案の作成
- (3) 評価結果の政策への反映

2 各局・庁評価担当組織の役割

- (1) 評価状況の取りまとめ等各局・庁内における評価の総括
- (2) 実施計画案についての一次審査
- (3) 評価書案についての一次審査
- (4) 政策所管課等への評価結果のフィードバック
- (5) 局・庁内における評価結果の政策への反映状況のフォローアップ
- (6) 政策所管課等が行う評価の支援（評価手法に関する知見の提供等）、必要な助言
- (7) 政策評価官・政策評価室との連絡調整

3 政策評価官・政策評価室の役割

- (1) 基本計画の策定・改正等政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
- (2) 省内における評価状況の取りまとめ、公表等評価の総括
- (3) 実施計画案についての二次審査・とりまとめ
- (4) 評価書案についての二次審査・とりまとめ
- (5) 省内の政策の横断的評価、複数の部局にまたがる政策の評価
- (6) 政策所管課等への評価結果のフィードバック
- (7) 評価結果の政策への反映状況のフォローアップ
- (8) 評価に関する手法等の調査・研究・開発
- (9) 政策所管課等が行う評価の支援（評価手法に関する知見の提供等）、必要な助言
- (10) 評価を担うことができる人材の養成・確保の推進

○ 政策所管課等は、所管する政策について最も詳しい情報・データを有し、対応すべき行政課題を把握しやすいことから実施計画及び評価書に係る案を作成する。

○ 各局・庁評価担当組織は、政策所管課等に次いで、政策所管課等の所管する政策について詳しい情報・データを有し、対応すべき行政課題を把握していると同時に、各局・庁内においては、評価に関する知見・情報等を最も豊富に有し、評価の実施・運営における指導的立場にあると考えられる。このため、政策所管課等が作成した財務省における政策評価の案の一次審査や評価結果の政策所管課等へのフィードバックを行うなどの役割を担う。

○ 政策評価官・政策評価室は、各局・庁評価担当組織及び政策所管課等と相互牽制関係を保ち、評価の客観性・質の確保を図る必要がある。また、評価の計画的実施・定着を図るとともに、評価手法の研究開発、政策所管部局に対する情報提供等を行うことにより、政策所管部局の行う評価を補完・支援し、財務省全体の評価への取組を推進する。

十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

第1 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口及びその活用

1 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口

政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、財務省の政策評価担当組織である政策評価官・政策評価室とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。

2 政策評価に関する外部からの意見・要望等の活用

政策評価に関する外部からの意見・要望等については、政策評価官・政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用することとする。

国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画の概要

((例) 平成15事務年度(平成15年6月30日策定))

1 平成15事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画の策定・公表

中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号に基づく、主として政策の実施に関する機能を担う国税庁の実績の評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされていますが、国税庁が7月からの新しい事務年度を迎えるに当たり、今般、「平成15事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」(以下「実施計画」という。)を策定しましたので公表します。

2 実施計画の概要

(1) 目標と指標

目標については、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」、「税理士業務の適正な運営の確保」という3つの実績目標の下に、「申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行います。」等の業績目標を9つ設定しております。(P3「1 国税庁における実績の評価の目標」参照)

指標については、業績指標として「電子申告等の着実な導入」等14を、参考・モニタリング指標として「所得税確定申告書の郵送提出割合」等50を設定しました。(P4「2 国税庁における実績の評価の目標と対応する指標(総括表)」参照)

(注1) 業績指標とは、客観的に測定可能な定量的・定性的な指標として、目標の達成度を測定するために設定される指標をいいます。

(注2) 参考・モニタリング指標とは、社会経済情勢の的確な把握、分析及び事務運営の参考とし、モニタリングす

るために設定される指標をいいます。

(2) 実施スケジュール

平成15事務年度の実施計画は、平成15年7月から平成16年6月を対象としています。今後、平成15年9月末を目途として平成14事務年度の評価書を、平成16年6月末を目途として平成16事務年度の実施計画を、平成16年9月末を目途として平成15事務年度の評価書を策定・公表する予定です。

(3) 実施要領

国税庁の実績の評価は、評価手法の観点からは「あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、その達成度合いの情報を提供する」ものであるという点で、財務省の政策評価における実績評価と実質的に異なることはありません。

このため、国税庁の実績の評価については、実施庁の実績の評価としての性格を踏まえつつ、財務省における「政策評価に関する基本計画」（平成14年3月29日公表）の定めるところに準じて実施します。

(4) 実績の評価の改善

国税庁の実績の評価においては、評価に期待される役割が十分に果たされ、評価の効率的な実施が確保される必要があることから、今後、徐々にその質の向上を目指すことにしています。

国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務の実施体制及び事務処理手順
(例) 平成15事務年度（平成15年6月30日、各国税局、国税不服審判所等に対し指示）の目次

第1 目的

第2 実施体制

1 庁・局・署における実施体制

- (1) 庁における実施体制
- (2) 局における実施体制
- (3) 署における実施体制

2 具体的な役割分担

- (1) 庁監督評価官室・総務課の役割
- (2) 庁担当主管課等の役割
- (3) 派遣監督評価官室の役割
- (4) 局担当主管課等の役割
- (5) 署総務課・関係部門等の役割

第3 事務処理手順

1 実施計画案の作成等

- (1) 局担当主管課等が行う事務
- (2) 庁担当主管課等が行う事務
- (3) 派遣監督評価官室が行う事務
- (4) 庁監督評価官室・総務課が行う事務
- (5) 作成に当たっての留意事項

2 評価書案等の作成等

- (1) 局担当主管課等が行う事務
- (2) 庁担当主管課等が行う事務
- (3) 派遣監督評価官室が行う事務
- (4) 庁監督評価官室・総務課が行う事務

第4 庁連絡会等の運営

1 庁連絡会

- (1) 目的
- (2) 構成
- (3) 審議・調整事項

2 準備会等

- (1) 庁連絡会に関する準備会
- (2) 局事務連絡会

第5 指標

第6 指標に係るデータ把握等の事務処理手順

1 サンプル調査の実施

- (1) 指標番号 1-11「所得税還付金の6週間以内の処理件数割合」のサンプル調査
- (2) 指標番号 1-13「納税証明書の15分以内の発行割合」のサンプル調査

2 アンケート調査の実施

- (1) 署
- (2) 局
- (3) 庁
- (4) 税大

3 評価シートの作成・提出

- (1) 署総務課・関係部門等
- (2) 局担当主管課等

- (3) 庁担当主管課等
- (4) 税大
- (5) 審判所

【別紙】

- 別紙1 国税庁における実績の評価の目標
- 別紙2 国税庁における実績の評価の目標と対応する指標一覧表
- 別紙3 業績指標一覧表
- 別紙4 国税庁の実績目標と施策等
- 別紙5 国税庁における実績の評価の実施事務の実施体制図
- 別紙6 実績の評価に関する庁担当主管課等一覧表
- 別紙7 実績の評価の実施計画案における作成作業等のフローチャート
- 別紙8 実績の評価の評価書案等における作成作業等のフローチャート
- 別紙9 評価基準及び評価マニュアル
- 別紙10 評価意見総括表
- 別紙11 指定署一覧表
- 別紙12 指標別データ把握部署等一覧表
- 別紙13 アンケート調査実施の協力依頼文等の文例

【様式】

- 様式1 平成16事務年度 国税庁の実績の評価に関する実施計画原案
- 様式2 平成15事務年度 国税庁の実績の評価に関する評価書原案
- 様式3 「平成15事務年度 評価シート」の送付について（報告）
- 様式4 「平成15事務年度 評価シート（局計）」の送付について（報告）
- 様式5 平成15事務年度評価シート

④ 厚生労働省

厚生労働省における政策評価に関する基本計画（抄）
 （平成14年4月1日厚生労働大臣決定。改正：平成15年4月1日）

7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(5) 社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（抜粋）
 （例：平成15年度計画）

5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

⑤ 経済産業省

実施庁に係る実績評価に関する規定等は作成されていない。

⑥ 国土交通省

実施庁に係る実績評価に関する規定等は作成されていない。

⑦ 総務省

総務省政策評価基本計画（抜粋）
 （平成14年3月27日総務省訓令第41号。最終改正：平成15年3月28日総務省訓令第28号）

第11章 その他政策評価の実施に関し必要な事項

第2節 その他

総務省の実施庁たる郵政事業庁の評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号により、府省の長は「実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。」と規定されているところであり、次のとおり実施するものとする。

- ① 郵政企画管理局は、郵政事業庁が達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定する評価方式を用いるものとする。
- ② 郵政企画管理局は、必要に応じて郵政事業庁からヒヤリング等を行った上で、主に、郵政事業庁においていかに効率的に当該政策を実施したかという「効率性」等の観点から実績評価調書を作成し、毎年8月中旬までに、評価結果を郵政事業庁に通知するとともに、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。
- ③ 大臣官房政策評価広報課は、総務省の政策評価結果を公表する際に、併せて郵政事業庁の実績評価の結果も公表することとし、総務省ホームページへの掲載、政策評価広報課での配布、記者発表等国民が容易に入手できる方法で行うものとする。

（注）第11章第2節は、平成15年3月28日総務省訓令第28号（平成15年4月1日施行）により削除されている。

ただし、平成15年3月28日総務省訓令第28号附則2に基づき「この訓令による改正前の総務省政策評価基本計画第11章第2節の規定は、この訓令の施行後も、平成16年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同節②中「郵政企画管理局」とあるのは「郵政行政局」と、「郵政事業庁から」とあるのは「日本郵政公社から」と、「郵政事業庁に通知」とあるのは「日本郵政公社に通知」とする」とこととされている。

実施庁が達成すべき目標の設定に関する事務の流れ（詳細）

省 庁	実施庁	目標の設定に関する事務の流れ
防衛庁	防衛施設庁	<p>① 実施庁による評価対象分野（実績評価実施計画の作成）及び達成すべき目標（案）の作成</p> <p>i 評価対象分野の設定（実績評価実施計画（案）の作成） ○ 防衛施設庁（総務部行政評価官）において、対象とする年度の評価対象分野を定めた実績評価実施計画（案）を作成</p> <p>ii 防衛庁の企画立案所掌課による目標（案）の作成 ○ 実績評価実施計画（案）に定める評価対象分野に属する事務のうち、防衛庁本庁において企画立案を行う事務について目標（案）を作成（長官官房政策評価監査官及び同施設課）</p> <p>ii 防衛施設庁の企画立案を行う事務所掌課による目標（案）の作成 ○ 防衛施設庁内部部局の各課（これに準ずる組織を含む。）のうち委任された事務の企画立案を行う課において、実績評価実施計画（案）に定める評価対象分野に属する事務について、目標（案）を作成</p> <p>iii 達成すべき目標（案）の取りまとめ・調整 ○ 防衛施設庁（総務部行政評価官）において、防衛庁本庁の企画立案事務所掌課及び防衛施設庁の企画立案を行う事務所掌課が作成した目標（案）を取りまとめるとともに、必要に応じ目標（案）の修正を要請</p> <p>iv 実績評価実施計画（案）及び目標（案）について防衛施設庁長官の承認</p>
		<p>② 防衛庁の評価担当部局による目標（案）等の審査 ○ 防衛庁本庁の評価担当部局（長官官房政策評価監査官）において、実績評価実施計画（案）及び目標（案）を審査</p> <p>③ 目標（案）等について防衛庁長官の承認</p> <p>④ 目標（案）等の通知 ○ 実績評価実施計画（案）及び目標（案）を承認した旨を防衛施設庁長官に通知</p>
法務省	公安調査庁	<p>① 実施庁及び</p> <p>② 省の評価担当部局による目標（案）の作成</p> <p>i 実施庁による目標（原案）の作成 ○ 公安調査庁（総務部総務課企画調整室）において、達成すべき目標（原案）を設定</p> <p>ii 省（評価担当部局）による目標（案）の作成 ○ 法務省の評価担当部局（大臣官房秘書課政策評価企画室）において、公安調査庁から聴取した結果等を踏まえ、原案を基に目標（案）を作成</p>
		<p>② 民間の有識者等からの意見聴取（政策評価懇談会の開催） ○ 政策評価懇談会を開催し、目標（案）について、民間有識者等から意見聴取</p> <p>③ 目標（案）について法務大臣決裁 ○ 政策評価懇談会で聴取した意見等を踏まえ所要の修正を行った目標（案）について、法務大臣決裁</p> <p>④ 設定した目標の通知 ○ 設定した目標について、法務大臣から公安調査庁長官に通知</p>
財務省	国税庁	<p>① 実施庁による「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」(注)(案)の作成 (注) 財務省では、国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、「政策評価に関する基本計画」(平成14年3月29日策定)の定めるところに準じて行うこととしており、国税庁の事務年度(7月1日から翌年6月30日)ごとに、「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」(以下、この欄において「実施計画」という。)を策定し、この中で、国税庁が達成すべき目標を示している(平成15年度実施計画は15年6月に策定)。実施計画には、当該事務年度に国税庁が達成すべき目標と指標、実施スケジュール、実施要領及び実績の評価の改善について記述されている。</p> <p>i 実施計画(原案)の作成 ○ 国税庁の個別の事務を所管する課等(以下、この欄において「庁担当主管課等」という。)において、その所掌する事務について、関係する庁内の部局との間で実績目標又は業績目標ごとに協議・調整を行った上で、実施計画(原案)を作成</p> <p>ii 実施計画(原案)の取りまとめ</p>

省 庁	実施庁	目標の設定に関する事務の流れ
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁の評価担当部局（国税庁長官官房総務課及び同総務課監督評価官室）において、原案を取りまとめ iii 幹部による審議・調整（実績の評価に関する庁連絡会の開催） <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁の幹部職員（長官、次長、審議官、部長、関係課長等）で構成する実績の評価に関する庁連絡会において、総合的な観点から審議・調整し、国税庁としての実施計画（案）を決定 <p>② 省による実施計画（案）の審査・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> i 評価担当部局による審査 <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省の評価担当部局（大臣官房政策評価官及び同文書課政策評価室）において、実施計画（案）を審査し、とりまとめ ii 財務省幹部による審議・調整 <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省政策評価委員会（事務次官以下局長級の幹部職員で構成）において、総合的な観点から実施計画（案）について審議・調整 <p>③ 民間の有識者等からの意見聴取（財務省の政策評価の在り方に関する懇談会の開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間の有識者等12人で構成する財務省政策評価の在り方に関する懇談会を開催し、実施計画（案）について意見聴取 <p>④ 実施計画（案）について財務大臣決裁・実施計画の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省の政策評価の在り方に関する懇談会において聴取した意見を踏まえ所要の修正を行った実施計画（案）について、財務大臣が決裁し、実施計画を決定
厚生労働省	社会保険庁	<p>① 実施庁及び省による目標（案）の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> i 実施庁による目標（原案）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険庁の各部局において、所掌する事務について、事務の実施基準等を基に目標（原案）を設定 ii 省による目標（案）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の評価担当部局（政策統括官付政策評価官）において、目標（原案）を基に、社会保険庁の実施する事務に係る政策の企画立案部局である保険局、年金局、老健局及び雇用均等・児童家庭局並びに社会保険庁の関係部局と協議・調整を行った上で、目標（案）をとりまとめ <p>② 目標（案）について厚生労働大臣決裁（注）平成16年度の目標の設定以降は政策統括官専決</p> <p>③ 設定した目標の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設定した目標を厚生労働事務次官から社会保険庁長官に依命通達 （注）平成16年度の目標の設定以降、目標の設定については政策統括官の専決とし、厚生労働大臣から社会保険庁長官に通知
経済産業省	特許庁	<p>① 実施庁及び省による目標（案）の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> i 実施庁による目標（原案）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特許庁（総務部総務課）において、事務の実施基準等を基に目標（原案）を作成 ii 省による目標（案）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省の評価担当部局（大臣官房政策評価広報課）において、目標（原案）を基に、特許庁の総務部総務課等関係部局と協議・調整を行った上で目標（案）を作成 <p>② 目標（案）について経済産業大臣決裁</p> <p>③ 設定した目標の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設定した目標を経済産業大臣から特許庁長官に通知
国土交通省	気象庁 海上保安庁 海難審判庁	<p>① 省による目標（案）の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省大臣官房総務課において、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁の事務所掌課等と協議・調整しながら、目標（案）を作成 <p>② 目標（案）について国土交通大臣決裁</p> <p>③ 設定した目標の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設定した目標を国土交通大臣から各実施庁長官に通知
総務省	郵政事業庁	<p>① 省による目標（案）の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵政事業庁の実施する事務に係る政策の企画立案部局（郵政企画管理局総合企画課、郵便経営計画課、貯金経営計画課及び保険経営計画課（注））において、郵政事業庁の関係部局と協議・調整を行った上で目標（案）を作成し、総合企画課において取りまとめ

省 庁	実施庁	目標の設定に関する事務の流れ
		<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">② 目標(案)について郵政企画管理局長決裁</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">③ 設定した目標の通知</p> <p style="text-align: center;">○ 設定した目標を総務大臣から郵政事業庁長官に通知</p>

(注)1 当省の調査結果による。

2 実施庁が行う事務を[]で、省庁が行う事務を[]で示した。

3 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

平成15年度の実施庁が達成すべき目標に関する達成しようとする水準の数値化の状況

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況
防衛庁	防衛施設庁	<p>防衛庁は、防衛施設庁が達成すべき目標として、6つの業務分野ごとに1つから4つの評価対象分野を設定している。評価対象分野は13分野が設定され、分野ごとに1つから8つの達成すべき目標が設定されており、計38の目標が設定されている。これらの目標には、何を、どうするのが具体的に設定されているが、数値目標を示して、「どの程度」どうするのが明確になっている目標は計38の目標のうち10の目標（全体の約30%）となっている。</p> <p>（達成しようとする水準が明確になっている目標（平成15年度において防衛施設庁が達成すべき目標）の例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>業務分野 防衛施設の取得及び管理 評価対象分野 国有財産の管理（自衛隊施設に供する行政財産の管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊施設に供される行政財産の使用又は収益に係る許可手続については、<u>次の期間内に処理すること。</u> <p>ただし、財務省（財務（支）局）との協議に要する間は含まないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 部長限りで処理するもの：1か月 ② 防衛施設庁長官の承認を受け、部局長において処理するもの：2か月 ③ 防衛庁長官の承認を受け、部局長において処理するもの：3か月 </div> <p>（達成しようとする水準が明確になっていない目標（平成15年度において防衛施設庁が達成すべき目標）の例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>業務分野 防衛施設の取得及び管理 評価対象分野 国有財産の管理（自衛隊施設に供される行政財産の管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊施設に供される行政財産の所管換、用途廃止等に係る事務手続については、国有財産法や内閣府所管国有財産取扱規則等に基づき、<u>迅速かつ適正に処理すること。</u> </div>
法務省	公安調査庁	<p>法務省は、公安調査庁が達成すべき目標として2つの目標を示している。これらの目標には、何を、どうするのが具体的に設定され、何を指標として用いるかが明示されているが、例えば、「観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする」という基本目標については、「オウム真理教の組織、活動等の把握状況を指標とする」とされているなど、数値目標は示されていない。この理由として、法務省（公安調査庁）では、「公安調査庁の業務については、その性質上、具体的な数値等を外部に公表できないものもあり、達成すべき目標に定量的な指標を設定することが難しい面がある」としている。</p> <p>（平成15年度において、公安調査庁が、その所掌に係る破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく公共の安全の確保のための業務の実施に当たり達成すべき目標）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本目標1：観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。 ※ オウム真理教の組織、活動等の把握状況を指標とする。 基本目標2：内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保にかかわる情報の政府機関への適切な提供に努める。 ※ 情報の提供状況を指標とする。</p> </div>
財務省	国税庁	<p>財務省は、国税庁が達成すべき目標として3つの実績目標（分野ごとの目標）の下に9つの業績目標（実績目標の細目となる目標であり、必要に応じて設定される目標）を設定している。3つの実績目標のうち1つの目標には業績目標は設定されておらず、計10の目標が設定されている。これらの目標には、14の業績指標（客観的に測定可能な定量的・定性的な指標として、目標の達成度を測定するために設定される指標）及び50の参考・モニタリング指標（社会経済情勢の的確な把握、分析及び事務運営の参考とし、モニタリングするために設定される指標）が設定されているが、10の目標ごとにみると、業績指標が設定されている目標は4つの目標（全体の40%）となっている。</p> <p>（達成しようとする水準が明確になっている目標（平成15事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画）の例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○実績目標1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（納税環境の整備）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[業績目標1-1-1] 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行います。「実施基準・準則第4条第1号イ(イ)」</p> <p>申告納税制度が円滑に機能するよう、納税者の皆様の適正な申告・納税に有用な情報を提供するとともに、広く国民各層に対しても各種広報媒体を活用するなどして、身近な税の情報や業務内容等をお知らせし、国民の皆様が税についての正しい理解が得られるように広報の充実等に努めます。</p> <p>(1) 広報事務の充実</p> </div> </div>

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況																																				
		<p>税務行政の運営に当たっては、申告納税制度が円滑に機能するよう国民の皆様の理解と信頼を得ることが基本となります。このため、相談や調査とともに広報広聴を重要な柱として事務運営を行います。</p> <p>広報事務は、納税者の皆様のみならず広く国民各層に対して、税の意義や役割、一般的な税の仕組み等をテレビ、ラジオ、新聞等の各種広報媒体によりお知らせし、税についての正しい理解を得られるようにすることにより、納税者の皆様が自ら適正な申告と納税を行うという基盤を築くことを目的として実施します。</p> <p>また、税務署にいられた納税者の皆様に対して国税の広報活動についてのアンケート調査を行い、その結果も踏まえて広報事務の充実に努めます。</p> <p>【1-4 国税の広報に関する評価】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="422 510 1481 577"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位評価割合</td> <td>集計実績無</td> <td>29.7</td> <td>28.6</td> <td>N.A.</td> <td>向上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 長官官房広報広聴官調 (注1) 数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。 (注2) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>(2) 「国税庁ホームページ」の充実及び法令解釈通達の掲載 高度情報化の進展によりインターネット加入者が大幅に増加していることもあり、「国税庁ホームページ」を平成10年11月に開設しました。</p> <p>身近な税の情報や業務内容、統計情報、記者発表資料のほか、申告書等の様式や納税者の皆様の適正な申告に有用と認められる法令解釈通達や質疑応答事例などの情報を「国税庁ホームページ」により提供します。</p> <p>法令解釈通達については、そのすべてを国税庁、国税局(所)、税務署の窓口において、納税者の皆様の閲覧に供することにより公表していますが、納税者の皆様が国税についての法令解釈をいつでもより容易に知ることができるよう、「国税庁ホームページ」に法令解釈通達を掲載し、更新していくこととします。</p> <p>なお、平成12年6月以降に発遣された法令解釈通達は、すべて「国税庁ホームページ」に掲載しており、平成16事務年度末までに、現存する法令解釈通達はすべて掲載するよう努めます。</p> <p>【1-5 法令解釈通達の公表割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="422 1059 1481 1126"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公表割合</td> <td>集計実績無</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>N.A.</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>【1-6 ホームページへの法令解釈通達の掲載割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="422 1211 1481 1279"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掲載割合</td> <td>集計実績無</td> <td>10.3</td> <td>36.6</td> <td>N.A.</td> <td>90程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>(達成しようとする水準が明確になっていない目標(平成15事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画)の例)</p> <p>○実績目標1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収</p> <p>【業績目標1-2-4】 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。「実施基準・準則第4条第1号ロ(ニ)」</p> <p>国税における不服申立て制度は、簡易・迅速な手続により納税者の皆様の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の皆様の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>(1) 不服申立ての適正・迅速な処理</p> <p>税務署長等が行った国税の更正・決定などの課税処分、差押えなどの滞納処分等があったときに、その処分に不服のある納税者の方は、その処分の取消しや変更を求めてこれらの処分を行った行政庁(税務署長、国税局長(国税事務所長)又は国税庁長官)に対して「異議申立て」を提起することができます。また、その異議申立てに対する行政庁(国税庁長官を除きます。)の決定を経た後の処分になお不服があるときは、国税不服審判所長に対して「審査請求」を提起することができます。</p> <p>異議申立てや審査請求の処理に当たっては、厳正・中立な立場から充実した調査・審理を行い、事実関係を正確に把握した上、法令を正しく適用し事案の適正かつ迅速な処理に努めます。</p>	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	上位評価割合	集計実績無	29.7	28.6	N.A.	向上	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	公表割合	集計実績無	100	100	N.A.	100	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	掲載割合	集計実績無	10.3	36.6	N.A.	90程度
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																	
上位評価割合	集計実績無	29.7	28.6	N.A.	向上																																	
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																	
公表割合	集計実績無	100	100	N.A.	100																																	
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																	
掲載割合	集計実績無	10.3	36.6	N.A.	90程度																																	
厚生労働省	社会保険庁	<p>厚生労働省は、社会保険庁が達成すべき目標として5つの事項を設け、事項ごとに2つから6つの目標を設定しており、計21の目標が設定されている。目標にはそれぞれ指標及び2年前(平成13年度)の参考指標データが明記され、何を、どうするのが具体的に設定され</p>																																				

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況																				
		<p>ているものの、「どの程度」どうするのが明確になっている目標は5つの目標（約25%）となっている。</p> <p>（達成しようとする水準が明確になっている目標（平成15年度において社会保険庁が達成すべき目標）の例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成すべき目標</th> <th>指標</th> <th>(参考指標データ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2 保険料等収納事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導、口座振替の促進等により、保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。 ・前年度と同じ、又は上回る保険料収納率となること。 ・前年度を上回る口座振替実施率となること。</td> <td>・保険料収納率</td> <td>政府管掌健康保険 96.9% 船員保険 91.7% 厚生年金保険 97.6% (平成13年度)</td> </tr> <tr> <td>・口座振替実施率</td> <td>政府管掌健康保険 83.4% 船員保険 64.6% 厚生年金保険 84.9% (平成13年度未現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（達成しようとする水準が明確になっていない目標（平成15年度において社会保険庁が達成すべき目標）の例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成すべき目標</th> <th>指標</th> <th>(参考指標データ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 適用事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適正な把握に努め、適用を促進すること。</td> <td>・新規適用事業所数</td> <td>政府管掌健康保険・厚生年金保険 57,015事業所 船員保険 165事業所 (平成13年度)</td> </tr> <tr> <td>・全被保険者資格喪失事業所数</td> <td>政府管掌健康保険・厚生年金保険 87,199事業所 船員保険 465事業所 (平成13年度)</td> </tr> <tr> <td>・適用事業所数</td> <td>政府管掌健康保険 1,522,868事業所 船員保険 6,912事業所 厚生年金保険 1,651,493事業所 (平成13年度)</td> </tr> <tr> <td>・巡回説明事業所数</td> <td>31,508事業所 (平成13年度)</td> </tr> </tbody> </table>	達成すべき目標	指標	(参考指標データ)	2 保険料等収納事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導、口座振替の促進等により、保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。 ・前年度と同じ、又は上回る保険料収納率となること。 ・前年度を上回る口座振替実施率となること。	・保険料収納率	政府管掌健康保険 96.9% 船員保険 91.7% 厚生年金保険 97.6% (平成13年度)	・口座振替実施率	政府管掌健康保険 83.4% 船員保険 64.6% 厚生年金保険 84.9% (平成13年度未現在)	達成すべき目標	指標	(参考指標データ)	1 適用事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適正な把握に努め、適用を促進すること。	・新規適用事業所数	政府管掌健康保険・厚生年金保険 57,015事業所 船員保険 165事業所 (平成13年度)	・全被保険者資格喪失事業所数	政府管掌健康保険・厚生年金保険 87,199事業所 船員保険 465事業所 (平成13年度)	・適用事業所数	政府管掌健康保険 1,522,868事業所 船員保険 6,912事業所 厚生年金保険 1,651,493事業所 (平成13年度)	・巡回説明事業所数	31,508事業所 (平成13年度)
達成すべき目標	指標	(参考指標データ)																				
2 保険料等収納事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導、口座振替の促進等により、保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。 ・前年度と同じ、又は上回る保険料収納率となること。 ・前年度を上回る口座振替実施率となること。	・保険料収納率	政府管掌健康保険 96.9% 船員保険 91.7% 厚生年金保険 97.6% (平成13年度)																				
	・口座振替実施率	政府管掌健康保険 83.4% 船員保険 64.6% 厚生年金保険 84.9% (平成13年度未現在)																				
達成すべき目標	指標	(参考指標データ)																				
1 適用事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所（船舶所有者を含む。）の適正な把握に努め、適用を促進すること。	・新規適用事業所数	政府管掌健康保険・厚生年金保険 57,015事業所 船員保険 165事業所 (平成13年度)																				
	・全被保険者資格喪失事業所数	政府管掌健康保険・厚生年金保険 87,199事業所 船員保険 465事業所 (平成13年度)																				
	・適用事業所数	政府管掌健康保険 1,522,868事業所 船員保険 6,912事業所 厚生年金保険 1,651,493事業所 (平成13年度)																				
	・巡回説明事業所数	31,508事業所 (平成13年度)																				
経済産業省	特許庁	<p>経済産業省では、平成14年度から、特許庁が達成すべき目標に、単年度目標に加え、「知的財産戦略大綱」（2002年（平成14年）7月3日知的財産戦略会議）に基づく産業財産権行政の中・長期的目標を設定している。</p> <p>平成15年度に設定された特許庁が達成すべき目標をみると、中・長期的目標として9つの目標が、15年度の実施庁業務遂行に当たっての目標として6つの目標が設定されており、計15の目標が示されている。中・長期的目標には、何を、どうするのが具体的に設定されているものの、「どの程度」どうするのがについては明確になっていないが、15年度の実施庁業務遂行に当たっての目標には、すべて数値目標が設定され、何を、どの程度、どうするのが明確になっている。</p> <p>（達成しようとする水準が明確になっている目標（平成15年度に特許庁が達成すべき目標）の例）</p> <p>Ⅱ. 平成15年度の実施庁業務遂行に当たっての目標</p> <p>1. 出願書類の方式審査</p> <p>出願件数が増加している中、早期の権利保護を図るため、オンライン出願書類の方式審査の通常処理期間を受付日から1週間以内とするよう努めること。ただし、国内処理開始時期が条約で定められている国際出願に係る書類を除く。</p> <p>(参考指標データ)</p> <p>方式審査処理期間（オンライン出願書類） 平成14年4月～平成15年2月実績 5.3日（四法平均※） （※四法：特許法、実用新案法、意匠法、商標法）</p> <p>（達成しようとする水準が明確になっていない目標（平成15年度に特許庁が達成すべき目標）の例）</p> <p>Ⅰ. 産業財産権行政の中・長期的目標</p> <p>1. 迅速かつ的確な権利付与</p> <p>発明、意匠及び商標について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手續の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずること。また、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めること。</p>																				
国土交通省	気象庁	<p>国土交通省は、気象庁が達成すべき目標として4つの目標を設定している。4つの目標には、それぞれさらに、目標を達成するための具体的な目標が設定（計15）されている。これらの具体的な目標には、それぞれ数値目標が設定され、何を、どの程度、どうするのが明確になっている。</p>																				

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況
		<p>(達成しようとする水準が明確になっている目標 (平成15年度に気象庁が達成すべき目標) の例)</p> <p>1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について 気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。 [具体的な目標] ○ 気象等の観測・監視の能力の向上を図るものとして、 ① 飛行場における気象観測能力の向上を図るため、81空港で空港気象観測システムを運用することを旨とし、15年度は3空港に整備し、計38空港で運用する。 ② 地球温暖化に伴う海面上昇の監視を強化するため、全国の13箇所¹の検潮所に精密型水位計を整備するとともに、地盤の変動の影響を除いた地球温暖化に伴う海面上昇に関する監視情報の提供を開始する。 ○ 関係機関と密接に連携して、観測成果の活用、情報内容の充実、情報提供機能の強化を図るものとして、 ① 気象等の注警報について、発表の対象となる地域を絞り込み、きめこまかく発表することにより適切な防災活動を支援するため、15年度は関係都道府県と連携・協議し、府県予報区(総数56)のうち細分化を設定する予報区を54から拡大するとともに、全国356の細分区域を更に増加させる。 ② 都道府県が管理する河川を対象として、都道府県と共同で行う洪水予報(指定河川洪水予報)を3県での実施から10都道府県での実施に拡充させる。 ③ 国土交通省が保有する防災情報をインターネットを通じてわかりやすく国民に提供するために、省内関係部局が設置する「防災情報提供センター(仮称)」の運営主体として、省内関係部局とともに15年度の出水期から運用を開始する。 ④ 都道府県との連携により、情報提供機能の向上を図るため、気象庁が発表・提供する図等を含む各種防災情報をネットワーク上で利用可能な防災情報提供装置を15年度末までに全都道府県に接続する。 ○ 台風情報において、強度予報の期間を48時間前から72時間先まで延長するとともに、全国29地点について発表していた暴風域に入る確率を全国356地域に拡大して3時間刻みできめこまかく発表する。 ○ 降雨に関する実況解析及び降水量の予測情報を提供する時間間隔を1時間ごとから30分ごとに短縮する。 ○ 黄砂に関する分布・降下の実況及び予測に関する情報提供を16年の春期シーズンから開始する。 ○ 活動度の高い火山の活発化に対応して、火山における地震や地盤の膨張・伸縮等から地下のマグマの動きを的確に把握できる火山の数を、19年度までに全国で10とすることを旨とし、観測データの解析技術の改良等を進めることで15年度には、その把握能力を有する火山を2とする。</p>
	海上保安庁	<p>国土交通省は、海上保安庁が達成すべき目標として4つの目標を設定している。4つの目標には、それぞれさらに、目標を達成するための具体的な目標が設定(計8)されている。これらの具体的な目標には、何を、どうするのが具体的設定されているが、数値目標を示して、「どの程度」どうするのが明確になっている具体的な目標は2つの目標(全体の50%)に係る計2つの具体的な目標となっている。</p> <p>(達成しようとする水準が明確になっている目標 (平成15年度に海上保安庁が達成すべき目標) の例)</p> <p>3. 海上交通の安全確保について 海上交通の安全の確保に関し、関係法令に基づく的確な規制及び指導並びに情報の的確な収集及び適時、的確な提供を行うとともに、海難防止思想の幅広い普及を図ることにより、海難の未然防止に務める。 [具体的な目標] ○ 関係機関と連携し、モーターボートに係る救命胴衣着用率を平成17年までに50%以上とすることを旨とする。</p> <p>(達成しようとする水準が明確になっていない目標 (平成15年度に海上保安庁が達成すべき目標) の例)</p> <p>4. 海象の観測等について 海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。 [具体的な目標] ○ 地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、 ① 地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測するため、特にその発生の可能性の高い三陸南部、南海トラフ等の海域に分布する断層及び南方諸島の海底火山についての情報の空白区域を減少させること。 ② 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定された東南</p>

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況																								
		海地震の震源域について、地震活動の監視観測地点の増強を図ること。																								
	海難審判庁	<p>国土交通省は、海難審判庁が達成すべき目標として3つの目標を設定している。3つの目標には、それぞれさらに、目標を達成するための具体的な目標が設定（計5）されている。これらの具体的な目標には、それぞれ数値目標が設定され、何を、どの程度、どうするのかを明確になっている。</p> <p>（達成しようとする水準が明確になっている目標（平成15年度に海難審判庁が達成すべき目標）の例）</p> <p>1. 迅速な海難の調査、審判開始の申立について 海難を認知したときは、迅速に調査に着手し、審判による原因究明が必要であると認められる事件については、審判開始の申立を迅速に行う。 [具体的な目標] ○ 海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を8.0ヶ月以内とする。</p>																								
総務省	郵政事業庁	<p>総務省は、郵政事業庁が達成すべき目標として4つの項目を設け、このうち郵政事業（郵便事業、郵便貯金事業、簡易生命保険事業、その他これら事業に附帯する業務等）に共通する目標として設定された1つの項目を除き、3つの項目には、郵便事業、為替貯金事業及び簡易生命保険事業ごとに達成すべき目標が設定されており、計10の目標が設定されている。これらの目標には、何を、どうするのかを具体的に設定され、うち8つの目標（全体の80%）には、数値目標を示して、「どの程度」どうするのかを明確になっている。</p> <p>（達成しようとする水準が明確になっている目標（平成14年度郵政事業庁が達成すべき目標）の例）</p> <p>2 健全な事業財政の確保 (1) 郵便事業（郵便事業、この事業に係る受託業務等をいう。以下同じ。） ア 徹底した合理化・効率化施策の推進、営業体制の強化、多様なニーズに対応したきめ細かなサービスの提供等を通じて費用を削減するとともに収益を確保し、健全な事業財政の確保に努めること。 イ 郵便事業が独立採算の事業として健全な事業財政を確保するため、単年度の数値目標としての「収支率」を次のとおり設定する。 平成14年度の郵便事業の「収支率」の目標 99.9%以下 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益(億円)</td> <td>22,365</td> <td>22,438</td> <td>22,424</td> <td>22,743 (22,744)</td> <td>22,345</td> </tr> <tr> <td>費用(億円)</td> <td>22,990</td> <td>22,991</td> <td>22,524</td> <td>23,046 (22,990)</td> <td>22,335</td> </tr> <tr> <td>収 支 率</td> <td>102.8%</td> <td>102.5%</td> <td>100.4%</td> <td>101.3% (101.1%)</td> <td>99.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成12年度までは実績値。13年度及び14年度は予算額に基づき算出 2 収支率は、「費用÷収益×100」で計算 3 ()内は、郵政事業特別会計の13年度補正予算に伴う修正値</p> <p>（達成しようとする水準が明確になっていない目標（平成14年度郵政事業庁が達成すべき目標）の例）</p> <p>1 ユニバーサルサービスの提供 全国の市町村に張り巡らされた郵便局ネットワークを通じて、郵便、為替貯金及び簡易生命保険の各サービスを、あまねく公平に提供すること。</p>	項 目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	収益(億円)	22,365	22,438	22,424	22,743 (22,744)	22,345	費用(億円)	22,990	22,991	22,524	23,046 (22,990)	22,335	収 支 率	102.8%	102.5%	100.4%	101.3% (101.1%)	99.9%
項 目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度																					
収益(億円)	22,365	22,438	22,424	22,743 (22,744)	22,345																					
費用(億円)	22,990	22,991	22,524	23,046 (22,990)	22,335																					
収 支 率	102.8%	102.5%	100.4%	101.3% (101.1%)	99.9%																					

(注)1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

3 総務省（郵政事業庁）の欄を除き、実施庁が達成すべき目標として平成15年度に実施庁が達成すべき目標について計上した。総務省（郵政事業庁）については、平成15年4月の日本郵政公社の設立に伴い郵政事業庁が廃止され、達成すべき目標は、14年度分の目標まで設定されているため、14年度に郵政事業庁が達成すべき目標について計上した。

実施庁が達成すべき目標に関する定量的な指標の設定状況

【防衛庁(防衛施設庁)】

平成15年度において防衛施設庁が達成すべき目標			定量指標(数値目標)の有無
業務分野	評価対象分野	目 標	
自衛隊施設の整備	自衛隊施設の整備(事業関連、環境保全施設(15年度新規発注分)及び13、14年度評価対象事案)	・整備にあたっては、運用者等と綿密な調整を行い、運用目的や運用者等の所要について十分把握し、それらに対する対応方針を整理して効率的な施設とすること。	—
		また、工事情報の電子化を推進するとともにコスト縮減施策を積極的に進めること。	—
		・入札及び契約にあたっては、「会計法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等の関係法令等を遵守し、工事発注見通しや入札結果の公表等を行い、契約内容の透明性、公正な競争の促進、不正行為の排除及び適正な施工を確保すること。	—
		また、電子入札の導入に努めること。	—
		・計画通知等の諸手続については、「建築基準法」等の関係法令等を遵守し、関係機関との調整を行的確かつ円滑に処理すること。	—
		・監督にあたっては、請負者の作成した安全計画を確認するなど、事故の防止に努めるとともに、必要に応じて低騒音、低振動機械を使用させるなど近隣に対する工事の影響に配慮した適切な措置を行うこと。	—
		また、工事進捗状況報告書等により進捗状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずることにより <u>工期内に</u> 工事を完成させること。	有
		・検査にあたっては、工事監督官立会の下に工事目的物と契約書、設計図書、その他関係書類等と照合を行い、必要があれば補修を指示すること。	—
防衛施設の取得及び管理	自衛隊等が使用する防衛施設の借り上げ及び買収(防衛施設用地の賃貸借契約の更新)	・平成18年度までに賃貸借契約の期間が満了し、引き続き使用する必要がある土地については、次のとおり処理すること。 ① 平成15年度に契約期間が満了する土地については、迅速に契約の更新手続を行うこと。 ② 平成16年度に契約期間が満了する土地については、平成15年度中に契約の予約同意の取り付けに努めること。 ③ 平成17・18年度に契約期間が満了する土地については、契約の予約同意の取り付けに努めること。	—
	(防衛施設の用地等の買収)	・防衛施設の用地等の買収については、近傍類似の取引事例等を考慮し、不動産鑑定士による鑑定評価額を参考に決定した適正な価格をもって土地等の所有者と交渉を行い、速やかな買収に努めること。	—
	国有財産の管理(自衛隊施設に供される行政財産の管理)	・自衛隊施設に供される行政財産の使用又は収益に係る許可手続については、 <u>次の期間内に</u> 処理すること。 ただし、財務省(財務(支)局)との協議に要する間は含まないものとする。 ① 部局長限りで処理するもの：1か月 ② 防衛施設庁長官の承認を受け、部局長において処理するもの：2か月 ③ 防衛庁長官の承認を受け、部局長において処理するもの：3か月	有
補償及び賠償	漁業補償 周辺補償	・自衛隊施設に供される行政財産の所管換、用途廃止等に係る事務手続については、国有財産法や内閣府所管国有財産取扱規則等に基づき、迅速かつ適正に処理すること。	—
		・漁業補償に係る手続については、当該補償に係る申請書を受理したときから、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合の	有

平成15年度において防衛施設庁が達成すべき目標			定量指標(数値目標)の有無
業務分野	評価対象分野	目 標	
	中間補償 返還財産補償	補償の額の決定までの期間を6か月以内とすること。	
		・周辺補償、中間補償及び返還財産補償に係る手続については、これら補償に係る申請書を受理したときから、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合の補償の額の決定までの審査等の迅速な処理に努めること。	—
		・申請の手続については、申請者に対して適切な案内を実施し、申請書の提出に関する申請者の負担の軽減に努めること。	—
		・補償の申請手続に関する電話等による問い合わせについては、丁寧に説明をするなど誠意をもって対応すること。	—
	合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する損害賠償	・被害者が受けた損害について、支給基準を自衛隊に係る損害賠償と同様とし、公平かつ公正に請求を審査するとともに、適正な賠償が行われるよう、被害者の立場に立って米軍当局と協議すること。	—
		・損害賠償の処理については、被害者の早期救済を図るため、請求書類の審査等の事務処理に加え、米軍当局との協議等を含め、請求の受理後4か月以内に賠償金の支払いを了するよう努めること。	有
		・請求の手続については、請求者に対して適切な案内を実施し、請求書の提出に関する請求者の負担の軽減に努めること。	—
防衛施設周辺の生活環境整備	障害防止事業 民生安定助成事業 道路改修事業 周辺整備調整交付金 騒音防止事業 移転措置事業	・防衛施設周辺対策事業に係る補助金等の交付手続については、当該事業に係る補助金等の交付申請書を受理したときから、補助金等の交付の決定をするまでの期間を20日以内とすること。	有
		・防衛施設周辺対策事業に係る補助金等の申請手続に関する問い合わせについては、分かりやすい対応に努めること。	—
		特に、移転措置事業については、移転補償制度に関する広報(リーフレットを関係機関に配布)に努めること。	—
駐留軍の駐留の円滑化事業	光熱水料及び燃料費の負担	・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(平成12年条約第12号。以下「特別協定」という。)に基づく光熱水料及び燃料費の負担については、負担額を適正に算出するため、米側から提出される支払い実績書類について、公用目的であることの公用調達証明書の添付による確認、供給業者からの請求書と米軍支払い証明書の突合及び供給業者からの請求内容の審査・確認を厳正に行うこと。	—
		・審査・確認を行った上作成する支払実績表は、支払実績書類の送付を受けた月の末日までに作成し、本庁に報告すること。	有
	訓練移転費の負担 (艦載機夜間着陸訓練の硫黄島への移転、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の本土への移転、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転)	・特別協定に基づく各訓練移転事案ごとの負担額を適正に算出するため、米側から提出される支払実績・証拠書類について、公用目的であることの公用調達証明書の添付による確認、合同委員会合意で定めた負担項目との整合等の審査・確認を厳正に行うこと。	—
		駐留軍に対する間接調達	・物品・役務の間接調達については、米側から調達要求書が提出された場合は、効率的な調達という観点から速やかに米側との調整を行い、品質、数量、納期及び納入場所等米側の所要を詳細に把握することにより、所要に合致した調達を行うこと。
・特別調達資金による業者への契約金額の支払後、米側からの償還手続のため、速やかに米側に対しインボイス(請求書類)を送付すること。	—		

平成15年度において防衛施設庁が達成すべき目標			定量指標（数値目標）の有無
業務分野	評価対象分野	目 標	
駐留軍の駐留の円滑化事業	駐留軍施設の整備（生活関連、安全対策、その他（道路等）施設（15年度新規発注分）及び13、14年度評価対象事案）	・整備にあたっては、運用者等と綿密な調整を行い、運用目的や運用者等の所要について十分把握し、それらに対する対応方針を整理して効率的な施設とすること。	—
		また、工事情報の電子化を推進するとともにコスト縮減施策を積極的に進めること。	—
		・入札及び契約にあたっては、「会計法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等の関係法令等を遵守し、工事発注見通しや入札結果の公表等を行い、契約内容の透明性、公正な競争の促進、不正行為の排除及び適正な施工を確保すること。	—
		また、電子入札の導入に努めること。	—
		・計画通知等の諸手続については、「建築基準法」等の関係法令等を遵守し、関係機関との調整を行的確かつ円滑に処理すること。	—
		・監督にあたっては、請負者の作成した安全計画を確認するなど、事故の防止に努めるとともに、必要に応じて低騒音、低振動機械を使用させるなど近隣に対する工事の影響に配慮した適切な措置を行うこと。	—
		また、工事進捗状況報告書等により進捗状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずることにより <u>工期内に工事を完成</u> させること。	有
駐留軍等労働者の雇入れ等に関する事務	駐留軍等労働者の給与	・駐留軍等労働者の給与改定にあたっては、国家公務員の給与改定と <u>同時同率で実施</u> できるよう努めること。	有
		・給与の差額支給にあたっては、国家公務員と <u>ほぼ同時期に支給</u> できるよう努めること。	有
	駐留軍等労働者の福利厚生	・駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に係る手続については、これら支給に係る申請書を受理したときから、 <u>1か月以内に支給</u> できるよう、支給すべき特別給付金の有無及び特別給付金を支給すべき場合の額の決定等の迅速な処理を行うこと。	有

【法務省(公安調査庁)】

平成15年度において、公安調査庁が、その所掌に係る破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく公共の安全の確保のための業務の実施に当たり達成すべき目標	定量指標(数値目標)の有無
基本目標1：観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。 ※ オウム真理教の組織、活動等の把握状況を指標とする。	—
基本目標2：内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保にかかわる情報の政府機関への適切な提供に努める。 ※ 情報の提供状況を指標とする。	—

【財務省(国税庁)】

<p>平成15事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画 (抜粋) (各目標毎の実施計画)</p>	<p>定量指標(数値目標)の有無</p>																																				
<p>○実績目標1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収</p>																																					
<p>細目としての業績目標 (納税環境の整備)</p>																																					
<p>【業績目標1-1-1】 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に 周知・広報を行います。「実施基準・準則第4条第1号イ(イ)」</p>	<p>有</p>																																				
<p>(1) 広報事務の充実 税務行政の運営に当たっては、申告納税制度が円滑に機能するよう国民の皆様の理解と信頼を得ることが基本となります。このため、相談や調査とともに広報広聴を重要な柱として事務運営を行います。 広報事務は、納税者の皆様のみならず広く国民各層に対して、税の意義や役割、一般的な税の仕組み等をテレビ、ラジオ、新聞等の各種広報媒体によりお知らせし、税についての正しい理解を得られるようにすることにより、納税者の皆様が自ら適正な申告と納税を行うという基盤を築くことを目的として実施します。 また、税務署に來られた納税者の皆様に対して国税の広報活動についてのアンケート調査を行い、その結果も踏まえて広報事務の充実に努めます。</p> <p>【1-4 国税の広報に関する評価】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="284 846 1157 907"> <tr> <td>事務年度</td> <td>平成11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> <td>14年度</td> <td>15年度目標値</td> </tr> <tr> <td>上位評価割合</td> <td>集計実績無</td> <td>29.7</td> <td>28.6</td> <td>N.A.</td> <td>向上</td> </tr> </table> <p>(出所) 長官官房広報広聴官調 (注1) 数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(5及び4)を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP29参照。 (注2) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>(2) 「国税庁ホームページ」の充実及び法令解釈通達の掲載 高度情報化の進展によりインターネット加入者が大幅に増加していることもあり、「国税庁ホームページ」を平成10年11月に開設しました。 身近な税の情報や業務内容、統計情報、記者発表資料のほか、申告書等の様式や納税者の皆様の適正な申告に有用と認められる法令解釈通達や質疑応答事例などの情報を「国税庁ホームページ」により提供します。 法令解釈通達については、そのすべてを国税庁、国税局(所)、税務署の窓口において、納税者の皆様の閲覧に供することにより公表していますが、納税者の皆様が国税についての法令解釈をいつでもより容易に知ることができるよう、「国税庁ホームページ」に法令解釈通達を掲載し、更新していくこととします。 なお、平成12年6月以降に発遣された法令解釈通達は、すべて「国税庁ホームページ」に掲載しており、平成16事務年度末までに、現存する法令解釈通達はすべて掲載するよう努めます。</p> <p>【1-5 法令解釈通達の公表割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="284 1473 1157 1534"> <tr> <td>事務年度</td> <td>平成11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> <td>14年度</td> <td>15年度目標値</td> </tr> <tr> <td>公表割合</td> <td>集計実績無</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>N.A.</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>【1-6 ホームページへの法令解釈通達の掲載割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="284 1641 1157 1702"> <tr> <td>事務年度</td> <td>平成11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> <td>14年度</td> <td>15年度目標値</td> </tr> <tr> <td>掲載割合</td> <td>集計実績無</td> <td>10.3</td> <td>36.6</td> <td>N.A.</td> <td>90程度</td> </tr> </table> <p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p>	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	上位評価割合	集計実績無	29.7	28.6	N.A.	向上	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	公表割合	集計実績無	100	100	N.A.	100	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	掲載割合	集計実績無	10.3	36.6	N.A.	90程度	
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																
上位評価割合	集計実績無	29.7	28.6	N.A.	向上																																
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																
公表割合	集計実績無	100	100	N.A.	100																																
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																
掲載割合	集計実績無	10.3	36.6	N.A.	90程度																																
<p>【業績目標1-1-2】 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応します。「実施基準・準則第4条第1号イ(ロ)」</p>	<p>一部 有</p>																																				
<p>(1) 税務相談室における面接相談と電話相談 税務相談については、全国の国税局(所)に税務相談室を、主要な税務署内に139の税務相談室の分室を設置して面接相談と電話相談を行います。 また、税務相談室に來られた納税者の皆様に対して面接相談と電話相談に関するアンケート調査を行い、その結果も踏まえて相談事務の充実に努めます。</p> <p>【1-7 税務相談室における面接相談の満足度】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="284 2056 1157 2116"> <tr> <td>事務年度</td> <td>平成11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> <td>14年度</td> <td>15年度目標値</td> </tr> <tr> <td>上位評価割合</td> <td>集計実績無</td> <td>89.0</td> <td>88.0</td> <td>N.A.</td> <td>90程度</td> </tr> </table> <p>(出所) 長官官房税務相談官調</p>	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	上位評価割合	集計実績無	89.0	88.0	N.A.	90程度																									
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																
上位評価割合	集計実績無	89.0	88.0	N.A.	90程度																																

平成15事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画（抜粋） （各目標毎の実施計画）	定量指標（数値目標）の有無																								
<p>(注1) 数値は、面接相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（5及び4）を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP29参照。</p> <p>(注2) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>【1-8 税務相談室における電話相談の満足度】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="280 421 1161 481"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位評価割合</td> <td>集計実績無</td> <td>60.0</td> <td>61.4</td> <td>N.A.</td> <td>65程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 長官官房税務相談官調</p> <p>(注1) 数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（5及び4）を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP30参照。</p> <p>(注2) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>(2) 「タックスアンサー」の充実</p> <p>(3) 法令適用に関する納税者利便の一層の向上</p> <p>(4) 所得税等の申告相談</p>	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	上位評価割合	集計実績無	60.0	61.4	N.A.	65程度													
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																				
上位評価割合	集計実績無	60.0	61.4	N.A.	65程度																				
<p>【業績目標1-1-3】 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努めます。「実施基準・準則第4条第1号イ(ハ)」</p> <p>(1) 広聴事務の充実</p> <p>税務行政に対する国民の皆様のニーズを的確に把握するため、広く国民各層から、国税庁、国税局（所）、税務署の各窓口やホームページ等に寄せられた意見、要望等を集約し、関係部署において納税者利便の向上や事務運営の改善につなげます。</p> <p>また、寄せられた意見要望等に対する国税当局の見解や回答を可能な限りホームページ等の媒体を用いて公表するなど、国民の皆様との双方向の情報交換の推進に努めます。</p> <p>国税局（所）では、国民の皆様から税に関する意見を聴取することを目的として、教育関係者や報道関係者等も含め、2,793名（平成15年度）の方々から「国税モニター」を委嘱しています。この国税モニターの方々に対して国税の広聴活動についてのアンケート調査を行い、その結果を踏まえて広聴事務の充実に努めます。</p> <p>【1-9 国税の広聴活動に関する評価】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="280 1200 1161 1261"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位評価割合</td> <td>集計実績無</td> <td>62.9</td> <td>69.5</td> <td>71.6</td> <td>向上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 長官官房広報広聴官調</p> <p>(注) 数値は、広聴活動に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（5及び4）を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP30参照。</p> <p>(2) 租税教育の充実</p> <p>租税に関する教育は公民教育として基本的には学校当局により学校教育の中で実施されていますが、そのより一層の充実を図るために、国税当局、地方税当局、教育委員会及び学校当局等で組織する租税教育推進協議会が設置されています。国税当局は、同協議会の事業として行われる租税教室への講師派遣などを通じて、学校教育における租税教育の充実のための支援、環境整備に努めます。</p> <p>また、国税モニターの方々に対して国税庁の租税教育に対する取組についてのアンケート調査を行い、その結果を踏まえて租税教育の充実に努めます。</p> <p>【1-10 租税教育に関する評価】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="280 1653 1161 1713"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位評価割合</td> <td>集計実績無</td> <td>68.0</td> <td>76.3</td> <td>85.2</td> <td>向上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 長官官房広報広聴官調</p> <p>(注) 数値は、租税教育に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（5及び4）を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP30参照。</p> <p>(3) 各種説明会の開催</p> <p>(4) 地方公共団体との協力体制の推進</p> <p>(5) 公開講座の開設等</p>	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	上位評価割合	集計実績無	62.9	69.5	71.6	向上	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	上位評価割合	集計実績無	68.0	76.3	85.2	向上	一部有
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																				
上位評価割合	集計実績無	62.9	69.5	71.6	向上																				
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																				
上位評価割合	集計実績無	68.0	76.3	85.2	向上																				
<p>(適正かつ公平な税務行政の推進)</p> <p>【業績目標1-2-1】 適正・公平な課税を実現するため、関係法令を適正に適用します。その際、納税者利便に配慮します。「実施基準・準則第4条第1号ロ(イ)」</p> <p>(1) 所得税還付金の一定期間内の処理</p> <p>所得税還付金事務については、正確性を確保しつつ、迅速な処理に努めます。</p>	一部有																								

平成15事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画（抜粋） （各目標毎の実施計画）	定量指標（数値目標）の有無																																				
<p>【1-11 所得税還付金の6週間以内の処理件数割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="284 293 1157 353"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理件数割合</td> <td>集計実績無</td> <td>集計実績無</td> <td>87.0</td> <td>N.A.</td> <td>N.A.</td> </tr> </tbody> </table>	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	処理件数割合	集計実績無	集計実績無	87.0	N.A.	N.A.																									
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																
処理件数割合	集計実績無	集計実績無	87.0	N.A.	N.A.																																
<p>(出所) 課税部個人課税課、徴収部管理課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成15事務年度の目標値とともに、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>(2) 更正の請求の迅速な処理 納税額の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算に誤りがあったために過大に申告した場合等の救済手段である更正の請求に対しては、関係法令を適正に適用して迅速な処理に努めます。 更正の請求の処理については、①所得税確定申告期間中に集中して提出される場合があること、②請求の内容によっては、事実関係の確認のために相当の期間が必要な場合があること等不確定な要素がありますが、迅速な処理に取り組みます。</p> <p>【1-12 「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="284 719 1157 779"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理件数割合</td> <td>集計実績無</td> <td>91.8</td> <td>96.8</td> <td>N.A.</td> <td>95程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>(3) 納税証明書の的確・迅速な発行 納税証明書の発行については、正確性を確保しつつ、迅速な発行に努めます。</p> <p>【1-13 納税証明書の15分以内の発行割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="284 943 1157 1003"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行割合</td> <td>集計実績無</td> <td>91.5</td> <td>92.7</td> <td>N.A.</td> <td>90程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 課税部個人課税課、法人課税課、徴収部管理課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>(4) 路線価等評価精度の向上 (5) 収用等の事前協議の推進 (6) 酒類の製造及び販売業免許の適正・迅速な処理 酒類の製造及び販売業免許については、酒税法その他関係法令を適正に適用しつつ、標準処理期間内の迅速な処理に努めます。 標準処理期間は、申請書類が提出された日（公開抽選により審査順位が決められた一般酒類小売業免許申請の場合は、審査順位に従い当該申請ごとに、申請者に対して通知した審査開始日）の翌日から起算して、原則として2か月以内です。 なお、酒類の製造及び販売業免許に係る事務処理の透明性・統一性の観点から、免許付与等を行った者の氏名等を、翌月末までにホームページ上で公表しています。</p> <p>【1-14 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="284 1435 1157 1496"> <thead> <tr> <th>事務年度</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理件数割合</td> <td>集計実績無</td> <td>99.9</td> <td>100.0</td> <td>N.A.</td> <td>前年並</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 課税部酒税課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>(7) 租税条約に基づく相互協議の適切・迅速な処理</p>	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	処理件数割合	集計実績無	91.8	96.8	N.A.	95程度	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	発行割合	集計実績無	91.5	92.7	N.A.	90程度	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	処理件数割合	集計実績無	99.9	100.0	N.A.	前年並	
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																
処理件数割合	集計実績無	91.8	96.8	N.A.	95程度																																
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																
発行割合	集計実績無	91.5	92.7	N.A.	90程度																																
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																																
処理件数割合	集計実績無	99.9	100.0	N.A.	前年並																																
<p>【業績目標1-2-2】 適正・公平な課税を実現するため、適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正します。「実施基準・準則第4条第1号ロ(ロ)」</p> <p>(1) 有効な資料情報の収集・分析 (2) 的確な調査の実施 (3) 大口・悪質な納税者に対する厳正な対応 (4) 新しいタイプの取引などへの対応 (5) 連結納税制度の円滑な執行</p>	-																																				
<p>【業績目標1-2-3】 適正・公平な課税を実現するため、期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収します。「実施基準・準則第4条第1号ロ(ハ)」</p> <p>(1) 期限内収納の実現 (2) 厳正・的確な滞納整理の実施 (3) 消費税滞納の圧縮 (4) 集中電話催告システムの活用による滞納の圧縮</p>	-																																				

平成15事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画（抜粋） （各目標毎の実施計画）	定量指標（数値目標）の有無
<p>[業績目標1-2-4] 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。「実施基準・準則第4条第1号ロ(二)」</p> <p>(1) 不服申立ての適正・迅速な処理 (2) 裁決事例の公表の拡充</p>	-
<p>○実績目標2 酒類業の健全な発達の促進</p> <p>[業績目標2-1] 酒類業者の事業の活性化・経営革新等を支援するとともに、消費者利益の観点から、酒類の品質・安全性の確保を図り、未成年者飲酒防止等のための酒類の適正な販売管理体制の整備等に努めます。「実施基準・準則第4条第2号イ」</p> <p>(1) 酒類業者の事業の活性化・経営革新の支援等 (2) 酒類の品質・安全性の確保</p>	-
<p>[業績目標2-2] 環境保全の観点から、酒類容器のリサイクルなど、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めます。「実施基準・準則第4条第2号ロ」</p>	-
<p>○実績目標3 税理士業務の適正な運営の確保</p> <p>(1) 説明会や研修会への対応 (2) 書面添付制度の推進 (3) 違反行為への対応</p>	-

【厚生労働省(社会保険庁)】

平成15年度において社会保険庁が達成すべき目標			定量指標(数値目標)の有無
達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)	
1 適用事務に関する事項			
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所(船舶所有者を含む。)の適正な把握に努め、適用を促進すること。	<ul style="list-style-type: none"> 新規適用事業所数 全被保険者資格喪失事業所数 適用事業所数 巡回説明事業所数 	政府管掌健康保険・厚生年金保険 船員保険 57,015事業所 165事業所 (平成13年度) 政府管掌健康保険・厚生年金保険 船員保険 87,199事業所 465事業所 (平成13年度) 政府管掌健康保険 船員保険 1,522,868事業所 6,912事業所 厚生年金保険 1,651,493事業所 (平成13年度末現在) 31,508事業所 (平成13年度)	—
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主(船舶所有者を含む。)等に対し、適正な届出の励行を促進すること。	<ul style="list-style-type: none"> 説明会開催数 調査官総合調査件数 賞与支払事業所数 	344,175事業所 (平成13年度)	—
(3) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の事業主(船舶所有者を含む。)に対する調査を効果的に実施し、被保険者資格、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額を適正に把握すること。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者数(資格取得分) 被保険者数(資格喪失分) 被保険者数 被扶養者数 定時決定時調査件数 調査官総合調査件数 	政府管掌健康保険・厚生年金保険 船員保険 6,311,317人 25,722人 (平成13年度) 政府管掌健康保険・厚生年金保険 船員保険 7,030,012人 31,881人 (平成13年度) 政府管掌健康保険 船員保険 19,124,131人 78,153人 厚生年金保険 31,575,928人 (平成13年度末現在) 政府管掌健康保険 船員保険 17,174,814人 134,211人 (平成13年度末現在) 715,057事業所 (平成13年度) 344,175事業所 (平成13年度)	—
(4) 国民年金の20歳到達者の把握及び20歳到達者の完全適用により未加入者の解消を図ること。 ・20歳到達者の完全適用			有
(5) 国民年金の被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、届出の励行を促進すること。	各種届出の勧奨件数	4,905,391件 (平成13年度)	—
(6) 年金に関する被保険者記録について、各種届出に基づき、基礎年金番号により正確に管理すること。	<ul style="list-style-type: none"> 他制度加入照会者数 年金手帳記号番号回答票数 	3,902,863件 (平成13年度) 年金手帳記号番号回答票数 (社会保険業務センター受付分) 2,672,625件 (平成13年度)	—
2 保険料等収納事務に関する事項			
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導、口座振替の促進等により、保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。 ・前年度と同じ、又は上回る保険料収納率となること。 ・前年度を上回る口座振替実施率となること。	<ul style="list-style-type: none"> 保険料収納率 口座振替実施率 	政府管掌健康保険 96.9% 船員保険 91.7% 厚生年金保険 97.6% (平成13年度) 政府管掌健康保険 83.4% 船員保険 64.6% 厚生年金保険 84.9% (平成13年度末現在)	有
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料の納期内納入の励行指導において、保険料等を滞納する事業主(船舶所有者を含む。)に対する納付の督促及	<ul style="list-style-type: none"> 保険料収納額 保険料調定額 	政府管掌健康保険保険料収納額 6兆2,208億円 船員保険保険料収納額 710億円 厚生年金保険保険料収納額 19兆9,360億円 児童手当拠出金収納額 1,351億円 (平成13年度) 政府管掌健康保険保険料調定額 6兆4,222億円 船員保険保険料調定額 774億円	—

平成15年度において社会保険庁が達成すべき目標			定量指標(数値目標)の有無
達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)	
び滞納処分を確実に実施すること。		厚生年金保険保険料調定額 20兆4,176億円 児童手当拠出金調定額 1,365億円 (平成13年度)	
(3) 国民年金事業において、保険料の 確実な収納を図ること。 ・前年度を上回る保険料納付率とな ること。 ・前年度を上回る口座振替実施率と なること。	・保険料納付率 ・保険料納付月数 ・戸別訪問件数 ・電話納付督促件数 ・口座振替実施率	70.9% (平成13年度) 136,726,055月数 (平成13年度) 37.1% (平成13年度末現在)	有
(4) 国民年金保険料の免除制度等の周 知に努めること。	・免除件数 ・学生納付特例件数	法定免除 989,555件 申請免除 2,769,809件 合計 3,759,364件 (平成13年度) 1,475,867件 (平成13年度)	—
3 保険給付事務に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険 事業におけるレセプト点検調査、第 三者に対する損害賠償請求権の行 使等を通じて、医療費適正化を推進 すること。 ・前年度の被保険者1人当たり点検 効果額を上回ること。	・医療給付費 ・医療費通知件数 ・内容点検件数 ・被保険者1人当たり 点検効果額	政府管掌健康保険 船員保険 3兆8,502億円 264億円 (平成13年度) 政府管掌健康保険 船員保険 16,661,221件 73,170件 (平成13年度) 政府管掌健康保険 船員保険 3,819円 10,842円 (平成13年度)	有
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険 事業において、傷病手当金等の現金 給付の適正化を図ること。	・現金給付費 ・被保険者1人当たり 支給日数 (傷病手当金)	政府管掌健康保険 船員保険 4,865億円 60億円 (平成13年度) 政府管掌健康保険 船員保険(職務上を含む) 1.51日 6.44日 (平成13年度)	—
(3) 船員保険事業における失業保険金 の支給の適正化を図ること。	・失業保険金給付費 ・失業保険金受給者調 査件数	67億円 (平成13年度) 572件 (平成13年度)	—
(4) 厚生年金保険事業・国民年金事業 において、年金給付は適正に決定 し、支給すること。	・年金給付費 ・年金受給権者数 ・新規裁定件数	厚生年金保険 21兆6,428億円 基礎年金 5兆5,354億円 国民年金 12兆3,155億円 老齢福祉年金 442億円 (平成13年度) 船員保険(新法) 1,936件 厚生年金保険 20,558,557件 国民年金 20,668,965件 (平成13年度末現在) 船員保険(新法) 97件 厚生年金保険 1,524,210件 国民年金 560,777件 (平成13年度)	—
(5) 厚生年金保険事業・国民年金事業 において、年金受給権者に対し、適 正な届出の周知等を確実にを行うこ と。	・年金受給者あてパン フレット送付数 ・説明会開催回数	新規裁定者送付分 1,999,370部 (平成13年度) 3,743回 (平成13年度)	—
4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 (1) 政府管掌健康保険事業・船員保険 事業において、生活習慣病予防健診 事業を効果的に実施するとともに、 それに基づく事後指導等の事業を 適切かつ効率的に実施すること。	・健診実施者数 ・事後指導実施者数	政府管掌健康保険 3,195,926人 船員保険 21,006人 (平成13年度) 政府管掌健康保険 431,599人 (平成13年度)	—
(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施 設事業は、適切かつ効率的に実施す ること。	・利用者数	社会保険病院等利用者数 6,749千人 入院延べ患者数 12,821千人 外来延べ患者数 2,797千人 健診等延べ実施者数 13,657千人 健康づくり講座等延べ利用者数	—

平成15年度において社会保険庁が達成すべき目標			定量指標(数値目標)の有無
達成すべき目標	指 標	(参考指標データ)	
		福祉施設延べ利用者数 32,309千人 (平成13年度)	
5 広報、情報公開、相談等に関する事項 (1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うこと。 ・前年度を上回る年金教育の実施校数となること。	・年金教育の実施校数 ・年金研修の実施事業所数	延 5,838校 (平成13年度) 7,133事業所 (平成13年度)	有
(2) 厚生年金保険事業・国民年金事業において、年金個人情報の提供の充実を図るなど、事業主、被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実すること。	・年金相談者数		—
(3) 国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。また、事業に対する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。	・ホームページ掲載の相談項目数	医療保険相談項目数 年金相談項目数 181項目 (平成13年度末現在)	—
(4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。	・ホームページアクセス数 ・情報公開法に基づく開示請求の開示件数 ・レセプト開示件数 ・被保険者記録の事前通知件数	1,045,765件 (平成13年度) 239件 (平成13年度) 3,358件 (平成13年度)	—

【経済産業省(特許庁)】

平成15年度に特許庁が達成すべき目標	定量指標(数値目標)の有無
<p>I. 産業財産権行政の中・長期的目標</p> <p>知的財産基本法(平成14年法律第122号)に基づき、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を機軸とする活力ある経済社会を実現するため、同法第23条に基づき作成される推進計画等を踏まえ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること。</p>	
<p>1. 迅速かつ的確な権利付与</p> <p>発明、意匠及び商標について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずること。また、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めること。</p>	—
<p>2. 国内における模倣品対策</p> <p>国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置が円滑に講じられるよう協力すること。</p>	—
<p>3. 海外における知的財産の適正な保護</p> <p>我が国企業等の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずること。</p>	—
<p>4. 知的財産制度の国際調和</p> <p>知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合性のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、我が国企業等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずること。</p>	—
<p>5. 新分野における知的財産の保護</p> <p>生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずること。</p>	—
<p>6. 事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備</p> <p>事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずること。</p>	—
<p>7. 情報の提供</p> <p>知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずること。</p>	—
<p>8. 知的財産に関する知識の普及</p> <p>国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずること。</p>	—
<p>9. 円滑な手続のための環境整備</p> <p>出願人等が各種手続を円滑に行い得る環境整備に努めるとともに、産業財産権関連情報の提供の充実に努めること。また、利用者の満足が得られる相談業務の体制を整備するとともに、特許庁の行政サービスに対する利用者の意見を広く求める仕組みを整備すること。</p>	—
<p>II. 平成15年度の実施庁業務遂行に当たっての目標</p> <p>新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を機軸とする活力ある経済社会を実現するため、迅速かつ的確に産業財産権の審査及び審判を行うこと。</p> <p>とりわけ、特許審査については審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定し、その実施等を通じて、審査の質を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進すること。</p> <p>その際、より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員等の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずること。</p>	
<p>1. 出願書類の方式審査</p>	有

<p>出願件数が増加している中、早期の権利保護を図るため、<u>オンライン出願書類の方式審査の通常処理期間を受付日から1週間以内とするように努めること</u>。ただし、国内処理開始時期が条約で定められている国際出願に係る書類を除くものとする。</p> <p>(参考指標データ) 方式審査処理期間 (オンライン出願書類) 平成14年4月～平成15年2月実績 5.3日 (四法平均※) (※四法：特許法、実用新案法、意匠法、商標法)</p>	
<p>2. 産業財産権の登録</p> <p>移転登録件数が急増する中、早期の権利移転を図るため、<u>移転登録申請書の処理に係る業務の通常処理期間を受付日から15日以内とするように努めること</u>。</p> <p>(参考指標データ) 移転登録申請書処理期間 平成14年4月～平成15年2月実績 13.9日 (四法平均)</p>	有
<p>3. 産業財産権に関する審査・審判</p> <p>(1) 特許・実用新案</p> <p>既に実施されている発明、外国に出願している発明、個人・中小企業・大学及び公的研究機関による発明については、出願人の早期権利取得ニーズに、より適切に応えるため、特許・実用新案の早期審査の普及を図るとともに、<u>早期審査・早期審理の申出から1年以内に一次審査結果の発送又は審決を行うこと</u>。ただし、<u>国際出願については、早期審査の申出に加え国際出願に係る必要書類の入手から1年以内とする</u>。</p> <p>また、出願人のニーズに応えるため、巡回審査の機会を拡大し、<u>総対象件1,000件以上の巡回審査を実施すること</u>。</p> <p>(参考指標データ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早期審査 (平成14年4月～平成15年2月実績) 特許・旧実用 3,732件 (申出件数) [申出に加えて審査に必要な書類の完備から一次審査結果の発送までの期間:最短1ヶ月～最長14ヶ月] 2. 早期審理 (平成14年4月～平成15年2月実績) 特許・旧実用 116件 (申出件数) [申出から審判官による審決までの期間:最短1ヶ月～最長27ヶ月] ただし、当該手続補正書に不備があり、補正指令、応答に期間を要したものを含む。 3. 巡回審査 (平成14年度実績) 特許・旧実用 31都道府県、計1,627件 	有
<p>(2) 意匠</p> <p>権利化について緊急性を要する実施関連出願、または、外国関連出願については、出願人の早期権利取得ニーズに、より適切に応えるため、<u>早期審査の申出から6ヶ月以内に一次審査結果の発送を行うこと</u>。ただし、事情説明書の補充を要する場合を除く。</p> <p>(参考指標データ) 早期審査 (平成14年4月～平成15年2月実績) 意匠 57件 (申出件数) [申出から1次審査結果の発送までの期間:最短1ヶ月～最長6ヶ月]</p>	有
<p>(3) 商標</p> <p>商標出願のうち、出願人が出願に係る商標を使用しており、かつ第三者が無断で使用しているなど権利化について緊急性を要するものについては、出願人の早期権利取得ニーズに、より適切に応えるため、<u>早期審査の申出から6ヶ月以内に一次審査結果の発送を行うこと</u>。ただし、事情説明書の補充を要する場合を除く。</p> <p>(参考指標データ) 早期審査 (平成14年4月～平成15年2月実績) 商標 178件 (申出件数) [申出から1次審査結果の発送までの期間:最短1ヶ月～最長9ヶ月]</p>	有
<p>4. 特許特別会計の適正な執行</p> <p>特許特別会計の安定的な運営を図るため、<u>一般財源に依存しないよう努めること</u>。</p> <p>(参考指標データ) 平成15年度予算 歳入 1,136億円 (出願手数料、出願審査の請求料等。剰余金受入れを除く。) 歳出 1,156億円 (先行技術調査関連、特許電子図書館関連等)</p>	有

【国土交通省(気象庁)】

平成15年度に気象庁が達成すべき目標	定量指標(数値目標)の有無
<p>1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について</p> <p>気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。</p> <p>【具体的な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象等の観測・監視の能力の向上を図るものとして、 <ul style="list-style-type: none"> ① 飛行場における気象観測能力の向上を図るため、<u>81空港で空港気象観測システムを運用することを旨とし、15年度は3空港に整備し、計38空港で運用する。</u> ② 地球温暖化に伴う海面上昇の監視を強化するため、<u>全国の13箇所の検潮所に精密型水位計を整備するとともに、地盤の変動の影響を除いた地球温暖化に伴う海面上昇に関する監視情報の提供を開始する。</u> ○ 関係機関と密接に連携して、観測成果の活用、情報内容の充実、情報提供機能の強化を図るものとして、 <ul style="list-style-type: none"> ① 気象等の注警報について、発表の対象となる地域を絞り込み、きめこまかく発表することにより適切な防災活動を支援するため、<u>15年度は関係都道府県と連携・協議し、府県予報区(総数56)のうち細分化を設定する予報区を54から拡大するとともに、全国356の細分区域を更に増加させる。</u> ② 都道府県が管理する河川を対象として、<u>都道府県と共同で行う洪水予報(指定河川洪水予報)を3県での実施から10都道府県での実施に拡充させる。</u> ③ 国土交通省が保有する防災情報をインターネットを通じてわかりやすく国民に提供するために、省内関係部局が設置する「防災情報提供センター(仮称)」の運営主体として、省内関係部局とともに<u>15年度の出水期から運用を開始する。</u> ④ 都道府県との連携により、情報提供機能の向上を図るため、気象庁が発表・提供する図等を含む各種防災情報をネットワーク上で利用可能な<u>防災情報提供装置を15年度末までに全都道府県に接続する。</u> ○ 台風情報において、<u>強度予報の期間を48時間先から72時間先まで延長するとともに、全国29地点について発表していた暴風域に入る確率を全国356地域に拡大して3時間刻みできめこまかく発表する。</u> ○ <u>降雨に関する実況解析及び降水量の予測情報を提供する時間間隔を1時間ごとから30分ごとに短縮する。</u> ○ <u>黄砂に関する分布・降下の実況及び予測に関する情報提供を16年の春期シーズンから開始する。</u> ○ 活動度の高い火山の活発化に対応して、火山における地震や地盤の膨張・伸縮等から<u>地下のマグマの動きを的確に把握できる火山の数を、19年度までに全国で10とすることを目指し、観測データの解析技術の改良等を進めることで15年度には、その把握能力を有する火山を2とする。</u> 	有
<p>2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について</p> <p>最新の科学技術を導入し、気象の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発を計画的に推進する。</p> <p>【具体的な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 天気予報、週間天気予報等の基礎となる全地球を対象とした数値予報モデルを改善し、<u>17年には、5日先の予測精度(数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差)を12年実績の4日先の予測精度まで向上させ、予報の改善に反映させる。</u> 	有
<p>3. 気象業務に関する国際協力の推進について</p> <p>国際的な中枢機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、国際機関の活動及び国際協同計画への参画並びに技術協力を推進する。</p> <p>【具体的な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>アジア太平洋諸国の関係気象機関に提供する台風の強度予測を48時間先から72時間先まで延長する。</u> ○ <u>アジア太平洋気候センターにより関係気象機関に対して提供する当該地域の長期予報を支援する予測数値情報の範囲を1か月先から3か月先まで延長するとともに、技術支援のための研修等を実施する。</u> ○ <u>全球気象通信の地域中枢として、16年度までに9カ国・地域の気象機関に対して新たな通信手段による情報提供を行うこととし、15年度はロシアの気象機関との間を新たな通信手段に移行し、8気象機関まで拡大する。</u> 	有
<p>4. 気象情報の利用促進等について</p>	有

気象情報の民間への提供機能の向上を図るとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- 民間において利用可能な気象情報について、季節予報に関する数値情報等の充実により、提供量を500MB/日（前年度の目標に対して18%増）まで拡大を図る。

【国土交通省(海上保安庁)】

平成15年度に海上保安庁が達成すべき目標	定量指標(数値目標)の有無
<p>1. 海上における治安の確保について 海上の治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、監視、取締り及び警備を的確に行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するとともに監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するために必要な組織等の整備を行うこと。 ② 速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備及び夜間監視機能を備えた航空機の整備を行うこと。 ③ 密輸・密航事案の摘発を強化するための効果的な資機材の開発及び整備を促進すること。 ④ 警察、税関等の関係取締機関との間において、情報交換、合同訓練、合同捜査等を実施し、連携の強化を図ること。 	—
<p>2. 海難の救助について 海難の救助に関し、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な海難救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>距岸20海里未満で発生した海難について、118番の定着、GMDSSの適正使用の指導、啓発等を行うことにより発生から2時間以内に海難情報を入手する割合が平成17年までに80%以上となることを目指すこと。</u> 	有
<p>3. 海上交通の安全確保について 海上交通の安全の確保に関し、関係法令に基づく的確な規制及び指導並びに情報の的確な収集及び適時、的確な提供を行うとともに、海難防止思想の幅広い普及を図ることにより、海難の未然防止に務める。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携し、<u>モーターボートに係る救命胴衣着用率を平成17年までに50%以上となることを目指す。</u> 	有
<p>4. 海象の観測等について 海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、 <ul style="list-style-type: none"> ① 地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測するため、特にその発生の可能性の高い三陸南部、南海トラフ等の海域に分布する断層及び南方諸島の海底火山についての情報の空白区域を減少させること。 ② 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定された東南海地震の震源域について、地震活動の監視観測地点の増強を図ること。 	—

【国土交通省（海難審判庁）】

平成15年度に海難審判庁が達成すべき目標	定量指標（数値目標）の有無
<p>1. 迅速な海難の調査、審判開始の申立について 海難を認知したときは、迅速に調査に着手し、審判による原因究明が必要であると認められる事件については、審判開始の申立を迅速に行う。 [具体的な目標] ○ <u>海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を8.0ヶ月以内とする。</u></p>	有
<p>2. 迅速な海難の審判及び裁決について 海難の審判及び裁決を迅速に行う。 [具体的な目標] ○ <u>審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を6.5ヶ月以内とする。</u></p>	有
<p>3. 海難に関する情報の利用促進等について 海難の原因、海難実態の分析等に関する情報を提供する機能の向上を図るとともに、海難審判及び海難防止に関する知識の幅広い普及を図る。 [具体的な目標] ○ 「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図る。（容量を240MB（14年度目標の80MBの3倍）以上とする。） ○ 本庁及び地方機関において特定のテーマについての海難分析の結果を5回以上公表する。 ○ 「海難審判説明会」を16回以上（13年度目標の2回以上の8倍）実施し、海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図る。</p>	有

【総務省（郵政事業庁）】

平成14年度郵政事業庁が達成すべき目標		定量指標（数値目標）の有無																														
<p>1 ユニバーサルサービスの提供 全国の市町村に張り巡らされた郵便局ネットワークを通じて、郵便、為替貯金及び簡易生命保険の各サービスを、あまねく公平に提供すること。</p>		—																														
<p>2 健全な事業財政の確保 (1) 郵便事業（郵便事業、この事業に係る受託業務等をいう。以下同じ。） ア 徹底した合理化・効率化施策の推進、営業体制の強化、多様なニーズに対応したきめ細かなサービスの提供等を通じて費用を削減するとともに収益を確保し、健全な事業財政の確保に努めること。 イ 郵便事業が独立採算の事業として健全な事業財政を確保するため、単年度の数値目標としての「収支率」を次のとおり設定する。 平成14年度の郵便事業の「収支率」の目標 99.9%以下 (参考) (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益</td> <td>22,365</td> <td>22,438</td> <td>22,424</td> <td>22,743 (22,744)</td> <td>22,345</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>22,990</td> <td>22,991</td> <td>22,524</td> <td>23,046 (22,990)</td> <td>22,335</td> </tr> <tr> <td>収支率</td> <td>102.8%</td> <td>102.5%</td> <td>100.4%</td> <td>101.3% (101.1%)</td> <td>99.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成12年度までは実績値。13年度及び14年度は予算額に基づき算出 2 収支率は、「費用÷収益×100」で計算 3 ()内は、郵政事業特別会計の13年度補正予算に伴う修正値</p>		項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	収益	22,365	22,438	22,424	22,743 (22,744)	22,345	費用	22,990	22,991	22,524	23,046 (22,990)	22,335	収支率	102.8%	102.5%	100.4%	101.3% (101.1%)	99.9%	有						
項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度																											
収益	22,365	22,438	22,424	22,743 (22,744)	22,345																											
費用	22,990	22,991	22,524	23,046 (22,990)	22,335																											
収支率	102.8%	102.5%	100.4%	101.3% (101.1%)	99.9%																											
<p>(2) 為替貯金事業（郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替事業並びにこれらの事業に係る受託業務をいう。以下同じ。） ア 効果的な営業の展開、事業の効率化の推進等を図り、健全経営の維持に努めること。 イ 独立採算制の下、健全経営を維持していくために累積黒字を確保することとし、単年度の数値目標としての「単年度損益」を次のとおり設定する。 平成14年度の郵便貯金事業の単年度黒字の目標 1兆2,282億円以上 (参考) (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益</td> <td>111,813</td> <td>99,814</td> <td>88,776</td> <td>75,748</td> <td>64,168</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>117,920</td> <td>118,464</td> <td>101,745</td> <td>71,115 (71,089)</td> <td>51,886</td> </tr> <tr> <td>損益</td> <td>▲6,107</td> <td>▲18,650</td> <td>▲12,969</td> <td>4,633 (4,659)</td> <td>12,282</td> </tr> <tr> <td>累積損益</td> <td>44,541</td> <td>23,891</td> <td>8,922</td> <td>11,555 (11,581)</td> <td>21,837 (21,863)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成10～12年度は、一般勘定と金融自由化対策特別勘定の合計 2 10年度以降の累積損益からは特別繰入金を減額(各年度2,000億円) 3 12年度までは実績値。13年度及び14年度は予算額に基づき算出 4 単年度損益は、「収益－費用」で計算 5 ()内は、郵政事業特別会計の13年度補正予算に伴う修正値</p>		項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	収益	111,813	99,814	88,776	75,748	64,168	費用	117,920	118,464	101,745	71,115 (71,089)	51,886	損益	▲6,107	▲18,650	▲12,969	4,633 (4,659)	12,282	累積損益	44,541	23,891	8,922	11,555 (11,581)	21,837 (21,863)	有
項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度																											
収益	111,813	99,814	88,776	75,748	64,168																											
費用	117,920	118,464	101,745	71,115 (71,089)	51,886																											
損益	▲6,107	▲18,650	▲12,969	4,633 (4,659)	12,282																											
累積損益	44,541	23,891	8,922	11,555 (11,581)	21,837 (21,863)																											
<p>(3) 簡易生命保険事業（簡易生命保険事業及びこの事業に係る受託業務をいう。以下同じ。） ア 将来の保険金等の支払を確実に行うために必要な責任準備金の積立てを行い、健全経営の確保に努めること。 イ 健全な事業財政の確保を図るため、将来の保険金等の支払に備えるための責任準備金の最低基準を、加入時の計算基礎に基づき純保険料式により計算することとし、その充足度合を表す単年度の数値目標としての「責任準備金積立率」を次のとおり設定する。 平成14年度の「責任準備金積立率」の目標 100%を維持 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立方式</td> <td>純保険料式</td> <td>純保険料式</td> <td>純保険料式</td> <td>純保険料式</td> <td>純保険料式</td> </tr> <tr> <td>積立率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	積立方式	純保険料式	純保険料式	純保険料式	純保険料式	純保険料式	積立率	100%	100%	100%	100%	100%	有												
項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度																											
積立方式	純保険料式	純保険料式	純保険料式	純保険料式	純保険料式																											
積立率	100%	100%	100%	100%	100%																											
<p>3 サービス水準の向上 (1) 郵便事業 ア 「迅速・正確・丁寧」なサービスを提供することにより、郵便サービス全般に対する国民利用者満足の向上に努めること。 イ 郵便サービスの基本である郵便物の送達日数について、「新郵便日数表」に定める配達日数どおりに送達する割合（送達日数達成率）を単年度の数値目標として、次のとおり設定する。</p>		有																														

平成14年度の「送達日数達成率」の目標 全国平均 97.0%以上 (参考)						
項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
送達日数達成率	96.0%	96.3%	96.4%	97.0%	97.0%	
(注) 平成12年度までは実績値。13年度及び14年度は目標値						
(2) 為替貯金事業						有
ア 職員の業務知識の向上、ATM機能の向上等機械化の推進により、窓口における待ち時間の短縮を図り、サービス水準の向上に努めること。						
イ 国民利用者に迅速な為替貯金サービスを提供していくため、単年度のサービス水準向上の数値目標としての「窓口平均待ち時間」を次のとおり設定する。						
平成14年度の窓口平均待ち時間の「5分以内局」の割合の目標 95.0%以上 (参考)						
項目				平成13年度	平成14年度	
窓口平均待ち時間の「5分以内局」の割合				90.0%	95.0%	
(注) 平成13年度及び14年度は目標値						
(3) 簡易生命保険事業						有
ア ライフコンサルティングによって国民利用者のニーズを把握し、的確な商品提案を行い、保険本来の目的である保険金等の支払事由が発生するまで契約を継続していただくことで、国民利用者満足の上昇に努めること。						
イ 国民利用者のニーズに合致した商品を販売することにより、保険期間の途中での失効又は解約による契約消滅を少なくすることを目指し、単年度の数値目標としての「失効解約率」を次のとおり設定する。						
平成14年度の「失効解約率」の目標 保険4.1%以下、年金保険3.7%以下 (参考) (単位: 億円)						
項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
失効解約率(保険)	3.5%	3.6%	3.5%	4.4%	4.1%	
失効解約率(年金保険)	2.3%	2.3%	2.3%	4.0%	3.7%	
(注) 1 平成12年度までは実績値。13年度及び14年度は予算積算上の失効解約保険金額(年金額)見込み等に基づいて算出						
2 保険金額、年金額ベース						
3 失効解約率は、次の式で計算						
失効解約率 = $\frac{\text{失効解約契約}}{(\text{年度始保有契約} + \text{年度末保有契約} + \text{失効解約契約})} \times 100$						
4 業務の効率性の向上						
(1) 郵便事業						有
ア 高品質のサービスをできるだけ安い料金で、安定的に提供するため、情報化や機械化の推進を図りつつ、コストの見直しを行い、業務の効率性の向上に努めること。						
イ 業務の効率性の向上を図るため、単年度の数値目標としての「一通常たり費用」を次のとおり設定する。						
平成14年度の「一通常たり費用」の目標 83.0円以下 (参考)						
項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
物数(億通)	259.2	261.4	265.3	268.1	269.2	
費用(億円)	22,990	22,991	22,524	23,046 (22,990)	22,335	
一通常たり費用(円)	88.7	88.0	84.9	86.0 (85.8)	83.0	
(注) 1 平成12年度までは実績値。13年度及び14年度は予算額に基づき算出						
2 一通常たり費用は、「費用÷郵便物数」で計算						
3 ()内は、郵政事業特別会計の13年度補正予算に伴う修正値						
(2) 為替貯金事業						有
ア 健全な事業財政を維持するために、経費の節減に努めるとともに、効率的な事務処理に努めること。						
イ 業務の効率性の向上を図るため、単年度の数値目標としての「一件当たり費用」及び「一人当たり業務量」を次のとおり設定する。						
平成14年度の「一件当たり費用」の目標 298円以下						
平成14年度の「一人当たり業務量」の目標 64,000件以上						

(参 考)					
項 目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
費 用(億円)	11,573	11,561	11,941	11,822	11,744
業 務 量(百万件)	3,326	3,462	3,759	3,946	3,944
一件当たり費用(円)	348	334	318	300	298
項 目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
業 務 量(百万件)	3,326	3,462	3,759	3,946	3,944
職 員 数(人)	64,544	64,175	63,255	62,422	61,346
一人当たり業務量(件)	51,531	53,946	59,426	63,000	64,000
(注) 1 平成12年度までは実績値。13年度及び14年度は目標値 2 一件当たり費用は、「費用÷業務量」、一人当たり業務量は、「業務量÷職員数」で計算					
(3) 簡易生命保険事業					
ア 国民利用者のニーズにあった簡易生命保険サービスをなるべく安い保険料で提供するために、業務運営に必要な経費の効果的・効率的な使用に努めること。					
イ 業務の効率性の向上を図るため、単年度の数値目標としての「事業費率」を次のとおり設定する。					
平成14年度の「事業費率」の目標 4.96%以下					
(参 考)					
項 目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
事 業 費(億円)	6,855	7,009	6,857	7,551	7,149
保険料収入(億円)	146,042	135,321	153,954	153,826	144,220
事 業 費 率	4.69%	5.18%	4.45%	4.91%	4.96%
(注) 1 平成12年度までは実績値。13年度及び14年度は予算額に基づき算出 2 事業費率は、「事業費(営繕費を除く。)÷保険料収入×100」で計算					
(注) 1 「達成すべき目標」については、各省庁からの提出資料による。「定量指標(数値目標)の有無は当省の調査結果による。 2 下線は当省が付した。 3 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止されている。					

有

実施庁が達成すべき目標（中・長期的目標）の設定状況

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況												
防衛庁	防衛施設庁	<p>防衛庁が設定した防衛施設庁が達成すべき目標は、<u>すべて単年度目標であり、中・長期的な目標を設定しているものはみられない。</u></p> <p>なお、平成13年度から15年度の各年度の防衛施設庁が達成すべき目標の内容は、ほぼ同様のものとなっているが、評価対象分野のうち、自衛隊施設の整備及び駐留軍施設整備の2分野については、3年間で対象施設のすべてを評価できるよう、年度ごとに対象施設を区分して、達成すべき目標を設定している。</p> <p>(3年間で対象施設のすべてを評価できるよう、年度ごとに対象施設を区分して設定している目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（生活関連施設） </td> <td> 業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（後方支援施設（14年度新規発注分）及び13年度評価対象事業） </td> <td> 業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（事業関連、環境保全施設（15年度新規発注分）及び13、14年度評価対象事業） </td> </tr> </tbody> </table> <p>＜目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備に当たっては、運用者等と綿密な調整を行い、運用目的や運用者等の所要について十分把握し、それらに対する対応方針を整理して効率的な施設とすること。 また、工事情報の電子化を推進するとともにコスト縮減施策を積極的に進めること。 入札及び契約に当たっては、「会計法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等の関係法令等を遵守し、工事発注見通しや入札結果の公表等を行い、契約内容の透明性、公正な競争の促進、不正行為の排除及び適正な施工を確保すること。 また、電子入札の導入に努めること。 計画通知等の諸手続については、「建築基準法」等の関係法令等を遵守し、関係機関との調整を行的確かつ円滑に処理すること。 監督にあたっては、請負者の作成した安全計画を確認するなど、事故の防止に努めるとともに、必要に応じて低騒音、低振動機械を使用させるなど近隣に対する工事の影響に配慮した適切な措置を行うこと。 また、工事進捗状況報告書等により進捗状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずることにより工期内に工事を完成させること。 検査に当たっては、工事監督官立会いの下に工事目的物と契約書、設計図書、その他関係書類等と照合を行い、必要があれば補修を指示すること。 <p>(注) 下線(波線)は、平成15年度の目標において追加されているものであり、13年度及び14年度の目標では設定されていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業</th> <th>業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業</th> <th>業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 評価対象分野：提供施設整備（隊舎、家族住宅、環境関連施設） </td> <td> 評価対象分野：駐留軍施設整備（後方支援施設（14年度新規発注分）及び13年度評価対象事業） </td> <td> 評価対象分野：駐留軍施設の整備（生活関連、安全対策、その他（道路等）施設（15年度新規発注分）及び13、14年度評価対象事業） </td> </tr> </tbody> </table> <p>＜目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備に当たっては、運用者等と綿密な調整を行い、運用目的や運用者等の所要について十分把握し、それらに対する対応方針を整理して効率的な施設とすること。 また、工事情報の電子化を推進するとともにコスト縮減施策を積極的に進めること。 入札及び契約に当たっては、「会計法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等の関係法令等を遵守し、工事発注見通しや入札結果の公表等を行い、契約内容の透明性、公正な競争の促進、不正行為の排除及び適正な施工を確保すること。 また、電子入札の導入に努めること。 計画通知等の諸手続については、「建築基準法」等の関係法令等を遵守し、関係機関との調整を行的確かつ円滑に処理すること。 監督に当たっては、請負者の作成した安全計画を確認するなど、事故の防止に努めるとともに、必要に応じて低騒音、低振動機械を使用させるなど近隣に対する工事の影響に配慮した適切な措置を行うこと。 また、工事進捗状況報告書等により進捗状況を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずることにより工期内に工事を完成させること。 検査に当たっては、工事監督官立会いの下に工事目的物と契約書、設計図書、その他関係書類等と照合を行い、必要があれば補修を指示すること。 <p>(注) 「＜目標＞」の下線(波線)部分は、平成15年度の目標において追加されているものであり、13年度及び14年度の目標には設定されていない。</p>	平成13年度	14年度	15年度	業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（生活関連施設）	業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（後方支援施設（14年度新規発注分）及び13年度評価対象事業）	業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（事業関連、環境保全施設（15年度新規発注分）及び13、14年度評価対象事業）	業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業	業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業	業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業	評価対象分野：提供施設整備（隊舎、家族住宅、環境関連施設）	評価対象分野：駐留軍施設整備（後方支援施設（14年度新規発注分）及び13年度評価対象事業）	評価対象分野：駐留軍施設の整備（生活関連、安全対策、その他（道路等）施設（15年度新規発注分）及び13、14年度評価対象事業）
平成13年度	14年度	15年度												
業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（生活関連施設）	業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（後方支援施設（14年度新規発注分）及び13年度評価対象事業）	業務分野：自衛隊施設の整備 評価対象分野：自衛隊施設の整備（事業関連、環境保全施設（15年度新規発注分）及び13、14年度評価対象事業）												
業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業	業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業	業務分野：駐留軍の駐留の円滑化事業												
評価対象分野：提供施設整備（隊舎、家族住宅、環境関連施設）	評価対象分野：駐留軍施設整備（後方支援施設（14年度新規発注分）及び13年度評価対象事業）	評価対象分野：駐留軍施設の整備（生活関連、安全対策、その他（道路等）施設（15年度新規発注分）及び13、14年度評価対象事業）												
法務省	公安調査庁	<p>法務省が設定した公安調査庁が達成すべき目標は、<u>すべて単年度目標であり、中・長期的な目標を設定しているものはみられない。</u></p> <p>なお、平成13年度から15年度の各年度の公安調査庁が達成すべき目標のうち、14年度及び15年度の両年度については、同じ目標を設定している。</p>												
財務省	国税庁	<p>財務省が設定した国税庁が達成すべき目標の中には、単年度目標のほか、一部に、中・長</p>												

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況																								
		<p>期的な目標がみられる。中・長期的な目標には、以下の例に示すように、<u>具体的な数値目標が設定されている</u>。</p> <p>なお、平成13年度から15年度の各年度の国税庁が達成すべき目標の内容は、業績指標及び参考指標に一部変更がみられるものの、ほぼ同様のものとなっている。</p> <p>(中・長期的な内容を掲げている目標(平成15事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画)の例)</p> <p>○実績目標1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収 (納税環境の整備)</p> <p>【業績目標1-1-1】 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行います。「実施基準・準則第4条第1号イ(イ)」</p> <p>申告納税制度が円滑に機能するよう、納税者の皆様の適正な申告・納税に有用な情報を提供するとともに、広く国民各層に対しても各種広報媒体を活用するなどして、身近な税の情報や業務内容等をお知らせし、国民の皆様が税についての正しい理解が得られるように広報の充実等に努めます。</p> <p>(1) 広報事務の充実 (略)</p> <p>(2) 「国税庁ホームページ」の充実及び法令解釈通達の掲載</p> <p>高度情報化の進展によりインターネット加入者が大幅に増加していることもあり、「国税庁ホームページ」を平成10年11月に開設しました。</p> <p>身近な税の情報や業務内容、統計情報、記者発表資料のほか、申告書等の様式や納税者の皆様の適正な申告に有用と認められる法令解釈通達や質疑応答事例などの情報を「国税庁ホームページ」により提供します。</p> <p>法令解釈通達については、そのすべてを国税庁、国税局(所)、税務署の窓口において、納税者の皆様の閲覧に供することにより公表していますが、納税者の皆様が国税についての法令解釈をいつでもより容易に知ることができるよう、「国税庁ホームページ」に法令解釈通達を掲載し、更新していくとします。</p> <p>なお、平成12年6月以降に発遣された法令解釈通達は、すべて「国税庁ホームページ」に掲載しており、平成16事務年度末までに、現存する法令解釈通達はすべて掲載するよう努めます。</p> <p>【1-5 法令解釈通達の公表割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="438 1041 1492 1097"> <tr> <td>事務年度</td> <td>平成11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> <td>14年度</td> <td>15年度目標値</td> </tr> <tr> <td>公表割合</td> <td>集計実績無</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>N.A.</td> <td>100</td> </tr> </table> <p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p> <p>【1-6 ホームページへの法令解釈通達の掲載割合】 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="438 1198 1492 1254"> <tr> <td>事務年度</td> <td>平成11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> <td>14年度</td> <td>15年度目標値</td> </tr> <tr> <td>掲載割合</td> <td>集計実績無</td> <td>10.3</td> <td>36.6</td> <td>N.A.</td> <td>90程度</td> </tr> </table> <p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 平成14事務年度実績値は、平成15年7月末までにデータが確定するため、平成14事務年度実績の評価書にて公表予定。</p>	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	公表割合	集計実績無	100	100	N.A.	100	事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値	掲載割合	集計実績無	10.3	36.6	N.A.	90程度
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																					
公表割合	集計実績無	100	100	N.A.	100																					
事務年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度目標値																					
掲載割合	集計実績無	10.3	36.6	N.A.	90程度																					
厚生労働省	社会保険庁	<p>厚生労働省が設定した社会保険庁が達成すべき目標は、すべて単年度目標であり、中・長期的な目標を設定しているものはみられない。</p> <p>なお、平成13年度から15年度の各年度の社会保険庁が達成すべき目標の内容は、業績指標及び参考指標に一部変更がみられるものの、ほぼ同様のものとなっている。</p>																								
経済産業省	特許庁	<p>経済産業省では、平成14年度から、特許庁が達成すべき目標に、<u>単年度目標(13年度は4区分8事項、14年度及び15年度は4区分6事項)</u>に加え、<u>中・長期的な目標(14年度は5事項、15年度は9事項)</u>を設定している。この中・長期的な目標は、「知的財産戦略大綱」(2002年(平成14年)7月3日知的財産戦略会議)に基づき設定されたものである(注)が、<u>具体的な数値目標等は設定されていない</u>。</p> <p>(注) 知的財産戦略大綱の決定は、上記のとおり、平成14年7月3日であるが、平成14年度(14年4月～15年3月)の中・長期的目標は、大綱(案)を基に設定されたものである。</p> <p>(経済産業省が、特許庁が達成すべき目標に、平成14年度から掲げている中・長期目標)</p> <table border="1" data-bbox="422 1780 1508 2161"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 1780 965 1814">平成14年度</th> <th data-bbox="965 1780 1508 1814">15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 1814 965 2161"> <p>I. 工業所有権行政の中・長期的目標</p> <p>工業所有権制度は我が国の国際競争力の重要な基盤との観点から、中・長期的に以下の課題に取り組む。</p> <p>1. 迅速かつ的確な権利付与等</p> <p>工業所有権行政の最大の使命は、「迅速かつ的確な権利付与」である。審査負担が増大する中においても、「審査の質」を維持しながら、かつ権利付与の「迅速性」を確保するという重要な課題に取り組むこと。また、特許庁の行う審判についても、知的財産紛争処理の迅速化が求められる中、適切な対応を図ること。</p> <p>2. 先端科学技術分野における権利取得の支援</p> </td> <td data-bbox="965 1814 1508 2161"> <p>I. 産業財産権行政の中・長期的目標</p> <p>知的財産基本法(平成14年法律第122号)に基づき、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を機軸とする活力ある経済社会を実現するため、同法第23条に基づき作成される推進計画等を踏まえ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること。</p> <p>1. 迅速かつ的確な権利付与</p> <p>発明、意匠及び商標について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>	平成14年度	15年度	<p>I. 工業所有権行政の中・長期的目標</p> <p>工業所有権制度は我が国の国際競争力の重要な基盤との観点から、中・長期的に以下の課題に取り組む。</p> <p>1. 迅速かつ的確な権利付与等</p> <p>工業所有権行政の最大の使命は、「迅速かつ的確な権利付与」である。審査負担が増大する中においても、「審査の質」を維持しながら、かつ権利付与の「迅速性」を確保するという重要な課題に取り組むこと。また、特許庁の行う審判についても、知的財産紛争処理の迅速化が求められる中、適切な対応を図ること。</p> <p>2. 先端科学技術分野における権利取得の支援</p>	<p>I. 産業財産権行政の中・長期的目標</p> <p>知的財産基本法(平成14年法律第122号)に基づき、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を機軸とする活力ある経済社会を実現するため、同法第23条に基づき作成される推進計画等を踏まえ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること。</p> <p>1. 迅速かつ的確な権利付与</p> <p>発明、意匠及び商標について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施</p>																				
平成14年度	15年度																									
<p>I. 工業所有権行政の中・長期的目標</p> <p>工業所有権制度は我が国の国際競争力の重要な基盤との観点から、中・長期的に以下の課題に取り組む。</p> <p>1. 迅速かつ的確な権利付与等</p> <p>工業所有権行政の最大の使命は、「迅速かつ的確な権利付与」である。審査負担が増大する中においても、「審査の質」を維持しながら、かつ権利付与の「迅速性」を確保するという重要な課題に取り組むこと。また、特許庁の行う審判についても、知的財産紛争処理の迅速化が求められる中、適切な対応を図ること。</p> <p>2. 先端科学技術分野における権利取得の支援</p>	<p>I. 産業財産権行政の中・長期的目標</p> <p>知的財産基本法(平成14年法律第122号)に基づき、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を機軸とする活力ある経済社会を実現するため、同法第23条に基づき作成される推進計画等を踏まえ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること。</p> <p>1. 迅速かつ的確な権利付与</p> <p>発明、意匠及び商標について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施</p>																									

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況	
		<p>先端科学技術4分野を含む重点8分野における特許取得を支援することは、企業や大学による戦略的な研究開発及び知的財産管理を促進し、我が国の産業競争力強化に資するものである。したがって、当該分野における適切な権利保護に向けた審査基準の整備を早急に行うとともに、特許庁の保有する特許情報の発信・普及に努めること。</p> <p>3. 国際協調の進展 国外への出願が増大する中で、出願人の負担軽減を図るには、各国の制度調和に加えて、低コスト化・手続の簡素化に向けた国際的枠組みの構築が課題である。外国への出願の際のコストの削減は、我が国産業界が戦略的な出願を行う上での重要な基盤であるとの認識の下に、積極的かつ計画的に取り組むこと。</p> <p>また、アジア諸国を中心に、模倣品等の知的財産権侵害品の被害が拡大し、我が国企業の活動に深刻な影響を与えている状況を踏まえ、効果的な二国間協議や欧米諸国との連携の強化等、工業所有権保護の国際的な実効性確保に取り組むこと。</p> <p>4. 知的財産権に関する普及啓発 知的財産権に関する普及啓発を強化するため、全国の小中学校、高校、大学等における知的財産教育の充実を支援するとともに、工業所有権制度等に関する各種の普及啓発のためのセミナーの充実を図ること。</p> <p>5. 円滑な手続のための環境整備 出願人等が各種手続を円滑に行い得る環境整備に努めるとともに、工業所有権関連情報の提供の充実を努めること。また、利用者の満足が得られる相談業務の体制を整備するとともに、特許庁の行政サービスに対する利用者の意見を広く求める仕組みを整備すること。</p>	<p>を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずること。また、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めること。</p> <p>2. 国内における模倣品対策 国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置が円滑に講じられるよう協力すること。</p> <p>3. 海外における知的財産の適正な保護 我が国企業等の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利的確な行使その他必要な措置を講ずること。</p> <p>4. 知的財産制度の国際調和 知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、我が国企業等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずること。</p> <p>5. 新分野における知的財産の保護 生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずること。</p> <p>6. 事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備 事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずること。</p> <p>7. 情報の提供 知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずること。</p> <p>8. 知的財産に関する知識の普及 国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずること。</p> <p>9. 円滑な手続のための環境整備 出願人等が各種手続を円滑に行い得る環境整備に努めるとともに、産業財産権関連情報の提供の充実を努めること。また、利用者の満足が得られる相談業務の体制を整備するとともに、特許庁の行政サービスに対する利用者の意見を広く求める仕組みを整備すること。</p>
国土交通省	気象庁	<p>国土交通省が設定した気象庁が達成すべき目標の中には、単年度目標のほか、<u>一部に、中・長期的な目標がみられる。</u>中・長期的な目標には、以下の例に示すように、<u>具体的な数値目標が設定されている。</u></p> <p>(中・長期的な内容を掲げている目標(平成15年度に気象庁が達成すべき目標)の例)</p> <p>1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について 気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。</p> <p>[具体的な目標] ○ 気象等の観測・監視の能力の向上を図るものとして、 ① 飛行場における気象観測能力の向上を図るため、81空港で空港気象観測システムを運用することを旨とし、15年度は3空港に整備し、計38空港で運用する。 ○ 活動度の高い火山の活発化に対応して、火山における地震や地盤の膨張・伸縮等から地下のマグマの動きを的確に把握できる火山の数を、19年度までに全国で10とすることを旨とし、観測データの解析技術の改良等を進めることで15年度には、その把握能力を有する火山を2</p>	

省 庁	実施庁	実施庁が達成すべき目標の設定状況
		<p>とする。</p> <p>2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について 最新の科学技術を導入し、気象の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発を計画的に推進する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <p>○ 天気予報、週間天気予報等の基礎となる全地球を対象とした数値予報モデルを改善し、<u>17年には、5日先の予測精度（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差）を12年実績の4日先の予測精度まで向上させ、予報の改善に反映させる。</u></p>
	海上保安庁	<p>国土交通省が設定した海上保安庁が達成すべき目標の中には、<u>単年度目標のほか、一部に、中・長期的な目標がみられる。</u>中・長期的な目標には、以下の例に示すように、<u>具体的な数値目標が設定されている。</u></p> <p>(中・長期的な内容を掲げている目標（平成15年度に海上保安庁が達成すべき目標）の例)</p> <p>2. 海難の救助について 海難の救助に関し、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な海難救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <p>○ 距岸20海里未満で発生した海難について、118番の定着、GMDSSの適正使用の指導、啓発等を行うことにより発生から2時間以内に海難情報を入手する割合が<u>平成17年までに80%以上となることを目指すこと。</u></p> <p>3. 海上交通の安全確保について 海上交通の安全の確保に関し、関係法令に基づいた的確な規制及び指導並びに情報の的確な収集及び適時、的確な提供を行うとともに、海難防止思想の幅広い普及を図ることにより、海難の未然防止に務める。</p> <p>[具体的な目標]</p> <p>○ 関係機関と連携し、モーターボートに係る救命胴衣着用率を平成17年までに50%以上となることを目指す。</p>
	海難審判庁	<p>国土交通省が設定した海難審判庁が達成すべき目標は、<u>すべて単年度目標であり、中・長期的な目標を設定しているものはみられない。</u></p> <p>なお、平成13年度から15年度の各年度の海難審判庁が達成すべき目標の内容は、指標等に一部変更がみられるものの、ほぼ同様のものとなっている。</p>
総務省	郵政事業庁	<p>総務省が設定した郵政事業庁が達成すべき目標は、<u>すべて単年度目標であり、中・長期的な目標を設定しているものはみられない。</u></p> <p>なお、平成13年度及び14年度（15年度以降は、郵政公社の設立に伴い郵政事業庁が廃止されたため、実施庁が達成すべき目標の設定は行われていない。）の両年度の郵政事業庁が達成すべき目標の内容は、具体的な数値目標等については変更されているものの、ほぼ同様のものとなっている</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

3 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止されている。

4 厚生労働省では、平成16年度に社会保険庁が達成すべき目標として、「平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、前年度を上回る保険料納付率とすること。」という中期的な目標が一部設定されている。

実施庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務の流れ（詳細）

省 庁	実施庁	目標に対する実績の評価に関する事務の流れ
防衛庁	防衛施設庁	<p>① 実施庁による評価結果(案)の作成</p> <p>i 実績評価書(案)の作成 ○ 防衛施設庁の事務所掌課において、達成すべき目標に対する「実績評価書」(案)を作成し、事務所掌課のうち、当該事務の企画立案を行わない事務所掌課については、防衛庁本庁の企画立案部局に実績評価書(案)を送付(防衛庁本庁の企画立案部局において、実績評価書(案)に対する意見を提示)</p> <p>ii 実績評価書(案)の取りまとめ・調整 ○ 防衛施設庁の評価担当部局(総務部行政評価官)において、実績評価書(案)を取りまとめるとともに、必要に応じ、実績評価書(案)の修正を要請</p> <p>iii 実績評価書(案)について防衛施設庁長官の承認</p> <p>② 防衛庁の評価担当部局による実績評価書(案)の審査 ○ 防衛庁本庁の評価担当部局(長官官房政策評価監査官)において、実績評価書(案)を審査</p> <p>③ 評価結果について防衛庁長官の承認</p> <p>④ 評価結果の通知 ○ 達成すべき目標に対する実績評価書を承認した旨を防衛施設庁長官に通知</p> <p>【実績の評価結果(実績評価書)の記載事項】 達成すべき目標ごとに、①担当部課、②評価対象期間、③業務分野、④評価対象分野、⑤目標、⑥実績(実績測定方法・指標等、達成度の測定のための実績数値及び達成度)、⑦実績の評価、⑧今後の対応及び⑨参考資料を記載</p>
法務省	公安調査庁	<p>① 実施庁及び省による評価結果(案)の作成</p> <p>i 実施庁による実績評価報告書(原案)の作成 ○ 公安調査庁において、達成すべき目標に対する「実績評価報告書」(原案)を作成</p> <p>ii 省(評価担当部局)による実績評価報告書(案)の作成 ○ 法務省の評価担当部局(大臣官房秘書課政策評価企画室)において、公安調査庁から聴取した結果等をも踏まえ、原案を基に実績評価報告書(案)を作成</p> <p>② 民間の有識者等からの意見聴取(政策評価懇談会(注)の開催) ○ 政策評価懇談会を開催し、達成すべき目標に対する評価結果について、民間の有識者等から意見聴取 (注) 法務省の政策及び法務省が行う政策評価の実施計画、評価手法等について、民間の有識者等(座長は藤本哲也中央大学法学部教授。計9人で構成)の意見等を聴取する場であり、平成13年5月に設置された法務政策フォーラムを改組して、14年7月に設置されたもの</p> <p>③ 評価結果について法務大臣決裁 ○ 政策評価懇談会で聴取した意見を踏まえ所要の修正を行った実績評価報告書(案)について、法務大臣決裁</p> <p>④ 評価結果の通知 ○ 達成すべき目標に対する実績の評価結果を公安調査庁に通知</p> <p>【実績の評価結果(実績評価報告書)の記載事項】 達成すべき目標ごとに、①基本的考え方、②目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因、③測定方法等、④評価の内容(当該年度に講じた施策(実施状況)及び評価結果)、⑤見直しの有無を記載</p>
財務省	国税庁	<p>① 実績の評価に関する事務の実施体制等の決定</p> <p>i 省による実施スケジュール、実施要領等の決定 ○ 財務省において、毎事務年度(7月から翌年6月まで)ごとに、実施スケジュール、実施要領等を記載した「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」を策定している。</p> <p>ii 実施庁による同庁の実施体制、事務処理手順等の決定 ○ 実施計画の策定を受け、国税庁において、国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務の実施体制及び事務処理手順を定め、各国税局、国税不服審判所等に指示(国税局等において、達成すべき目標に対する実績の取りまとめ等を実施し、国税庁に報告)</p> <p>② 実施庁による第1次審査</p> <p>i 評価書(原案)の作成 ○ 国税庁の個別の事務を所管する課(室)において、「国税庁の実績の評価に関する評価書」(以下、この欄において「評価書」という。) (原案)を作成</p>

省 庁	実施庁	目標に対する実績の評価に関する事務の流れ
		<p>(評価書(原案)の記載項目は、下記の評価書と同じである。)</p> <p>ii 評価意見総括表(案)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁の評価担当組織(国税庁長官官房総務課及び同監督評価官室)において、評価書(原案)を基に「評価意見総括表」(案)を作成 <p>(評価意見総括表(案)の記載内容は、以下の評価意見総括表と同じである。)</p> <p>iii 幹部による審議・調整(庁連絡会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税庁の幹部職員で構成する庁連絡会(注)において、総合的な観点から審議・調整し、国税庁としての評価書(案)及び評価意見総括表(案)を決定 <p>(注) 実績の評価の実施を通じ、国税庁の事務運営に関して総合的な観点から審議し、調整するために設置されたもの。構成メンバーは、長官、次長、審議官、部長、総務課長、人事課長、会計課長、企画課長、監督評価官室長及び長官が指名する課長並びに税務大学校長及び国税不服審判所次長である。</p> <p>③ 省による第2次審査</p> <p>i 評価担当部局による審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省の評価担当部局(大臣官房政策評価官及び文書課政策評価室)において、評価書(案)及び評価意見総括表(案)を審査 <p>ii 幹部による審議・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省政策評価委員会(注)において、総合的な観点から、評価書(案)及び評価意見総括表(案)について、審議・調整 <p>(注) 財務事務次官以下、局長級の幹部職員で構成する委員会</p> <p>④ 民間の有識者等からの意見聴取(財務省の政策評価の在り方に関する懇談会(注)の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省の政策評価の在り方に関する懇談会を開催し、国税庁が達成すべき目標に対する評価結果について、民間の有識者等から意見聴取 <p>(注) 財務省として、どのような使命、目標の下に行政運営を行っていくか、また、どのように政策評価を行い、活用していくか等について、各界の有識者の意見等を幅広く聴取するために設置された懇談会である。この懇談会のメンバーは12人で、西室泰三東芝取締役会長・日本経済団体連合会副会長を座長としている。</p> <p>⑤ 評価結果について財務大臣決裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省の政策評価の在り方に関する懇談会において聴取した意見を踏まえ所要の修正を行った評価書(案)及び評価意見総括表(案)について、財務大臣が決裁し、実績の評価結果を決定
厚生労働省	社会保険庁	<p>① 実施庁による実績の把握等(実績報告書の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険庁において、地方社会保険事務局から報告された事業の実施状況を基に「実績報告書」を作成 <p>② 省の企画立案部局を中心とした実績の評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の評価担当部局(政策統括官付政策評価官)において、実績報告書を基に、社会保険庁の実施する事務に係る政策の企画立案部局である保険局、年金局、老健局及び雇用均等・児童家庭局と協議・調整しながら、達成すべき目標に対する実績の評価結果を「実績評価書」(案)として取りまとめ <p>③ 評価結果について政策統括官決裁</p> <p>④ 評価結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成すべき目標に対する実績の評価結果を社会保険庁に通知 <p>【実績の評価結果(実績評価書)の記載事項】 達成すべき目標ごとに、①社会保険庁からの実績の報告(指標の推移及び目標達成に向けての取組状況)、②実績に対する評価(評価及び所見)を記載</p>
経済産業省	特許庁	<p>① 実施庁による評価結果(原案)の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特許庁(総務部総務課)において、達成すべき目標に対する実績を取りまとめるとともに、実績の評価結果(原案)を作成 <p>② 省による実績の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省の評価担当部局(大臣官房政策評価広報課)において、実績の評価結果(原案)を基に、大臣官房各課及び特許庁と協議・調整しながら、特許庁が達成すべき目標に対する実績の評価結果(案)を取りまとめ <p>③ 評価結果について経済産業大臣決裁</p> <p>④ 評価結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成すべき目標に対する実績の評価結果を特許庁に通知

省 庁	実施庁	目標に対する実績の評価に関する事務の流れ
		<p>【実績の評価結果の記載事項】 特許庁が達成すべき目標には、中長期的目標と単年度目標が設定されている。 中長期的目標に対する実績の評価結果には、設定項目ごとに、①目標及び②実績を記載し、単年度目標には、設定項目ごとに、①当該年度の目標、②実績及び③評価を記載</p>
国土交通省	気象庁 海上保安庁 海難審判庁	<p>① 実施庁による実績等の取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各実施庁において、達成すべき目標に対する実績等（達成すべき目標ごとに、①目標値・実績目標、②測定値・実施の成否、③過去の実績及び④取組状況）を取りまとめ <p>② 省による実績の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省の評価担当部局（政策統括官付政策評価官（注））において、目標設定部局である大臣官房総務課及び各実施庁とも協議・調整しながら、各実施庁から報告された達成すべき目標に対する実績等を基に、実績の評価結果（案）を取りまとめ （注）国土交通省では、実施庁が達成すべき目標に対する実績を評価するに当たって、「客観的な評価とするための一方策として、達成すべき目標の設定部局（大臣官房総務課）とは異なる評価担当部局（政策統括官付政策評価官）において、実績の評価を行っている」としている。 <p>③ 評価結果について国土交通大臣決裁</p> <p>④ 評価結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成すべき目標に対する実績の評価結果を各実施庁に通知 <p>【実績の評価結果の記載事項】 設定された目標の具体的な目標（主に定量的な目標）ごとに、①評定及び②所見を記載</p>
総務省	郵政事業庁	<p>① 実施庁による実績等の取りまとめ（実施状況報告書の作成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵政事業庁【日本郵政公社】において、達成すべき目標に対する実績及び取組状況を記載した「実施状況報告書」を作成 <p>② 省の企画立案部局を中心とした評価の実施（実績評価調書（案）の作成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省郵政企画管理局【同郵政行政局】の企画立案部門（郵政事業に関する制度の企画立案を行う総合企画課【総務課総合企画室】、郵便企画課、貯金企画課、保険企画課等）において、実施状況報告書を基に、達成すべき目標に対する「実績評価調書」（案）を作成し、同局総合企画課【総務課総合企画室】において取りまとめ <p>③ 評価結果について郵政企画管理局長【郵政行政局長】決裁</p> <p>④ 評価結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成すべき目標に対する実績の評価結果を郵政事業庁【日本郵政公社】に通知 <p>【実績の評価結果（実績評価調書）の記載事項】 達成すべき目標ごとに、①目標所管課室名、②評価年月、③年度当初における状況と課題認識、④実施状況、⑤目標の達成状況の分析、⑥実績評価の結果及び⑦評価に使用した資料等を記載</p> <p>（注）郵政事業庁は、日本郵政公社の設立に伴い平成14年度末に廃止されており、14年度に郵政事業庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する事務（目標設定期間終了後の15年度に実施）のうち、実施状況報告書の作成等については、日本郵政公社において行われている。また、郵政事業庁の廃止に伴い、総務省の内部部局の組織変更が行われており、上記の部局等名のうち、[]内は、平成14年度に郵政事業庁が達成すべき目標に対する実績の評価の事務を担当した部局等名である。</p>

(注)1 当省の調査結果による。

2 実施庁が行う事務を[]で、省庁が行う事務を[]で示した。

3 郵政事業庁は、平成15年4月、日本郵政公社の設立に伴い廃止された。

(参 考)

実施庁による自主的な評価の実施状況

気象庁及び海上保安庁においては、国土交通省が行う実施庁に係る実績評価及び政策評価基本計画に定める政策評価以外に独自の評価項目や数値目標等を設定し、当該項目や目標の達成状況を自ら評価する取組を行っている。この取組は、気象庁や海上保安庁が自らその施策や業務を評価し、その結果を施策の企画立案や的確な業務の実施に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することで、業務の健全な発展や仕事の進め方の改革を図っていかうとすること等を目的に行われている。

平成 14 年度に気象庁及び海上保安庁が自主的に行った評価の実施状況は、次のとおりである。

- i) 気象庁は、国土交通大臣が定めた実施庁が達成すべき 4 つの基本目標（的確な観測・監視及び気象情報の充実等、気象業務に関する技術に関する研究開発の推進、気象業務に関する国際協力の推進、気象情報の利用促進等）の下に設定された 13 の具体的な目標に加え、明日の天気予報、台風予報、震度情報、飛行場予報等の精度の改善等、気象庁自らが定めた目標を含めて、全体で 12 の業績指標（今後 5 年程度を目途とした業務の達成目標）と 39 の業務目標（年度毎に設定する具体的な業務の目標）について、その実績を自ら評価している。また、気象庁では、外部有識者で構成する「気象業務の評価に関する懇談会」を開催し、意見等を聴取する等の取組を行っている。
- ii) 海上保安庁は、国土交通大臣が定めた実施庁が達成すべき目標とは別に設定した「治安の維持」、「海上交通の安全確保」、「海難の救助」、「海上防災・海洋環境の保全」の 4 つの戦略目標の下に、25 の業績指標（今後 5 年程度を目途とした業務の達成目標）及び 37 の年度目標を設定し、それら目標に対する実績を自ら評価している。また、評価に当たっては、庁内の課長クラスを中心に構成する「政策評価連絡会」や長官等の幹部クラスで構成する「海上保安庁戦略会議」を開催し、評価結果についての協議を行うとともに、評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、学識経験者等で構成する「海上保安庁政策懇談会」を開催し、意見等を聴取する等の取組を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

実施庁	気 象 庁	海 上 保 安 庁
評価書名	○ <u>業務評価レポート</u> (当該年度の業務評価の実施状況と翌年度の実施計画を取りまとめたもの)	○ <u>海上保安業務遂行計画</u> (2001年から概ね2005年までを視野)に基づく <u>海上保安業務遂行年次計画</u> (業務遂行計画に基づく各年度ごとの計画)
導入の背景	○ <u>政策評価制度の導入</u> ・ 政策評価の持つ機能を気象庁の各種施策や業務にも適用し、独自性をもった評価を実施 ○ <u>実施庁の実績評価の導入</u> ・ 国土交通大臣が設定する実施庁としての目標に加え、自ら気象庁の各種業務についての目標を設定し、それらの目標に対する実績について自ら評価を実施	○ <u>政策評価制度の導入</u> ・ 政策評価の持つ機能を、海上保安庁の各種施策や業務にも適用し、独自性をもった評価を実施
開始時期	平成 13 年度～	平成 13 年度～
評価対象	① 国土交通省の政策評価基本計画等に計上された評価対象施策、テーマ、政策目標等 ② 国土交通大臣が定める実施庁が達成すべき目標 ③ 上記以外に気象庁が独自に追加した業績指標・目標値	① 国土交通省の政策評価基本計画等に計上された政策目標等 (政策チェックアップ) ② 上記以外に海上保安庁が独自に追加した業績指標・目標値
評価方式	次の3つの評価方式により実施 (1) <u>業績測定・実績評価 (チェックアップ)</u> ・ 実施庁に係る実績評価を含む。 (2) <u>事前評価 (アセスメント)</u> ・ 国土交通省の政策評価に沿って実施 (3) <u>プログラム評価 (レビュー)</u> ・ 国土交通省の政策評価に沿って実施	次の評価方式により実施 ○ <u>政策チェックアップ (業績測定)</u>
国土交通省の政策評価との関係	① 国土交通省が行う気象業務に係る政策評価の対象政策 (<u>政策チェックアップ</u>) について、 <u>気象庁が独自に評価を実施</u> ② 上記以外の対象施策、テーマ等 (<u>事前評価、プログラム評価</u>) については、 <u>国土交通省の政策評価基本計画に沿って、気象庁が評価を実施</u>	○ 国土交通省が行う海上保安業務に係る政策評価の対象政策 (<u>政策チェックアップ</u>) について、 <u>海上保安庁が独自に評価を実施</u>
実施庁に係る実績評価との関係	○ 国土交通大臣が定めた気象庁が達成すべき目標について、 <u>気象庁が独自に評価を実施</u>	○ 国土交通大臣が定めた海上保安庁が達成すべき目標とは別に海上保安庁が独自に設定した目標について、 <u>評価を実施</u>

(注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は当省が付した。

参考資料2

気象庁に関する国土交通大臣が定めた目標と気象庁が自主的に定めた目標との対比（平成14年度）
 （下表のうち網掛け部分は、国土交通大臣が設定した目標以外に、気象庁が独自に追加して定めた目標である。）

国土交通大臣が定める気象庁が達成すべき目標 <14年度の具体的な目標（13目標）>	気象庁業務評価レポート <〇数字→業績指標（12指標） 数字→業務目標（39目標）>
1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実にについて ① 豪雨等の予測に用いる上空の風の監視能力の向上を図るため、 <u>ウインドプロファイラ（上空へ向けて電波を放射し、その電波が大気によって反射されて戻ってきた電波を用いて風の鉛直分布を測定する装置）による時間的かつ空間的に高密度な高層風の監視を行う箇所を、14年度は25箇所から30箇所へ拡大する。</u> ② 飛行場における気象観測能力の向上を図るため、81空港で <u>空港気象観測システムを運用することを目指し、14年度は3空港に整備し、計35空港で運用する。</u> ③ <u>気象等の注警報について、発表の対象となる地域を絞り込み、きめこまかく発表することにより適切な防災活動を支援するため、14年度は関係都道府県と連携・協議し、府県予報区（総数56）のうち細分化を設定する予報区を47から50以上に拡大するとともに、既に設定した府県予報区においても更なる細分化を進めることにより、全国294の細分区域を更に30以上増加させる。</u> ④ 都道府県が管理する河川を対象として、 <u>都道府県と共同で行う洪水予報（指定河川洪水予報）を2以上の都道府県で開始する。</u> ⑤ 都道府県等との連携により、 <u>全都道府県から震度データを入手し、震度情報の発表対象市町村数を3,000以上とする。</u> ⑥ 都道府県との連携により、 <u>情報提供機能の向上を図るため、気象庁が発表・提供する図等を含む各種防災情報をネットワーク上で利用可能な防災情報提供装置を16年度までに全都道府県に接続することを目途に、14年度は45まで拡大する。</u> ⑦ 地球温暖化に関する情報の充実にため、 <u>人間活動が集中している都市圏を対象として、人工排熱を考慮した気候に関する予測情報の提供を開始する。</u>	（基本目標1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実にについて） 1. 雨量予測精度の向上等のために、ウインドプロファイラによる高層風観測を新たに5ヶ所で開始するとともに、観測データの品質向上 2. 時間的にきめ細かな観測データ提供等のための空港気象観測システムの整備（3空港に整備） 3. 気象警報等を発表する二次細分区域を全国の府県予報区(56)のうち50以上で設定（二次細分区域は全国で約330） 4. 豪雨水害対策のため、都道府県と連携し、洪水予報の拡充（数県で指定河川洪水予報の開始） 5. 震度情報の発表対象として3道県の150市町村を追加（全都道府県で3037市町村） 6. 16年度までに防災情報提供装置を全都道府県と接続することを目指し、14年度は接続先を45まで拡大 7. 地球温暖化精密予測情報の提供 ・都市気候モデルによる詳細な予測の開始（関東地方） ・各種効果を最適に表現する都市気候モデルの改良
2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について ⑧ 天気予報、週間天気予報等の基礎となる全地球を対象とした数値予報モデルを改善し、17年には、 <u>5日先の予測精度（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差）を12年実績の4日先の予測精度まで向上させ、予報の改善に反映させる。</u>	（基本目標1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実にについて） ①-a 天気予報の精度（週間天気予報における降水の有無の適中率と最高・最低気温の予報誤差） ・週間天気予報の5日後の精度を、18年までに、12年時点における4日後の精度まで向上させ、全国平均で降水の有無の的中率を70%に、最高・最低気温の予測誤差を各2.4°C、1.9°Cに改善する。
⑨ 各種の地球観測衛星により得られる観測データを収集し、地球規模での海面水温、海流等の情報作成に必要なデータを算出・提供できる衛星データ解析処理システムの運用を開始する。	（基本目標2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について） 8. 各種の地球観測衛星により得られる観測データを収集し、地球規模での海面水温、海流等の情報作成に必要なデータを算出・提供できる衛星データ解析処理システムの運用を開始する。
3. 気象業務に関する国際協力の推進について ⑩ <u>アジア太平洋地域気候センターを整備し、関係気象機関に対して、当該地域の1か月予報を支援する数値情報や気候の監視情報の提供を開始するとともに、技術支援のための会合を開催する。</u>	（基本目標3. 気象業務に関する国際協力の推進について） 9. アジア太平洋地域気候センターを整備し、関係気象機関に対して、当該地域の1か月予報を支援する数値情報や気候の監視情報の提供を開始するとともに、技術支援のための会合を開催する。
⑪ <u>全球気象通信の地球中枢として、16年度までに9カ国・地球の気象機関に対して新たな通信手段による情報提供を行うこととし、14年度はインドの気象機関との間を新たな通信手段に移行し、7気象機関まで拡大する。</u>	10. 全球気象通信の地球中枢として、16年度までに9カ国・地球の気象機関に対して新たな通信手段による情報提供を行うこととし、14年度はインドの気象機関との間を新たな通信手段に移行し、7気象機関まで拡大する。

<p>4. 気象情報の利用促進等について</p> <p>⑫ 民間において利用可能な気象情報について、降雨に関する情報等の充実により、提供量を424MB/日（前年度の目標に対して6%増）まで拡大を図る。</p>	<p>(基本目標4. 気象情報の利用促進等について)</p> <p>② 民間において利用可能な気象情報の量、技術資料の種類数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の気象情報の充実によって、14年度には12年度に比べて、民間の気象事業者等が利用可能な1日当たりの気象情報の量を35%以上増加させ424MB（新聞紙にして約1万7千ページに相当）にするとともに、気象情報の円滑な利用を支援するため、新たに30種類以上の技術資料を利用可能とする。
<p>⑬ 気象情報について、国民における幅広い利用を促進するため、気象庁ホームページの機能を拡充することによって、気象観測データや統計資料が閲覧できる電子閲覧室を開設するとともに、気象庁が保有する各種の気象、地震、海洋等の即時・非即時の情報を利用できる環境を整備する。</p>	<p>11. 気象情報のインターネット公開の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁ホームページを拡充し、警報・注意報、天気予報、地震・津波・火山情報、レーダー・アメダス・衛星画像等の即時情報にアクセスできる環境を整備 ・気象庁ホームページの機能拡充として、気象資料電子データベースを構築（電子閲覧室の開設と利用可能なデータ量の拡充）(25の再掲)
	<p>(基本目標1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について)</p> <p>(再掲)</p> <p>①ーb 天気予報の精度（明日天気予報が大きくはずれた年間日数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明日の天気予報において、降水確率、最高気温、最低気温が大きくはずれた年間日数（12年実績で、それぞれ全国平均で31日、49日、33日）を、18年までにそれぞれ2割程度減らし、25日、40日、25日にする。 <p>③ 台風予報の精度（台風中心位置の予報誤差）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風中心位置の72時間先の予報誤差（当該年を含む過去3年間の平均）を、17年までに12年と比べ約20%改善し、360kmにする。 <p>④ 大雨警報のための雨量予測精度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報に用いる雨量予測精度として、降水短時間予報の精度（3時間先までの雨量の予測値と実測値の比の平均）を、18年までに13年と比べ14%改善し、0.57とする。 <p>12. 運輸多目的衛星の整備等を着実に推進</p> <p>13. 風雨実況情報の発表をめざし、情報内容を検討・確定</p> <p>⑤ 震度情報の精度（推計した震度と実際の震度との合致率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震直後に発表する震度の推計値（1kmメッシュ値）と現地の実際の震度とが対応している割合を18年度までに4割程度改善し、70%にする。 <p>⑥ 想定東海地震の監視能力（①異常検知可能な地殻変動の大きさ、②把握可能な地震の大きさ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定東海地震の発生に先立って予想される前兆的なすべりについて、17年度までに現在の半分の大きさ（エネルギー）まで検知できるようにし、想定震源域で発生する小さな地震について、17年度までに現在の半分の大きさ（エネルギー）の地震まで把握できるようにする。 <p>⑦ 火山活動の監視能力（事前に異常を検知できる火山数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17年度までに事前に異常を検知できる火山数を22（12年度は12）に、このうち、より高い精度で事前に異常を検知できる火山数を8（12年度は4）にする。 <p>14. 推計震度分布の情報提供開始（報道資料として提供を開始後、年度内中にオンラインでの即時提供の開始）</p> <p>15. 地震の観測、監視能力の向上のために自己浮上式海底地震計による観測を3海域で実施（紀伊水道沖、東海沖、鳥取沖）</p> <p>16. 地震検知能力の向上</p> <p>17. 関係機関の火山観測データ利用について、連携・協議を進める</p> <p>18. 国土交通省との映像情報の交換開始など</p> <p>⑧ 飛行場予報の精度（飛行場の風向・風速予報の適中率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機の離着陸に影響を与える飛行場の風向と風速の予報が的中する割合（適中率）を、国内の主要3空港（新東京、東京、関西）において17年度までの目標として、13年度より風向は2ポイント、風速は3ポイント改善し、風向は68%、風速は67%にする。 <p>19. 航空気候表の作成・提供（15空港）</p> <p>20. 低層ウインドシヤーの監視能力の向上等のためにドップラーレーダーを整備</p> <p>⑨ 波浪予報の精度（北西太平洋などの外洋を対象とした波浪予測モデル適中率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北西太平洋などの外洋を対象とした24時間先の波浪の予測値と実際の観測値とが対応する割合を、17年度までに約10%改善し75%にする。

	<p>⑩ 地球環境に関する気象情報の充実・改善（改善または新規に作成され提供される情報の数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層、地球温暖化に関する温室効果ガスの監視情報について、13年度から15年度までの各年度1件の改善または新規情報提供を行う。 ・地球温暖化に関する予測情報として、13年度から18年度までに予測モデルの改善により、3件の新たな内容の予測情報を提供する。 <p>21. オゾン層観測報告の公表</p> <p>22. エーロゾル観測の成果を公表（年1回）</p> <p>⑪ 季節予報の精度（1か月予報に用いる数値予報モデルの精度、数値予報モデルによる予報期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月予報に用いる数値予報モデルの精度を、18年度までに、70%に改善する。 ・1か月予報に用いる数値予報モデルによる予報手法を、17年度までに、6か月予報まで拡張する。 <p>23. 季節予報モデルを用いた3か月予報を開始、3か月予報において気温について月別の確率表現を導入</p> <p>24. 気候変動監視レポートの公表</p> <p>25. 気象庁ホームページの機能拡充として気象資料電子データベースを構築</p> <p>26. 予報業務許可事業者への的確な対応</p> <p>27. 民間における気象測器の検定の活動範囲の拡充（指定検定機関の指定と認定測定者の認定を実施）</p> <p>（基本目標2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について）（再掲）</p> <p>⑫ 数値予報モデルの精度（地球全体の大気を対象とした数値予報モデルの精度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球全体の大気を対象とした数値予報モデルの5日後の予報誤差を、17年度までに約20%改善し、12年時点における4日後の予測誤差まで改善する。 <p>28. 気象の数値予報モデルの改善</p> <p>29. 地球温暖化予測のための地域気候モデルと全球気候モデルの高度化</p> <p>30. 地震発生過程のモデリング技術の改善</p> <p>31. 気象通信・情報処理システムの技術基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象通信基盤として、国内システム、国内基盤通信、国際系システムからなる総合通信システム基本計画を策定。 <p>32. 全世界からのアルゴフロート観測データとそれらを基にした海洋の実況情報の提供</p> <p>33. 火山活動評価手法の改善・高度化</p> <p>34. 気象研究所における研究開発・技術開発の推進</p> <p>35. 温室効果ガス等の観測データの品質向上</p> <p>（基本目標3. 気象業務に関する国際協力の推進について）（再掲）</p> <p>36. 国際的活動への参画と技術協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象業務に関する国際協力への参画 ・技術協力に係る研修の実施及び専門家の派遣 <p>（基本目標4. 気象情報の利用促進等について）（再掲）</p> <p>37. 気象講演会の開催（20ヶ所以上）</p> <p>38. お天気フェア等の開催</p> <p>39. 気象科学館の充実（新たな展示など）</p>
--	--

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は当省が付した。

参考資料3

海上保安庁に関する国土交通大臣が定めた目標と海上保安庁が自主的に定めた目標との対比(平成14年度)

(下表のうち網掛け部分は、国土交通大臣が設定した目標以外に、海上保安庁が独自に追加して定めた目標である。)

国土交通大臣が定める海上保安庁が達成すべき目標 ＜14年度の具体的な目標（12目標）＞	海上保安庁業務遂行計画に基づく年次計画 ＜○→業績指標（25指標） ・→14年度目標（37目標）＞
<p>1. 海上における治安の確保について</p> <p>① 情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進するために必要な組織等の整備を行うこと。</p> <p>② 速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船艇の整備及び夜間監視機能を備えた航空機の整備を行うこと</p> <p>③ 密輸・密航事案の摘発を強化するための効果的な資機材の開発及び整備を促進すること。</p> <p>④ 警察、税関等の関係取締機関との間において、情報交換、合同訓練、合同捜査等を実施し、連携の強化を図ること。</p>	
<p>⑤ 重要海域を特定するための60海域の調査（概査）を実施すること</p> <p>⑥ 「科学的・技術的ガイドライン」に従う重要海域の精密調査（精査）を平成21年度を期限として段階的に実施すること</p>	<p>(戦略目標Ⅰ 治安の維持)</p> <p>○ 「国連の大陸棚の限界に関する委員会」へ大陸棚の限界等に係る科学的・技術的資料を平成21年までに提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200海里を超えて大陸棚が延びる可能性のある重要海域調査 ・日本海等の境界面定海域調査等
<p>2. 海難の救助について</p> <p>⑦ 距岸20海里未満で発生した海難について、118番の定着、GMDSSの適正使用の指導、啓発等を行うことにより発生から2時間以内に海難情報を入手する割合が平成17年までに80%以上となることを目指すこと。</p>	<p>(戦略目標Ⅲ 海難の救助)</p> <p>○ 海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数を平成17年までに200人以下に減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般船舶及び漁船乗船者の死亡・行方不明者を250人以下に減少 ・プレジャーボート等乗船者の死亡・行方不明者数を40人以下に減少
<p>3. 海上交通の安全確保について</p> <p>⑧ 関係機関と連携し、モーターボートに係る救命胴衣着用率が平成17までに50%以上となることを目指す。</p> <p>⑨ AISの搭載義務化に対応するため、計画的にAIS陸上局を整備すること。</p>	<p>(戦略目標Ⅱ 海上交通の安全確保)</p> <p>○ マリンレジャー活動に伴う死亡・行方不明者数の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボート等乗船者、磯釣り愛好者のライフジャケット着用率の向上 <p>○ ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0.1に維持する ・新しい通航方式及び管制制御システムの提案と評価・検討
<p>⑩ 平成13年度に整備した次世代型海流監視システムのリアルタイム海況情報の提供を開始すること。</p>	
<p>4. 海象の観測等について</p> <p>⑪ 地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測するため、特にその発生の可能性の高い三陸南部、南海トラフ等の海域に分布する断層及び南方諸島の海底火山についての情報の空白区域を減少させること。</p> <p>⑫ 新たに中央防災会議で震源域が見直された東海沖等について、地震・火山活動の監視観測地点の増強を図ること。</p>	<p>(戦略目標Ⅳ 海上防災・海洋環境の保全)</p> <p>○ 地震・火山活動に関する精度の高い事前情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・火山活動の監視観測地点の増強（4地点） ・海域に分布する断層及び海底火山についての情報の空白区域の減少（断層5カ所、火山1カ所）
	<p>(戦略目標Ⅰ 治安の維持)(再掲)</p> <p>○ 薬物・銃器密輸事犯の摘発件数を平成14年から18年の移動平均で22.0件以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物・銃器密輸事犯の摘発件数22件以上を目指す <p>○ 海上ルートによる不法入国事犯の摘発水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘発水準の向上 <p>○ 外国漁船の不法操業の摘発水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘発水準の向上 <p>○ 国内密漁事犯の摘発水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘発水準の向上 <p>○ 我が国の主権を侵す行為に対する厳正な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳正な対応 <p>○ 海上及び海上からのテロ活動等による法益侵害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法益侵害の防止

	<p>(戦略目標Ⅱ 海上交通の安全確保) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海上における死亡・行方不明者を伴う海難船舶隻数 <ul style="list-style-type: none"> ・海上における死亡・行方不明者を伴う海難船舶隻数の減少
	<p>(戦略目標Ⅲ 海難の救助) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故に遭遇したマリナー愛好者（プレジャーボート等乗船者を除く）の死亡・行方不明者数の減少 <ul style="list-style-type: none"> ・磯釣り愛好者の死亡・行方不明者数の減少
	<p>(戦略目標Ⅳ 海上防災・海洋環境の保全) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害発生時の災害応急対策を迅速・的確に実施する体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害発生時の迅速的確な災害応急対策実施のための関係機関との連携強化 ・横浜海上防災基地の高度化、五管本部情報収集機能強化等による海上防災機能の強化 ・沿岸防災情報図のデジタルデータの整備（4海域） ○ ナホトカ号流出油災害規模の大規模流出油事故が発生した場合、必要な船艇・資器材を迅速に動員できる体制を確立 <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の迅速的確な応急活動実施のための関係機関との連携強化 ・気象・海象情報収集体制の強化 ○ 有害液体物質等に係る防除体制を確立 <ul style="list-style-type: none"> ・有害液体物質の防除手法に関する調査研究の実施 ○ 「防災基本計画」原子力災害対策編に定められた海上保安庁が担当する業務を的確に実施できる体制を確立 <ul style="list-style-type: none"> ・海上原子力防災委託研修 ・原子力安全対策資器材の整備 ・原子力災害の対応に関するマニュアル策定 ○ タンカー等の大規模火災に対応できる消防体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・消防船艇の代替による消防能力向上 ・職員に対する研修実施 ○ 各年度の海上漂流ゴミ実態調査結果の作成・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・「海洋汚染の現状」において漂流ゴミ調査結果（ゴミマップ）を公表 ○ 各年度の海洋汚染調査結果の作成・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染調査結果の作成、発表 ・東京湾にモニタリングポストを設置し、潮流等のリアルタイム情報を公表（インターネット） ○ 漂流・漂着ゴミ対策の推進による良好な環境の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・海難起因の漂着ゴミの除去協力への対応 ○ 汚染源の解明実績の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年から18年の海洋汚染源確認率の平均85%以上 ・流況シミュレーションモデルの整備 ○ 廃棄物・廃船の除去等による良好な環境の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年から18年の廃船撤去率の平均61%以上 ○ 航路標識電源への自然エネルギーの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物排出量約41t削減
	<p>(共通施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 巡視船艇の高速化率 <ul style="list-style-type: none"> ・年次目標値 61%

(注) 当省の調査結果による。